

横須賀市報

号外第7号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和7年第2号

包括外部監査結果の報告について

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人細野 和寿から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和7年4月1日

横須賀市監査委員	鷹野加裕子
同	井上東
同	関澤敏行
同	高橋英昭

令和 6 年度 包括外部監査の結果に関する報告書

環境に関する
財務事務の執行について

令和 7 年 3 月
横須賀市包括外部監査人
公認会計士 細野 和寿

目次

第1章 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 監査する事件（監査テーマ）	1
(2) 監査する事件（監査テーマ）の選定理由	1
(3) 外部監査対象年度	2
(4) 監査対象部	2
3. 外部監査実施期間	2
4. 包括外部監査人補助者	2
5. 利害関係	2
第2章 横須賀市の現状	3
1. 横須賀市を取り巻く環境	3
(1) 地勢	3
(2) 気候	4
2. 横須賀市の環境施策の概要と特徴	5
(1) 横須賀再興プラン 2022-2025	5
(2) 横須賀市環境基本計画 2030	10
(3) ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン	13
(4) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（7期）	16
3. 横須賀市のごみ処理施設	23
(1) 横須賀ごみ処理施設「エコミル」	23
(2) リサイクルプラザ「アイクル」	24
(3) 積替保管施設	25
(4) 最終処分場（三浦市）	25
4. 監査対象部の概要	26
(1) 監査対象部の組織・分掌事務について	26
第3章 監査の方針及び監査対象の決定	29
1. 監査の基本的な方針	29
2. 監査対象事業の選定	29
3. 監査要点	31
4. 監査手続	32
第4章 外部監査の結果及び意見（総論）	33
1. 全庁的な結果・意見について	33
2. 監査の結果及び意見の一覧	42
第5章 外部監査の結果及び意見（各論）	44
I 経営企画部 都市戦略課	44
No1 温暖化対策推進事業	44
No2 公共施設再生可能エネルギー化推進事業	50
No3 電気自動車普及促進事業	53

No4	脱炭素推進事業.....	58
II	環境部 環境政策課.....	63
No5	減量化・資源化啓発事業.....	63
No6	プラスチック資源化推進事業.....	67
No7	クリーンよこすか推進事業.....	70
No8	総務管理事業.....	73
III	環境部 環境保全課.....	76
No9	環境保全対策事業.....	76
IV	環境部 廃棄物対策課.....	81
No10	廃棄物処理手数料管理システム事業.....	81
No11	集団資源回収推進事業.....	87
No12	ごみ収集委託事業.....	92
No13	粗大ごみ収集事業.....	97
No14	一般廃棄物排出指導事業.....	102
No15	海浜地清掃事業.....	109
No16	小動物死体処理事業.....	112
No17	し尿収集事業.....	119
No18	浄化槽清掃事業.....	123
V	環境部 環境施設課.....	130
No19	リサイクルプラザ再資源化事業.....	130
No20	小動物死体処理事業.....	134
No21	長坂埋立地浄化センター管理事業.....	137
No22	埋立跡地管理事業.....	140
No23	し尿等下水道投入施設管理事業.....	143
VI	環境部 広域処理センター.....	147
No24	積替保管事業.....	147
No25	横須賀ごみ処理施設運営管理事業.....	151
No26	焼却灰溶融固化等処理事業.....	156
No27	ごみ最終処分事業.....	160
VII	環境部 久里浜収集事務所.....	163
No28	久里浜収集事務所管理事業.....	163
No29	久里浜収集事務所ごみ収集直営事業.....	168
No30	ごみ収集車購入事業.....	172
VIII	建設部 自然環境・河川課.....	176
No31	鳥獣保護管理対策事業.....	176
No32	みどりの基本計画推進事業.....	182

(注) 本報告書における記載内容の留意点

1. 端数処理について

金額は原則として単位未満を四捨五入して表示している。
報告書中の表の合計値は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

2. 監査の結果及び意見について

本報告書において、「監査の結果」とは、「法令や条例等への遵法性からは是正すべきものの」、「改善が必要であるが条例及び組織体制の変更等が必要なものの」、「事業事務の効率性や経済性の観点から特に改善を要すべきもの」等の観点から検出した事項である。

また、「監査の意見」とは、「不正・不当事項ではないが住民への説明責任上対応することが望ましい、あるいは将来のために改善していくことが望ましいと考えられるもの」、「行政運営上の改善のために参考となる提言」等である。

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件

(1) 監査する事件（監査テーマ）

環境に関する財務事務の執行について

(2) 監査する事件（監査テーマ）の選定理由

世界で起きている主な環境問題として、①地球温暖化、②森林破壊、③海洋汚染、④水質汚染、⑤大気汚染等が取り上げられており、わが国においても対策が取られているが、このうち地球温暖化に関しては、政府が、2050年（令和32年）までに温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指すことを表明し、地球温暖化対策推進法の改正や関係計画を見直し、経済と環境の好循環を目指す動きが具体化してきている。

横須賀市においては、市の最上位計画である総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）のうち、基本構想及び基本計画にあたる「YOKOSUKA ビジョン 2030」の環境分野の未来像において、持続可能な社会を実現するため、一人ひとりが日常生活において、環境にかかわることを「自分ごと」として考える意識を醸成し、横須賀が誇る豊かな自然環境と、快適な生活環境を将来の世代に引き継いでいくことを目指している。そしてこの環境分野の未来像を実現するための政策方針として、次世代に残すべき自然環境の保全と活用、地球温暖化への対策と気候変動への適応、循環型社会の形成ときれいで暮らしやすいまちの推進のための事業を行うことを掲げている。

「YOKOSUKA ビジョン 2030」の環境分野の未来像に基づく分野別計画の一つとして位置づけられている「横須賀市環境基本計画 2030」では、横須賀市が目指す環境像として「人と自然のやさしさが調和した環境を未来へつなぐまち よこすか」を掲げ、この環境像の達成に向けた取組みを進める上で5つの基本目標（「人と自然が共生し、ゆたかな環境に親しめるまち」、「気候変動に適応し、脱炭素社会へ移行するまち」、「身近なところから生活を見直し、循環型社会を構築するまち」、「安心で快適な生活環境を実現し、住みよいまち」、「環境にやさしい社会の担い手を育むまち」）を示している。

そして、「YOKOSUKA ビジョン 2030」の実施計画にあたる「横須賀再興プラン 2022－2025」では、「未来につながる環境の保全・創出」を5つの最重点施策の1つとし、①市役所の脱炭素化の推進、②市域全体の脱炭素化の支援、③海に囲まれた立地の活用、④身近な自然環境の保全、創出、活用、⑤循環型社会の推進、⑥新たな公園の整備の取り組みを進めており、公用車EV化導入事業、EVカーシェアリング事業及びブルーカーボン事業などの地球温暖化対策事業、市街化区域樹林地保全支援事業及びクリーンよこすか推進事業などの自然環境の保全・活用と循環型社会の推進のための事業を掲げている。「横須賀再興プラン 2022－2025」に掲げられた事業は、各年度の予算編成において積極的に予算配分することにより、横須賀市として環境問題に積極的に取り組む姿勢を示している。

また、横須賀市における環境保全に係る取組みは古く、「横須賀市環境基本計画 2030」

によると、横須賀市は、平成 8 年（1996 年）に「環境基本条例」を制定し「環境の保全及び創造に関する施策の基本方針」において示す施策を展開するため、平成 10 年（1998 年）に「横須賀市環境基本計画」（第 1 期）を策定したとされている。

横須賀市の環境保全に係る施策は長期間に渡って取り組まれており、環境分野という事業の性格上、効果測定も長期間に及ぶと考えられるため、各事業の実施状況を評価することは、将来の目標達成に向けた施策を検討するうえで重要なものになると考えられる。また、横須賀市は、環境に関して様々な取り組みを推進しており、これらの取り組みは市民の関心も高いと考えられる。包括外部監査において、財務事務の執行が法令規則に準拠して適正に行われているかどうか、また、経済的・効率的かつ有効性をもって行われているかを検証する意義は高いと判断した。

よって、環境に関する財務事務の執行を令和 6 年度（2024 年度）の包括外部監査における特定の事件（テーマ）として選定した。

(3) 外部監査対象年度

原則として、令和 5 年度（2023 年度）とするが、必要に応じて、他の年度についても監査対象とする。

(4) 監査対象部

横須賀市経営企画部、環境部及び建設部

3. 外部監査実施期間

令和 6 年（2024 年）7 月 1 日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで

4. 包括外部監査人補助者

公認会計士	梁瀬	亮
公認会計士	米谷	直晃
公認会計士	米山	友二
公認会計士	笈川	翔太郎
公認会計士	高橋	由佳
公認会計士	藤井	祐介
公認会計士	茨木	彩夏
公認会計士	浦葉	翔太
公認会計士試験合格者	飯島	春菜

5. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

1. 横須賀市を取り巻く環境

(1) 地勢

三浦半島の地形は、北帯山地、中帯山地、南帯山地の3つに大別され、横須賀市の主要部は中帯山地に属している。東西に併走する上町丘陵、大楠山地、武山山地といった標高100～200m内外の起伏の多い丘陵および山地からなり、これらの山地丘陵の間を縫って河川、低地が配列されている。このように、横須賀市の地形は山や丘陵が多く、広い平地が少ない点が特徴である。

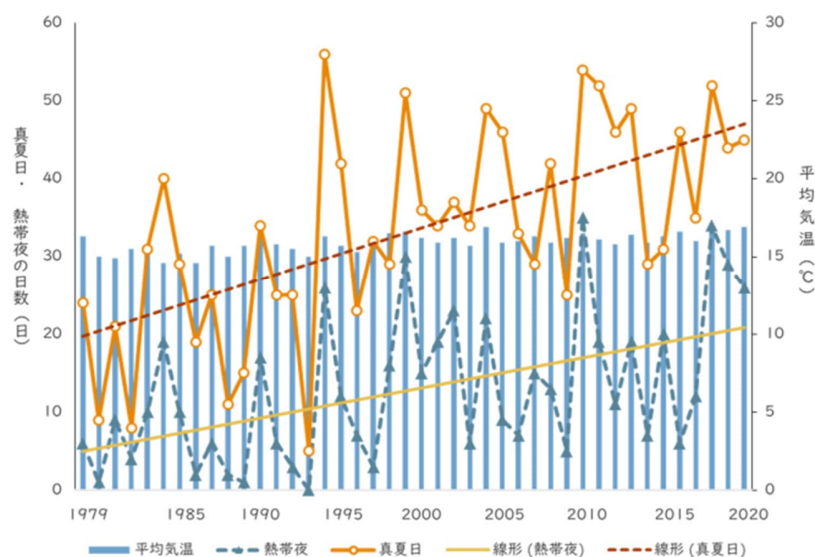
[illegible]

3

(2) 気候

「横須賀市環境基本計画 2030」によると、横須賀市の気候は年間を通して比較的温暖な気候である。平均気温はほぼ横ばいであるが、真夏日や熱帯夜の日数は増加傾向にある。

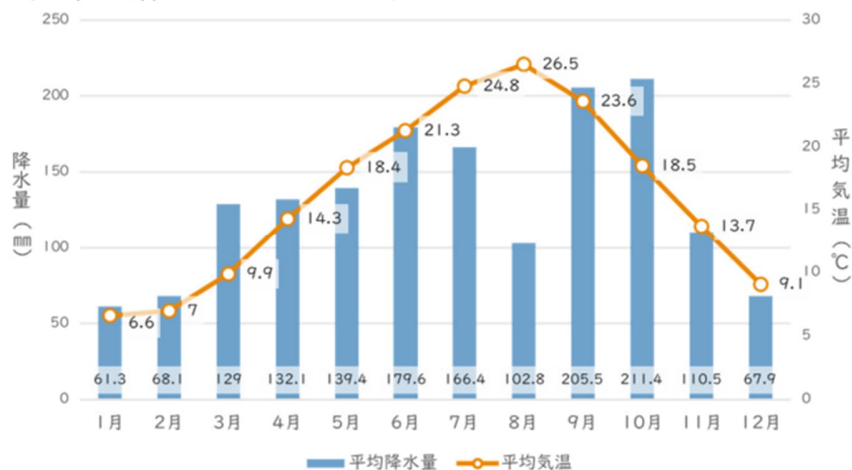
図表 2-1-2 平均気温・真夏日と熱帯夜の日数・平年気温の推移



出典：横須賀市環境基本計画 2030

降水量は、平成 3 年（1991 年）から令和 2 年（2020 年）の 30 年間について、月ごとの平年値をみると、冬季に少なく、梅雨が発生する 6 月や台風が多い 9 月から 10 月に多い傾向である。

図表 2-1-3 平均気温・降水量の平年値



出典：横須賀市環境基本計画 2030

2. 横須賀市の環境施策の概要と特徴

横須賀市の環境施策がどのように展開されているのか、概要及び特徴を見ていく。

(1) 横須賀再興プラン 2022-2025

横須賀市は、横須賀市の最上位計画である総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）のうち、実施計画として、「横須賀再興プラン 2022-2025」を策定している。

「横須賀再興プラン 2022-2025」では、他にはない横須賀が持つ個性をまちづくりに生かすため、「海洋都市」、「音楽・スポーツ・エンターテインメント都市」、「個性ある地域コミュニティのある都市」の3つのグランドデザインを描き、横須賀ならではの個性にさらに磨きをかけるための政策を推進している。

図表 2-2-1 めざすまちづくりの3つの方向性

海洋都市	横須賀の海は、2つの顔を持っています。東海岸側には、国内外の物流拠点となる港や海洋に関する研究機関が立地しています。また、近代日本の発展の礎となった歴史遺産などが各所に点在しています。 西海岸側には、風光明媚な海岸線やみどり豊かな自然を有しており、それぞれに多様な魅力と大きな可能性があります。この可能性に溢れた横須賀の海を、最大限まちづくりに活用していきます。
音楽・スポーツ・エンターテインメント都市	横須賀には、自然、歴史、文化など多彩な魅力を持つ地域資源がたくさんあります。これらの地域資源を生かし、音楽・スポーツ・エンターテインメントの力を融合させて、新たな魅力を創造します。 ワクワクがあふれるまちづくりを進め、市民が地元を楽しみ、まちに誇りや愛着を持つことはもちろん、市外に横須賀ブランドの魅力を発信し、集客につなげます。
個性ある地域コミュニティのある都市	都市部でありながら、住民同士の支え合いがある横須賀のコミュニティを次の世代に受け継ぐための地域づくりを進めます。 谷戸・高台といった横須賀の地形的な特徴を個性にとらえ、アーティストやクリエイターなど、多彩な才能を持つ方々と地域の方とつなぐことで、個性ある新たなコミュニティを生み出します。 身近な地域で相談できる環境を整えることで、市民の不安の解消、困りごとの解決につなげます。また、市民の健康を守るため、赤ちゃんから高齢者まで一貫した保健活動の取り組みを新たに開始します。

出典：「横須賀再興プラン 2022-2025」より監査人作成

横須賀市は、上記の「目指すまちづくりの3つの方向性」の下、次に挙げた5つの政策分野と具体的施策を「最重点施策」と位置づけ、重点的・戦略的に取り組んでいる。

図表 2-2-2 最重点施策

柱1 地域で支え合う福祉のまちの再興 
～住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちの実現～
(総合戦略 基本目標1 人口減少に対応したまちづくりを進める)

柱2 子育て・教育環境の再興(整備・充実) 
(総合戦略 基本目標2 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる)

柱3 経済・産業の再興 
(総合戦略 基本目標3 市内経済の活性化を図り、雇用を創出する)

柱4 歴史や文化、スポーツを生かしたにぎわいの再興 
～「観光立市よこすか」の実現～
(総合戦略 基本目標4 関係人口の創出や定住を促す魅力的な都市環境をつくる)

柱5 未来につなぐ環境の保全・創出 
(総合戦略 基本目標5 地球温暖化対策を進め、循環型社会を形成する)

基盤 目指すまちづくりの実現に向けた行政運営の方向性 

出典：横須賀再興プラン 2022-2025

令和6年度(2024年度)の包括外部監査でテーマとして取り上げた環境に関する施策としては、「柱5 未来につなぐ環境の保全・創出」が該当し、地球温暖化対策を進め、循環型社会を形成することを基本目標として掲げている。

そして、この基本目標を達成するための「柱5 未来につなぐ環境の保全・創出」の施策の方向性は次のようになっている。

図表 2-2-3 「柱 5 未来につなぐ環境の保全・創出」の施策の方向性

<施策の方向性> 豊かな自然環境を次の世代に引き継いでいくため、保全、創出、活用に取り組みます。 また、地球温暖化を防ぐため、横須賀市が主体的に行動することはもちろん、市民・事業者などがこの問題に、自分ごととして行動してもらうための取り組みを進めます。

出典：横須賀再興プラン 2022-2025

この施策の方向性のもと、「横須賀再興プラン 2022-2025」では、「主な取り組み」として、以下の施策・事業を掲げている。

図表 2-2-4 「柱 5 未来につなぐ環境の保全・創出」の主な取り組み

主な取り組み	主な取り組みの説明
①市役所の脱炭素化の推進	横須賀市の公共施設への太陽光発電システム設置を進め、公用車を順次 EV に切り替えていきます。 また、横須賀ごみ処理施設（エコミル）でごみ焼却時に発電した電気は施設内で自家消費後、余剰分を売却していましたが、エネルギーの地産地消に向けて、他の公共施設へ供給するなど、公共施設の温室効果ガス排出量の削減を図ります。 併せて、環境に配慮した企業へのインセンティブの仕組みづくりや、環境配慮製品の導入などの検討、他の自治体や民間企業と連携した取り組みも行っています。
②市域全体の脱炭素化の支援	太陽光発電システムや蓄電池の設備購入、窓の断熱改修などを行った場合、市内商業施設で利用できるポイントや商品券を交付します。 また、EV では、車両や充電器の購入費の一部を助成するほか、民間事業者と連携した EV カーシェアリングサービスを新たに開始します。（市役所裏に 2 台設置予定） 併せて、国や県などを含む、役立つ情報を一元的に分かりやすくお伝えしていきます。
③海に囲まれた立地の活用	ブルーカーボンとは、藻類などの生物によって吸収・固定される二酸化炭素のことで、その吸収量は陸上の植物に匹敵すると言われています。研究機関や市内企業等と連携して、藻類を増やすことで、二酸化炭素の吸収量を増やしていきます。こうした取り組みは、水質の改善や磯焼け対策など、自然環境の保全・再生にもつながります。
④身近な自然環境の保全、創出、活用	田んぼやため池、雑木林などと集落が一体となった地域は、里山と呼ばれる日本の原風景です。この失われつつある里山の環境や景観を保全、再生し、人々が自然とふれあう場や環境教育・環境学習の場として活用します。 「みどりの基本計画」に基づき、「みどり」の保全・創出に取り組むとともに、目標年度に向けて「みどりの基本計画」の見直しを行い、必要に応じて改定します。

主な取り組み	主な取り組みの説明
⑤循環型社会の推進	ごみの減量化・資源化、適正処理や環境美化を図るため、ごみトークや子どもごみ教室などを行うほか、長年、市民と横須賀市が一体となって環境美化活動に取り組んでいるクリーンよこすか市民の会の50周年記念事業などで意識啓発を図ります。 また、豊かな海を守るために、海洋プラスチックごみ対策アクション宣言に基づき、横須賀市や事業者間などで連携した取り組みを行い、輪を広げ、機運を高めていきます。 さらに、家庭での生ごみ減量化のため、生ごみ処理機の普及を促進します。特に、電気を使わず土の中に住む微生物の力等で生ごみを分解する非電動型の生ごみ処理機購入費の補助率を引き上げます。
⑥新たな公園の整備	衣笠地域にある大矢部弾庫の跡地は、戦後、自衛隊等の弾薬庫の保管、補給で使用されていた、文化財と自然が残る広大な敷地です。国と取得に向けた協議を進め、整備・活用に向けた調査を開始します。 また、久里浜地域では、横浜F・マリノス練習場が令和4年度(2022年度)にオープンします。

出典：「横須賀再興プラン 2022-2025」より監査人作成

「横須賀再興プラン 2022-2025」で位置づけられた施策・事業は、市の予算編成方針においても重点的に予算配分を行うこととされており、まさに横須賀市の最重要施策といっても過言ではない。

本報告書の第3章2に掲載の図表3-2-1において、監査対象事業の一覧を掲載しているが、「横須賀再興プラン 2022-2025」で重点施策・事業として位置づけられている事業には、「●」をつけている。

なお、各施策には「横須賀再興プラン 2022-2025」において数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定され、各施策の進捗状況などを検証することが予定されている。以下、環境施策に関連する横須賀市の数値目標・KPIを掲載する。

図表 2-2-5 横須賀再興プランの数値目標（一部）

○数値目標

項目	現状値	目標値 (2025年度)
温室効果ガス排出量の削減率※ 横須賀市域における二酸化炭素やメタンなど、7種類の温室効果ガスの総排出量（2013年度からの）削減率	—	23.7%以上
緑被率 みどりの全体量を表す指標として、樹木や草地など植物で覆われた土地の面積率	54.5% (2014年度)	54.5%以上
市民1人1日当たりのごみの排出量 市民1人1日当たりのごみの排出量 (g/人・g)	864g (2020年度)	832g以下

※横須賀市環境基本計画および地球温暖化対策実行計画では、2029年度までに削減率43%を目指しています。2025年度時点での削減目標は、23.7%となります。

出典：「横須賀再興プラン 2022-2025」

図表 2-2-6 横須賀再興プランの KPI（一部）

○重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値	目標値 (2025年度)
太陽光発電システム（太陽光パネル）を設置した市の公共施設の屋上等に太陽光発電システムを設置した施	10施設 (2020年度)	46施設
公用車の電動車両の導入率 全公用車のうち、電動車両（EV、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車等）の割合	13.9% (2020年度)	28.3%
太陽光発電システム等の設置・購入に対する助成件数 再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム）や省エネルギー機器（家庭用燃料電池システム、蓄電池等）の設置・購入に対する助成件数	5,691件 (2020年度)	7,531件 (累計)
電気自動車等の購入助成件数 個人、事業者等への電気自動車及び充電設備等の助成	425件 (2020年度)	725件 (累計)

出典：「横須賀再興プラン 2022-2025」

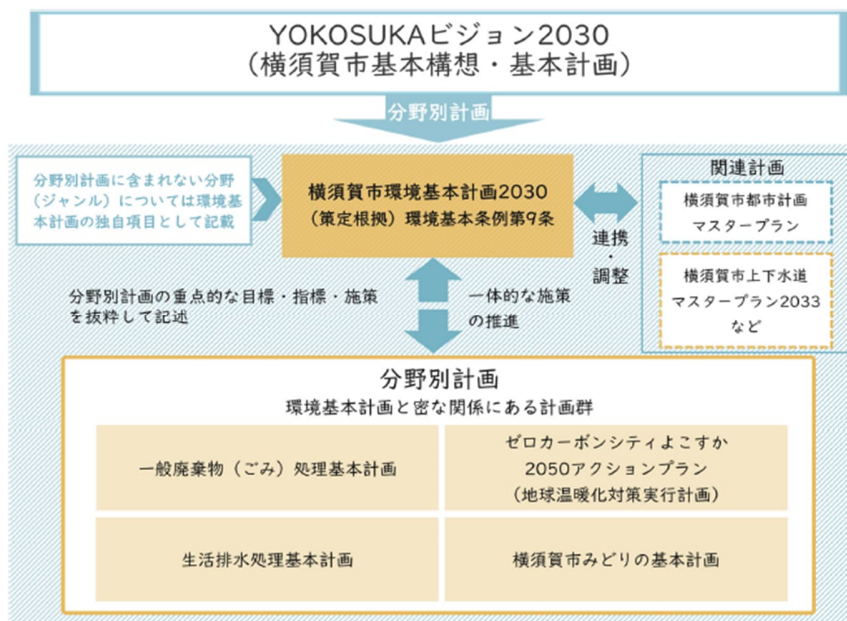
(2) 横須賀市環境基本計画 2030

「横須賀市環境基本計画 2030」は、横須賀市の最上位計画である総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）のうち、基本構想・基本計画である「YOKOSUKA ビジョン 2030」を実現する分野別計画として、連携が必要な他の分野別計画との調整を図り、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定された計画である。

環境基本計画において扱う環境分野は多岐にわたっており、みどり政策や地球温暖化対策、一般廃棄物処理などについては、個別計画を策定し、各種課題に対応している。

環境行政の推進にあたっては、他の個別計画との連携・調整が不可欠であることから、関連する個別計画を分野別計画として位置づけ、分野別計画における具体的な取り組みや施策を一体となって推進することにより、総合的かつ計画的に環境行政の推進を図っている。

図表 2-2-7 計画の位置づけ



出典：横須賀市環境基本計画 2030

計画の対象範囲は下記のとおりである。

図表 2-2-8 計画の対象範囲

環境分野	対象範囲
自然環境・みどり	緑化の推進、里山の環境、樹林地、河川環境・海域環境の保全、生物多様性の確保、公園整備、歴史的・文化的景観の形成
温暖化対策・気候変動	地球温暖化対策（緩和策）、気候変動への適応（適応策）、エネルギー対策、防災
循環型社会・廃棄物	廃棄物の減量・適正処理、資源循環、食品ロス対策、プラスチックごみ対策（海洋プラスチックごみを含む）
生活環境	大気環境、水・土壌環境、騒音・振動、悪臭、化学物質（ダイオキシン類）による汚染防止
環境教育・環境学習	体験の機会・場の提供、情報提供・普及啓発、人材育成、連携・協働

出典：横須賀市環境基本計画 2030

「横須賀市環境基本計画 2030」では、脱炭素社会への移行、循環型社会の構築、自然環境や生活環境の保全・改善をはじめとした取り組みを推進し、一人一人が「自分ごと」として身近な環境の現状や変化に関心を持ち、先人から受け継いだ恵みゆたかな環境を損なうことなく、将来世代へ引き継ぐことのできる「人と自然のやさしさが調和した環境を未来へつなぐまち よこすか」の実現を目指している。この「人と自然のやさしさが調和した環境を未来へつなぐまち よこすか」は、本計画において横須賀市が目指す環境の姿（環境像）としている。

そして、当該環境像の達成に向けた取り組みを進めるうえでの目標として、次の 5 つの基本目標を掲げている。

図表 2-2-9 計画の基本目標

1. <u>人と自然が共生し、ゆたかな環境に親しめるまちをめざします</u> 本市の自然環境は、多様な生物の生活空間となるだけでなく、本市の特徴ある景観を作り出し、私たちの生活に潤いとやすらぎをもたらす「市民共有の財産」です。 生物多様性に配慮した自然環境の保全と創出により、身近に自然とふれあうことができる環境やみどりのネットワークを形成するとともに、自然環境が有する多様な機能を活用した施策の推進を目指します。 また、市民生活に関わりの深い都市公園などの維持管理および利活用を推進し、人と自然が共生したゆたかな環境に親しめるまちを目指します。 2. <u>気候変動に適応し、脱炭素社会へ移行するまちをめざします</u> 「パリ協定」の採択以降、国内外において、脱炭素に向けた取り組みをはじめとする地球温暖化対策の取り組みが、これまで以上に重要視されています。 温室効果ガス排出量削減のための取り組み（緩和策）では、再生可能エネルギー

の導入・活用の促進と省エネルギーの推進により、効率的にエネルギーを活用し、エネルギーの地産地消を目指します。

また、気候変動に適応する取り組み（適応策）では、既に起こり、さらに激化しつつある気候変動による影響に対して、健康、産業、災害などの幅広い視点から回避・軽減を図り、脱炭素社会への移行を目指します。

3. 身近なところから生活を見直し、循環型社会を構築するまちをめざします

限りある資源の有効活用と廃棄物の増大を防ぐために、ごみの減量化・資源化の啓発を行うなど、取り組みを進めるとともに、新たな課題である「食品ロス」や海洋プラスチックごみへの対応を進めます。

社会全体で資源を大切に使う意識を醸成し、身近なところから生活を見直すとともに、一人一人が廃棄物の減量化・資源化・適正処理のために行動し、環境への負荷を低減した循環型社会の構築を目指します。

4. 安心して快適な生活環境を実現し、住みよいまちをめざします

生活の基盤となる大気環境や水環境などの生活環境の悪化を未然に防ぎ、良好に維持するための取り組みとして、大気環境や水環境の状況を測定するなど、法令に基づく検査・指導を行います。

また、公共下水道の整備をはじめとした生活排水の適正処理を進め、安心して快適な生活環境を実現し、住みよいまちを目指します。

5. 環境にやさしい社会の担い手を育むまちをめざします

あらゆる人が参加できる環境教育・環境学習の機会や場づくりを推進し、積極的な情報提供を行うことで、環境への興味・関心を高める取り組みを推進します。

環境に配慮する意識を醸成し、一人一人が「自分ごと」として考え、行動できる人づくりを進めるとともに、各主体との連携・協働により、一体となって環境保全に取り組む土壌を形成することで、環境にやさしい次世代の社会を担う人材を育むことを目指します。

出典：横須賀市環境基本計画 2030

(3) ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン

本計画は、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを実現することを目指し、市民・事業者・市が協力して温室効果ガス排出量の削減に取り組むことを目的として策定された。また、気候変動に対して柔軟に対応するための総合的な計画としての役割を担っている。

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編および事務事業編）」として位置づけられている。

また、2018 年（平成 30 年）12 月に施行された「気候変動適応法（以下「適応法」という。）」に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置づけられている。

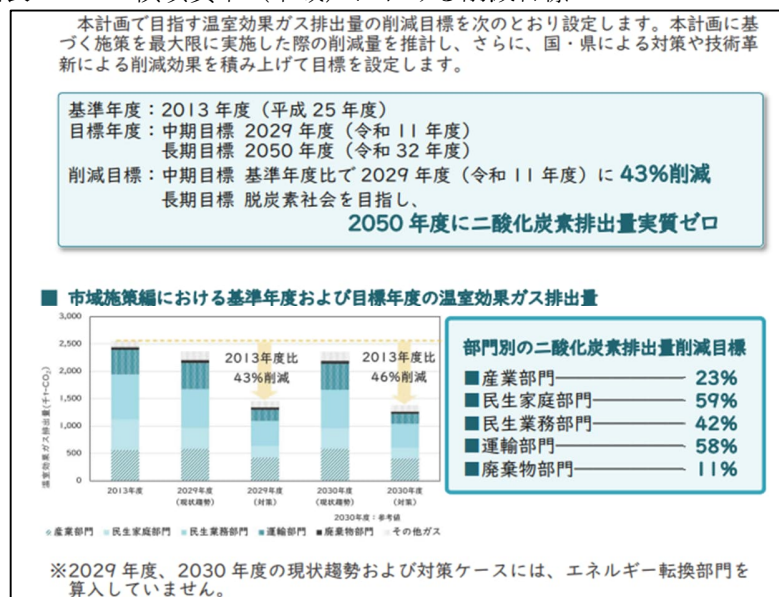
図表 2-2-10 計画の役割

■ 地球温暖化対策実行計画としての役割		
本市における平均気温の変化はほぼ横ばいですが、真夏日や熱帯夜の日数に注目すると増加傾向にあり、地球温暖化対策が必要です。 本計画の市域施策編においては市域から発生する温室効果ガスに関する対策を、市役所事務事業編においては市役所の事務事業に関する対策を整理しています。		
【基本方針】	【施策の分野】	【施策の項目の主な内容】
(1) 再生可能エネルギー導入・活用の促進	①再生可能エネルギーの導入・活用と普及促進	新エネルギーなどの導入促進や自立分散型電源の推進に取り組みます
(2) 省エネルギーの推進	①家庭における省エネルギーの推進	市民のライフスタイルの転換、住宅や家電機器の省エネルギー化に取り組みます
	②事業活動における省エネルギーの推進	事業活動の省エネルギーの推進、建築物などの地域の省エネルギー化の促進に取り組みます
(3) 脱炭素型都市への移行	①拠点ネットワーク型都市づくり	拠点ネットワーク型都市づくり、自動車利用の軽減、次世代自動車の普及促進に取り組みます
	②みどりの保全と創出【吸収源対策】	緑地保全および緑化の推進、海域環境保全の推進に取り組みます
	③ヒートアイランド対策の推進	ヒートアイランド対策の推進に取り組みます
(4) 循環型都市の形成	①ごみの減量化・資源化、適正処理の推進	3R+I（発生抑制、再利用、再生利用、拒否）の推進、適正処理の推進に取り組みます
■ 地域気候変動適応計画としての役割		
気温の上昇や大雨の頻度の増加、熱中症リスクの増加など、気候変動やその影響が全国各地で現れています。本市においても、21 世紀末（2076～2095 年）に気温が約 3.5～4.0℃上昇すると予測されており、気候変動による猛暑や豪雨のリスクに対して柔軟に取り組む必要があります。 気候変動の影響による被害の回避・軽減対策について、各主体が一丸となって取り組みを推進するために適応策を設定します。		
【7つの分野】		【適応策の主な内容】
(1) 農業・水産業分野		灌漑や干渴の保全・再生、農家への情報提供、高温被害対策などに取り組みます
(2) 水環境・水資源分野		水質浄化対策の検討、漏水発生時の水量確保、節水強化を促す広報活動に取り組みます
(3) 自然生態系分野		生育・生息状況調査の実施や保全手法の検討、外来生物対策に取り組みます
(4) 自然災害・沿岸域分野		河川改修、高潮対策、がけの改善などハード面の対策や、警戒避難体制の整備などのソフト対策に取り組みます
(5) 健康分野		熱中症関連情報の発信や高齢者などのハイリスク者の見守りについて取り組みます
(6) 産業・経済活動分野		観光客への注意喚起や、クールシェアスポットの整備に取り組みます
(7) 市民生活・都市生活分野		緑地整備など熱環境の改善、道路ネットワークの強化、災害時などの非常時における電力供給設備の整備に取り組みます

出典：ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン（概要版）

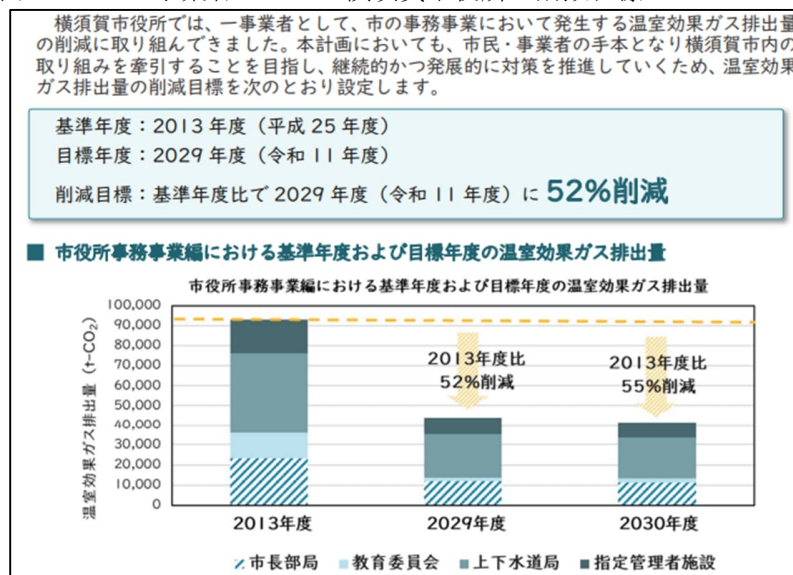
「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」は、横須賀市全体（市域施策編）と市の事務事業（市役所事務事業編）における温室効果ガス排出量の削減目標をそれぞれ設定している。

図表 2-2-11 横須賀市（市域）における削減目標



出典：ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン（概要版）

図表 2-2-12 一事業者としての横須賀市役所の削減目標



出典：ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン（概要版）

「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」では、温室効果ガスの削減のため、特に重点的に進める取り組みを重点プロジェクトとして位置づけている。

プロジェクトの内容は、本市における環境課題や社会的要請などの実情に基づき、特に優先度や緊急度が高いと考えられる取り組みとするとともに、新たなテーマにおける取り組みの展開を推進している。

以下、「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」に掲載されている重点プロジェクトの一部を紹介する。

図表 2-2-13 重点プロジェクト

プロジェクト 1

省エネ×再生可能エネルギーの導入・活用促進プロジェクト

家庭や事業所における省エネルギーの取り組みによりエネルギー消費量を低減するとともに、再生可能エネルギーの自家消費や市域全体のエネルギーネットワークの構築によってエネルギーの地産地消を図ることで、市域から排出される温室効果ガス排出量の低減とエネルギーの自給率向上を目指します。

【取り組み候補】

- ・ 自発的な省エネ活動の促進（例：デジタルナッジ、太陽光発電の自家消費の促進）
- ・ 脱炭素社会に向けてエネルギーの地産地消を目指した再生可能エネルギーの導入（例：風力、波力、潮力エネルギー、藻類バイオマスによる発電事業の研究、実証）
- ・ スマートグリッド、VPPの構築



プロジェクト 2

環境にやさしい移動手段の利用促進プロジェクト

事業者との連携による取り組みを加速し、市内における電気自動車などの次世代自動車の導入を促進するとともに、温室効果ガス排出量の小さい公共交通機関への転換について促進したり、スマートモビリティを導入したりして、排気ガスの削減と産業の活性化を目指します。

【取り組み候補】

- ・ 次世代自動車の導入促進（例：電気自動車、小型モビリティなど）
- ・ 公共交通機関への転換の推進
- ・ 市内企業との連携拡大



出典：ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン（概要版）

(4) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（7期）

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」は、「横須賀市環境基本計画 2030」のうち、廃棄物分野における個別の計画の1つであり、長期的視点に立った横須賀市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画である。基本方針及び具体的施策は以下のとおりである。

【基本方針】

- ・ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）にリフューズを加え「3R+1」を基本方針とし、ごみを減らす取り組みを推進する。
- ・ SDGs を達成するための取り組みを推進する。

図表 2-2-14 施策の一覧

施策の分類	具体的施策
1. 重点施策	①食品ロスに関する施策
	②プラスチックごみの削減、資源化の推進
	③事業系ごみに関する施策
2. 継続施策	①ごみの減量化、資源化、適正処理のための啓発
	②ごみの排出指導
	③処理手数料の適正化
	④分別区分の整理
	⑤高齢者等のごみ出し支援
	⑥いわゆる「ごみ屋敷」への対応
	⑦剪定枝（枝草）の資源化
	⑧海岸漂着ごみの円滑処理
	⑨ポイ捨て防止及び路上禁煙の徹底
	⑩不法投棄対策の強化
	⑪適正処理困難物および排出禁止物に関する指導
3. 検討施策	①家庭系剪定枝の資源化
	②家庭ごみの有料化
	③ごみ処理に関する新たな技術等の調査、検討

- 1.重点施策...食品ロス、プラスチックごみへの対応など時代に即した施策や事業系ごみに関する施策で「循環型都市よこすか」推進のため、計画期間中に特に重点的に推進する施策
- 2.継続施策...啓発や指導など、これからも継続して推進し充実させていく施策
- 3.検討施策...ごみの有料化など、これからも継続して検討していく施策

このうち、重点施策として掲げている3施策の内容を紹介する。

① 食品ロスに関する施策

- ・積極的な情報提供に努め、食品ロスの削減に向けた市民・事業者の取り組みを支援します。
- ・家庭から出る燃せるごみに含まれる食品ロスの割合を調査し、その結果を食品ロス削減の市民啓発に活用します。
- ・フードバンク団体と連携し、フードドライブの実施やイベントなど身近な場所で食品を寄附できる環境づくりを進めます。
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律の基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定します。

② プラスチックごみの削減、資源化の推進

- ・プラスチック資源循環促進法（正式名称：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）の成立により、基本方針として示されたプラスチック廃棄物（資源）の分別収集や再資源化などについて、国などの情勢を踏まえ、情報収集しながら検討を進め、プラスチック再商品化計画を策定します。
- ・海洋都市 横須賀「海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」を踏まえ、海洋プラスチックごみ削減に向けた対策を推進します。
- ・ペットボトルの再利用を促進している流通や製造にかかわる企業等と連携し、ラベル、キャップの分別の徹底やペットボトルの回収に対して市民参加を促します。
- ・プラスチックごみに関して市民、事業者、市が連携し、それぞれが自分ごととして捉えて行動できるよう啓発を行います。

③ 事業系ごみに関する施策

- 「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項）とされています。
- 本市でも、事業系一般廃棄物の自己責任による処理を原則とし、収集・運搬については、許可業者への委託など事業者負担による収集・運搬とし、焼却などの処分は、処理手数料の負担を求めたうえで、市施設での受け入れ、適正処理を行っています。
- 事業系ごみの減量化・資源化の促進について示します。
- ・食品廃棄物のリサイクルの促進
- 食品リサイクル法（正式名称：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）により、食品関連事業者によるリサイクルが推進され、国による指導、助言がされていますが、市から排出事業者へ啓発するとともに、食品廃棄物の発生抑制、減量化につながる施策を検討します。
- ・紙類の減量化、資源化
- 事業者が焼却処理している紙類を資源化につなげる施策を検討します。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、令和 11 年度（2029 年度）を目標年度として、ごみ排出量、資源化量、資源化率、1 人 1 日排出量について、数値目標を設定している。ごみ排出量は、人口減により自然減が見込まれるが、人口減少による減少を上回る水準で目標設定を行っている。

図表 2-2-15 目標年度におけるごみ処理の数値目標

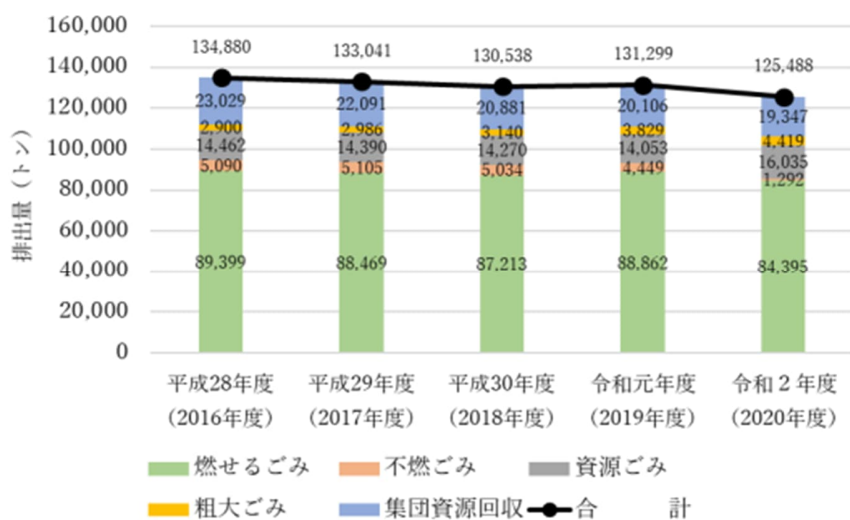
項目	単位	令和 2 年度 (2020 年度) 【基準年度】	令和 11 年度 (2029 年度) 【目標年度】	比較
ごみ排出量	トン	125,488	111,222	△14,266
集団資源回収	トン	19,347	13,661	△5,686
資源化量	トン	42,056	37,421	△4,635
資源化率	%	33.5	33.6	0.1
1 人 1 日排出量 (集団資源回収含む)	グラム/人・日	864	810	△54

出典：一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

なお、横須賀市のごみ排出量の推移は次のとおりである。

経年変化を見ると、概ね減少傾向にある。令和元年度（2019 年度）は微増しているが、これは台風などによる災害ごみが増加したことが主な要因と考えられている。

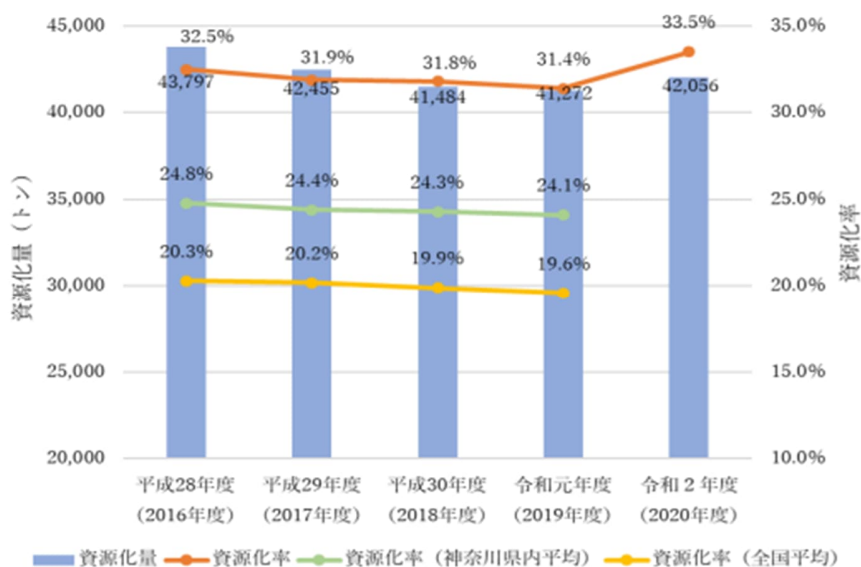
図表 2-2-16 ごみ排出量の推移



出典：一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

横須賀市の資源化量と資源化率の推移は以下のとおり。令和2年度（2020年度）は事業系の枝草の資源化を開始したため上昇している。

図表 2-2-17 資源化量・資源化率の推移

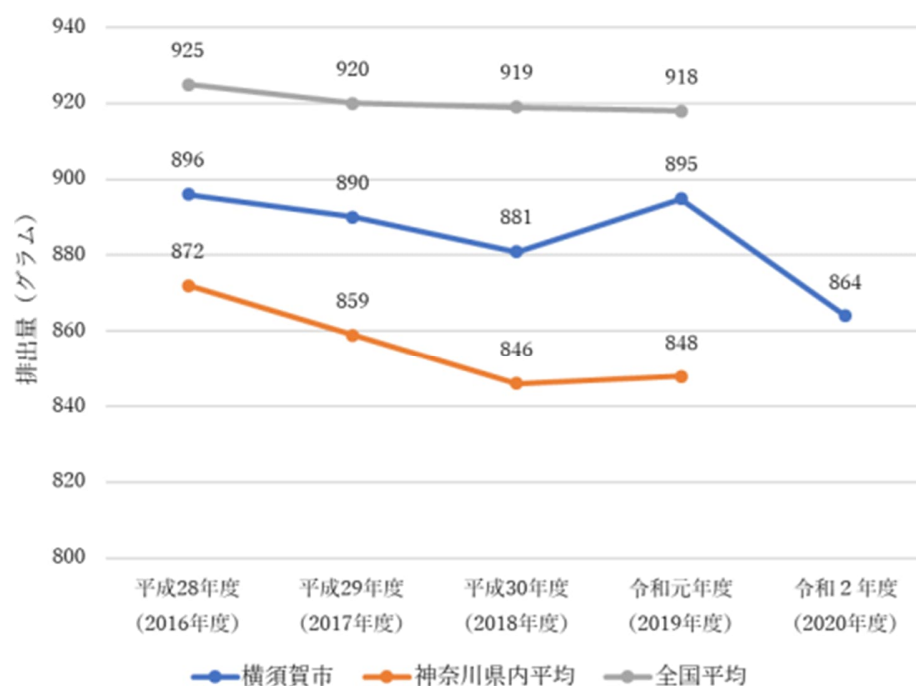


出典：一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

横須賀市におけるごみの1人1日あたり排出量（集団資源回収を含む）の推移は以下のとおりである。経年変化をみると、令和元年度（2019年度）は増加に転じているが、概ね減少傾向にある。

神奈川県平均及び全国平均と比較すると、全国平均を下回っているものの、県内平均を上回っている状況である。

図表 2-2-18 1人1日排出量の推移

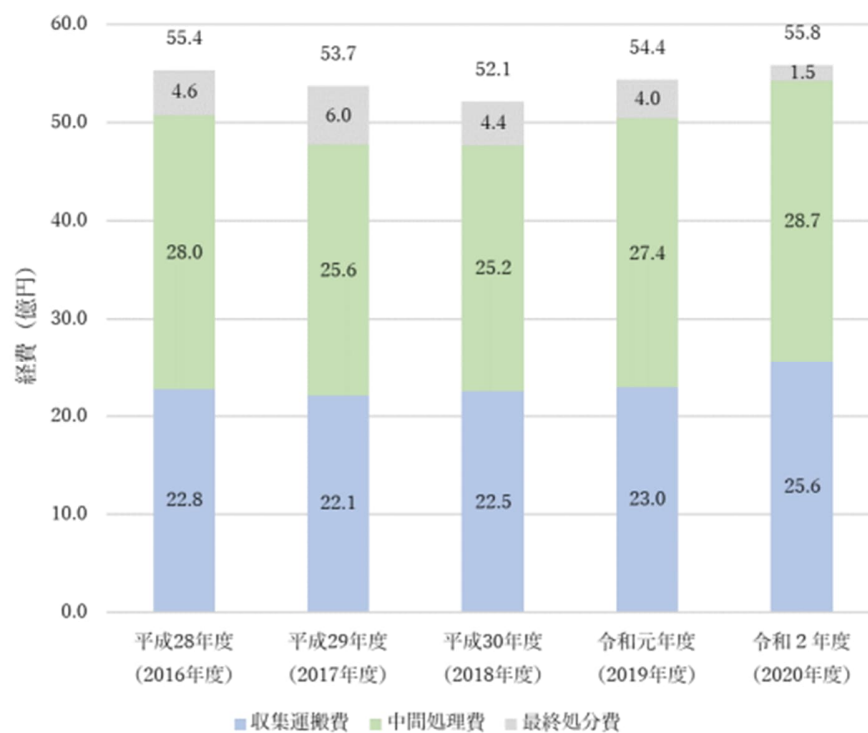


出典：一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

横須賀市のごみ処理経費の推移は次のとおり。令和2年度（2020年度）は横須賀ごみ処理施設エコミルの稼働による、人員配置や処理の委託方法の変更などにより収集運搬費、中間処理費が増加している。

一方、三浦市の最終処分場の稼働により、最終処分費は減少している。

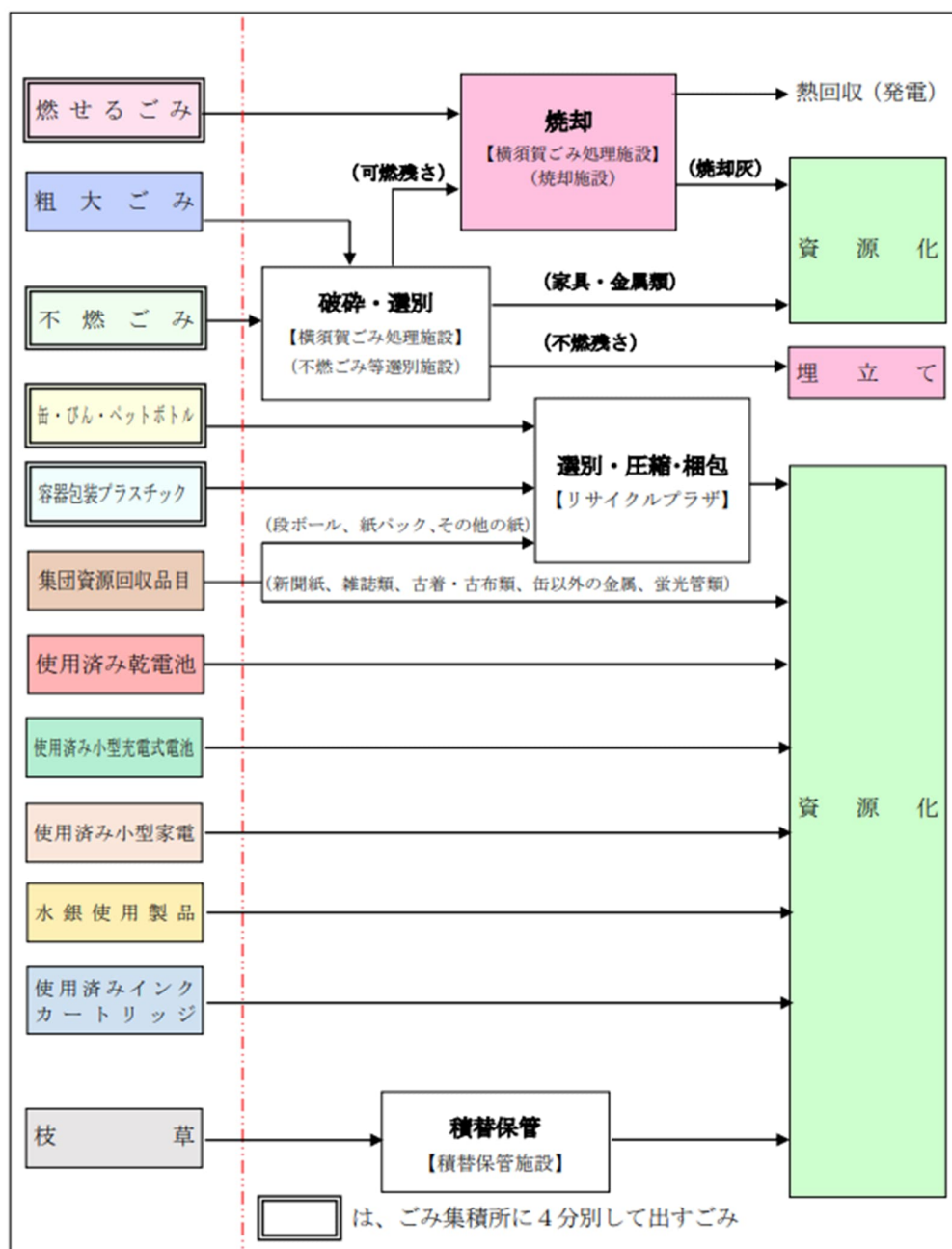
図表 2-2-19 ごみ処理経費の推移



出典：一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

最後に、横須賀市のごみ処理フローについて紹介する。

図表 2-2-20 ごみ処理フロー



出典：一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

3. 横須賀市のごみ処理施設

監査対象事業には、一般廃棄物処理事業に関する事業が多く含まれている。ここからは、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に掲載されている横須賀市のごみ処理施設について、概要を紹介する。

(1) 横須賀ごみ処理施設「エコミル」

横須賀市と三浦市は、協力してごみ処理に取り組む広域化を推進する目的で、平成21年（2009年）3月に横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画を策定し、横須賀市に「横須賀ごみ処理施設」を、三浦市に「最終処分場」を整備している。

その後、令和2年（2020年）3月から燃せるごみ、不燃ごみおよび粗大ごみを横須賀ごみ処理施設「エコミル」へ運搬し処理している。燃せるごみの焼却後に発生した焼却灰や不燃ごみ・粗大ごみを選別して得られた金属類を資源化し、不燃ごみ残さについては三浦市の最終処分場へ搬出している。

① 焼却施設

燃せるごみ、不燃ごみ等選別施設からの可燃残さなどを焼却処理し、サーマルリサイクルを行っている。

焼却処理に伴って発生する熱を回収して発電を行い、焼却処理施設内で利用するとともに電力会社に売電している。

所在地	横須賀市長坂5丁目1番1号
しゅん工	令和2年2月
焼却能力	120トン×3炉／日＝360トン／日
発電能力	6,600キロワット
炉数	3炉
炉形式	ストーカ炉／全連続燃焼式

② 不燃ごみ等選別施設

不燃ごみと粗大ごみを処理対象とし、破碎選別処理を行っている。選別された金属類は資源化している。可燃残さは焼却施設で焼却し、不燃ごみ残さは三浦市の最終処分場で埋め立て処分している。

所在地	横須賀市長坂5丁目1番1号
しゅん工	令和2年2月
処理能力	30トン／5時間
処理方式	破碎選別



出典：一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(2) リサイクルプラザ「アイクル」

リサイクルプラザは、資源ごみを再資源化するための中間処理施設であり、容器包装リサイクル法（正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）に基づく、缶類、びん類、プラスチック類および紙類の4種類 10 品目の全てに対応している。

平成 13 年（2001 年）4 月に稼動を開始してから 20 年以上経過しており、プラント設備の各機器に経年劣化が進んでいるが、設備点検や修繕等に対応し安定稼働を確保できるよう対策を講じている。

所在地	横須賀市浦郷町 5 丁目 2931 番地
しゅん工	平成 13 年 3 月
処理能力	220 トン／日（5 時間）（容器包装廃棄物の選別・圧縮こん包）



出典：一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(3) 積替保管施設

事業系剪定枝のうち、市内の民間資源化処理施設へ持ち込みできない草などを受け入れ、たい肥化等を行う資源化処理施設へ搬出している。

所在地	横須賀市長坂 5 丁目 3656 番地
しゅん工	平成 27 年 2 月
延床面積	972.81 m ²



出典：一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(4) 最終処分場（三浦市）

広域処理施設として三浦市が整備した施設である。

不燃ごみ等選別施設からの不燃ごみ残さを処理対象として埋立処分している。

所在地	三浦市三崎町六合字堂ヶ島 1848 番 1
しゅん工	令和 2 年 2 月
埋立容量	48,900 m ³
処分場形式	屋根付き（クローズド型）処分場



出典：一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

4. 監査対象部の概要

(1) 監査対象部の組織・分掌事務について

「横須賀再興プラン 2022-2025」の「柱 5 未来につなぐ環境の保全・創出」で掲げられた環境関連施策・事業は、令和 5 年度（2023 年度）の監査対象部である経営企画部、環境部、建設部に跨って所管されている。

経営企画部は、企画調整課、都市戦略課、広報課、デジタル・ガバメント推進室、まちづくり政策課、事業用地課の 6 課から構成されている。このうち、地球温暖化対策に関する事業を所管しているのが都市戦略課（ゼロカーボン推進担当）であるため、都市戦略課が所管している事業から監査対象事業を選定した。なお、図表 2-4-1 では都市戦略課以外の経営企画部の分掌事務は記載を省略している。

環境部は、環境政策課、環境保全課、廃棄物対策課、環境施設課、広域処理センター、久里浜収集事務所から構成されている。環境部は一般廃棄物の処理に関する事業のほか、環境基本計画で位置づけている環境教育や循環型社会の構築などの事業を所管しており、全ての課を監査対象とした。

建設部は、土木計画課、土木用地課、道路整備課、道路維持課、自然環境・河川課、公園管理課、公園建設課から構成されている。このうち、自然環境の保全などの環境関連の事業を所管しているのが自然環境・河川課であったため、自然環境・河川課が所管している環境関連の事業から監査対象事業を選定した。なお、図表 2-4-1 では自然環境・河川課以外の建設部の分掌事務は記載を省略している。

監査対象とした部・課が担当している主な業務は以下のとおりである。

図表 2-4-1 監査対象部・課の分掌事務（主な業務内容）

部	課	分掌事務（主な業務）
経営企画部	都市戦略課	(1) 総合計画に関すること。
		(2) 基本政策の調査、研究及び立案に関すること。
		(3) ゼロカーボン推進に関すること。
		(4) 行政評価に関すること。
		(5) 行財政改革の推進に関すること。
		(6) 市勢統計に関すること。
		(7) 統計法に基づく基幹統計調査(他部及び部内の他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
環境部	環境政策課	(1) 環境基本計画に関すること。
		(2) 一般廃棄物の適正処理及び公衆衛生の向上に関すること。
		(3) 一般廃棄物(ごみに限る。)の処理計画及び統計に関すること。
		(4) 一般廃棄物(ごみに限る。)の調査研究に関すること。
		(5) 一般廃棄物(ごみに限る。)の減量化、資源化及び適正処理の推進に関すること。
		(6) クリーンよこすかの推進に関すること。
		(7) 環境美化の推進に関すること。
		(8) 環境教育・環境学習に関すること。

部	課	分掌事務（主な業務）
		(9) 広域処理センター及び久里浜収集事務所の職員の労務に関すること。
		(10) 環境事業用自動車の総括管理に関すること。
		(11) 環境施設課(リサイクルプラザに限る。)、広域処理センター及び久里浜収集事務所を所管する職員安全衛生委員会の調整に関すること。
		(12) 部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。
		(13) 他課の主管に属しない事務に関すること。
	環境保全課	(1) 工場及び事業場の大气、水質、騒音、悪臭、土壌等に係る監視及び規制指導に関すること。
		(2) 大气、水質、騒音、悪臭、土壌等に係る環境監視及び調査に関すること。
	廃棄物対策課	(1) 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥に限る。)の処理計画に関すること。
		(2) 一般廃棄物の収集、運搬、処理及び排出の指導に関すること。
		(3) 集団資源回収に関すること。
		(4) 事業系廃棄物排出事業者の指導監督に関すること。
		(5) 廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
		(6) 廃棄物処理施設の許可及び指導監督に関すること。
		(7) 横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例に基づく指導等(調査、排出支援等に限る。)に関すること。
		(8) 廃棄物の不法投棄防止の啓発に関すること。
		(9) 廃棄物収集等手数料の賦課徴収に関すること。
		(10) 浄化槽の清掃、維持管理指導、設置届に関すること。
		(11) 浄化槽保守点検業の登録及び指導監督に関すること。
		(12) 放置自動車の発生防止及び適正処理に関すること。
	環境施設課	(1) 環境部の所管施設の調査研究及び計画に関すること。
		(2) 環境部の所管施設の工事の設計及び施行に関すること。
		(3) 環境部の所管施設の維持管理に関すること(部内の他課の主管に属するものを除く。)
		(4) し尿等下水道投入施設の運営に関すること。
		(5) 容器包装廃棄物の資源化処理並びに不用品の再生及び提供に関すること。
		(6) 資源物のリサイクル推進に関すること。
		(7) リサイクルプラザに係る廃棄物の計量及び手数料の賦課徴収に関すること。
		(8) リサイクルプラザの管理に関すること。
	広域処理センター	(1) 廃棄物の焼却に関すること。
		(2) 廃棄物(不燃ごみ、粗大ごみ及び植木せん定枝に限る。)の処理に関すること。

部	課	分掌事務（主な業務）
		(3) 横須賀ごみ処理施設の維持管理に関すること。
		(4) 廃棄物の計量及び手数料の賦課徴収に関すること(他課の主管に属するものを除く。)
		(5) 環境部所管事業場安全衛生委員会に関すること。
	久里浜 収集事務所	(1) 一般廃棄物(定日)の収集及び運搬に関すること。
		(2) 臨時ごみ等の収集に関すること。
		(3) 粗大ごみの収集受付に関すること。
		(4) 廃棄物の不法投棄の巡回調査、指導及び回収に関すること。
		(5) 廃棄物の排出の調査に関すること。
		(6) 横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例に基づく指導等(調査、排出支援等に限る。)に関すること。
		(7) 久里浜収集事務所職員安全衛生委員会に関すること。
		(8) 車両及び資機材の管理に関すること。
		(9) 環境事業用自動車の整備に関すること。
		(10) 車両の運行管理に関すること。
建設部	自然環境・ 河川課	(1) みどりの基本計画に関すること。
		(2) 自然環境の保全、再生及び活用に関すること。
		(3) 鳥獣の保護及び管理に関すること。
		(4) 緑地の保全及び緑化の推進に関すること。
		(5) 近郊緑地保全区域内、風致地区内等における行為の許可等に関すること。
		(6) みどりの基金に関すること
		(7) 河川等の指定及び廃止に関すること。
		(8) 河川等の維持管理及び占用使用等に関すること。
		(9) 河川等の整備及び維持管理に関すること。

出典：横須賀市 HP をもとに監査人作成
（※上表は、令和5年度（2023年度）時点の分掌事務である）

第3章 監査の方針及び監査対象の決定

1. 監査の基本的な方針

包括外部監査は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することで地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高めるために導入された。包括外部監査人は、事務の執行が予算や法令等に従って適正に行われているかどうかを、主として合規性の観点から、独立した第三者として監査することとされている。

また、一方で監査を行うに当たっては、当該事務の執行の有効性、経済性、効率性の視点から意見を提出することができるとされている。

したがって、監査においては法令その他規則への合規性監査に重点を置くが、コストを抑えつつより大きな効果をあげるよう努めているか、より効率的な方法が取られているか、といった、いわゆる3E（有効性、経済性、効率性）の視点も重要事項ととらえ、監査を実施した。

2. 監査対象事業の選定

経営企画部（都市戦略課）、環境部、建設部（自然環境・河川課）が令和5年度（2023年度）において所管している事業は、全73事業、支出決算額は合計で5,130百万円である。限られた時間で、深度ある監査を効果的かつ効率的に行うためには監査範囲を限定する必要がある。そこで、以下の除外条件を設定し、監査対象事業の絞り込みを行った。

<除外条件①>

- ・経営企画部（都市戦略課）、環境部、建設部（自然環境・河川課）が所管する事業には、総合計画や統計に関すること、公衆トイレの管理に関すること、河川維持補修事業に関することなど「環境」以外の事業も含まれるため、「環境」以外の事業は監査対象外とした。
- ・自然環境・河川課が所管する事業には、令和元年度の包括外部監査で監査対象となった事業が存在する。当時の包括外部監査で指摘事項が無かった事業は対象外とした。一方で、指摘事項があった事業は、改善状況を確認するため、対象とした。

<除外条件②>

- ・予算現額が500万円未満（環境保全課、廃棄物対策課、環境施設課、広域処理センター、久里浜収集事務所は2,000万円未満）の事業は対象外とした。ただし、金額基準を下回る事業でも、監査人の判断で対象事業とした事業が存在する。例えば、小動物死体処理事業は、環境施設課と廃棄物対策課で別々に事業化が行われている。小動物死体処理事業（環境施設課）は金額基準を下回るが、小動物死体処理事業全体では金額基準を超えるため、小動物死体処理事業（環境施設課）も監査対象事業として選定した。

上記の抽出条件で監査対象事業を選定した結果、全32事業、合計4,630百万円の事業を監査対象事業として選定した。金額ベースで、経営企画部（都市戦略課）、環境部、建設部（自然環境・河川課）が所管する全事業の90.3%をカバーしている。

監査対象事業の一覧は、次の図表3-2-1を参照されたい。

図表 3-2-1 監査対象事業一覧

(単位：千円)

No	部	課	事業名	支出決算額 (令和5年度)	横須賀再 興プラン
1	経営 企画 部	都市戦略課	温暖化対策推進事業	5,222	●
2			公共施設再生可能エネルギー化推進事業	11,021	●
3			電気自動車普及促進事業	5,075	●
4			脱炭素推進事業	1,560	●
5	環境 部	環境 政策課	減量化・資源化啓発事業	16,640	●
6			プラスチック資源化推進事業	10,059	
7			クリーンよこすか推進事業	8,589	●
8			総務管理事業	13,646	
9		環境 保全課	環境保全対策事業	49,963	
10		廃棄物対策 課	廃棄物処理手数料管理システム事業	17,991	
11			集団資源回収推進事業	263,421	
12			ごみ収集委託事業	906,194	
13			粗大ごみ収集事業	97,407	
14			一般廃棄物排出指導事業	19,053	
15			海浜地清掃事業	10,325	
16			小動物死体処理事業（廃棄物対策課）	51,751	
17			し尿収集事業	32,119	
18			浄化槽清掃事業	76,167	
19		環境 施設課	リサイクルプラザ再資源化事業	760,940	
20			小動物死体処理事業（環境施設課）	3,269	
21			長坂埋立地浄化センター管理事業	79,472	
22			埋立跡地管理事業	19,264	
23			し尿等下水道投入施設管理事業	218,057	
24			積替保管事業（広域処理センター）	30,389	
25		広域処理セ ンター	横須賀ごみ処理施設運営管理事業	1,207,622	
26			焼却灰溶融固化等処理事業	512,987	
27			ごみ最終処分事業	33,203	
28		久里浜収集 事務所	久里浜収集事務所管理事業	28,111	
29			久里浜収集事務所ごみ収集直営事業	64,270	
30			ごみ収集車購入事業	51,739	
31	建設 部	自然環境・ 河川課	鳥獣保護管理対策事業	19,056	●
32			みどりの基本計画推進事業	4,981	●
合計				4,629,563	

(注)「横須賀再興プラン 2022-2025」で位置づけられた主要事業に●を付けている。

出典：横須賀市提供資料をもとに監査人作成

3. 監査要点

監査を実施するうえで、合規性及び3E（有効性、経済性、効率性）の観点から、監査要点を以下のように設定した。

① 合規性

各種規定等に準拠して業務を実施しているか。

（例示）

- ・ 予算や決算数値が正しく作成されているか。
- ・ 事業目的と関連しない予算執行はないか。
- ・ 契約は財務規則等に沿って行われているか。
- ・ 契約相手先選定の基準は明確か。
- ・ 備品や公有財産の管理は規則に沿って適切に行われているか。
- ・ 現金管理は適切に行われているか。
- ・ 補助金等の交付にかかる事務手続は法律、条例、諸規則及び補助金交付要綱などに準拠しているか。
- ・ 補助金等が補助対象外の事業または経費に充当されていないか。
- ・ 補助金等の交付を受ける団体の組織、財政状態、活動内容等は補助対象として適当か。
また、特定の団体や個人に対する優遇措置となっていないか。
- ・ 結果的に特定の地域や業界の利益のみが優先され、他の地域や業界との間に著しい不公平が生じていないか。
- ・ その他、事業に係る事務の実行は関連法令等に準拠しているか。

② 事業の有効性

目的に見合った成果が現れているか。

（例示）

- ・ 事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確になっているか。
- ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・ 事務事業の数値目標は、横須賀再興プラン等の上位計画と整合するように設定され、計画の進捗管理が行われているか。
- ・ 事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合い、反省点は具体的に評価・分析されているか。また、評価・分析結果は次年度以降の予算編成等に活用されているか。
- ・ 事業の実施において収集された情報は、担当部局以外の関連部署と適切に共有される仕組みとなっているか。
- ・ 長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・ 所期の目的が達成されているにもかかわらず漫然と支出され続けているものはないか。
または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず、事業内容が見直されることもなく、漫然と支出され続けているものはないか。
- ・ 財源に国または県の支出金等がある事業についても、横須賀市として有効性等を勘案し主体的に事業を実施しているか。

③ 事業の経済性、効率性

無駄な支出になっていないか、より少ない資源で成果を出しているか、財源確保に努めているか。

(例示)

- ・事業費の積算見積は適切に行われているか。
- ・経済的かつ効率的な事務を追求しているか。
- ・本来横須賀市が負担すべきではない、負担を避けられるコストについて負担していないか。
- ・契約事務において相見積もりを実施するなど、契約金額の低減努力がなされているか。
- ・事業の実施方法として、横須賀市の直営か民間事業者への委託又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。
- ・他の事業との重複はないか。
- ・年度末に不必要な予算消化をしていないか。
- ・費用対効果を勘案のうえ事業を実施しているか。
- ・貸付金や未収金等の回収は適切に行われているか。
- ・受益者負担の見直しの必要性はないか。

4. 監査手続

前述「3. 監査要点」に記載した監査要点を検討するために実施した監査手続は以下のとおりである。

- ①監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧するとともに、これらの資料について、事業を所管する部署にヒアリングを行い、事業の概要を把握した。
- ②支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等との整合性・合规性、及び、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検討した。
- ③貸付金及び未収金などの債権の回収業務の合理性を検討するため、関係資料の閲覧、質問等を実施した。
- ④法令等に実施根拠がある事業について、法令等に関する情報を入手し、事業実施内容の合规性を検討した。
- ⑤事業の実施報告書、議事録等の関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業実績の検討を実施した。
- ⑥事業の成果指標の有無、達成状況及び改善施策を、担当者への質問、関連書類の閲覧等により検討した。また、成果指標ではない利用件数などのアウトプットについても、利用件数などの推移状況等を把握し、利用者数等の改善施策等について、担当者への質問等により検討した。
- ⑦市が実施する事務手続が、ルールに従って適切に行われているか、誤謬が事前に防止されるような内部統制が構築されているかという視点から、資料の閲覧、担当者への質問を実施した。
- ⑧委託業務の契約相手先、補助金等の交付相手先の業務実施報告書等を適時閲覧・精査し、委託契約書、補助金要綱、協定書等との整合性を確認した。
- ⑨横須賀市ごみ処理施設及び久里浜収集事務所へ往査し、担当者への質問、施設（建物・設備）の状況や業務実施状況の観察、現場にある書類の閲覧等を実施し、施設や事業の実施状況等を把握した。
- ⑩ごみ処理手数料等で、受益者負担額に見直しが必要ないか検討した。
- ⑪検出事項（結果・意見）を発見した場合には、氷山の一角の可能性もあるため、必要に応じて他に同様の事象が起きていないか、横須賀市の全庁的な問題点が無いかも検討した。

第4章 外部監査の結果及び意見（総論）

1. 全庁的な結果・意見について

全部で 32 ある監査対象事業を監査した内容（各論）については、第5章で詳述する。ここでは、総論として、個別事業の監査をした中で気づいた全庁的な問題点（意見）を記載する。

【意見1】入札無効時の規則制定

（現状と課題）

横須賀市契約規則第15条において入札の無効について規定されている。No.19 リサイクルプラザ再資源化事業において、入札が無効になる事象が発生したが、入札の無効時の事務処理についての規程がないため無効とした理由が明記されておらず、入札の無効要因を事後的に確認することが難しい状況にある。

（意見）

無効理由について事後的に検証することができるように入札書等においてその無効理由を記載するよう、横須賀市で規則を定めることが望ましい。

図表 4-1-1 入札無効時の事務処理に関する意見一覧

事業名	意見	意見の概要
No19 リサイクルプラザ再資源化事業	【意見29】入札無効時の事務処理	入札無効になった場合には、事後チェックできるよう、入札書や入札報告書においてその理由を記載することが望ましい。

【意見2】受益者負担割合の適正化

（現状と課題）

地方公共団体が行う公共サービスはNo12 ごみ収集委託事業のように広く市民が利用する性質の事業と、No13 粗大ごみ収集事業のように粗大ごみを処分したい市民が利用する性質の事業がある。後者の性質の事業に係る費用は受益者が一部負担しているが、受益者負担割合が論点となる。

No10 廃棄物処理手数料管理システム事業に記載のし尿収集及び浄化槽清掃の手数料、No13 粗大ごみ収集事業に記載の粗大ごみ収集手数料のように、手数料や手数料割合について検討の余地のあるため「監査の意見」とした事業が検出されている。

（意見）

事業の性質に合わせて受益者負担割合を検討したうえで手数料の見直しが必要無いか、検討することが望ましい。

意見2に関連して、第5章の各論で記載した意見の一覧と概要は以下のとおりである。詳細は、第5章を参照されたい。

図表 4-1-2 受益者負担割合の適正化に関する意見一覧

事業名	意見	意見の概要
No10 廃棄物処理手数料管理システム事業	【意見 12】手数料負担割合の合理性（し尿収集及び浄化槽清掃の手数料）	し尿収集及び浄化槽清掃の手数料のうち、コンサート・イベント会場等で臨時に使用される仮設トイレ等に係るものについて、現状、受益者負担割合を 25% として手数料が設定されている。 横須賀市の「公の施設の使用料に関する基本方針」に従えば、コンサート・イベント会場等から出たし尿の回収コストの受益者負担割合は 50% が適切である可能性があり、手数料の再検討が望まれる。
No13 粗大ごみ収集事業	【意見 19】粗大ごみに係る廃棄物処理手数料の設定	横須賀市において、戸別収集により粗大ごみを処分する場合、その処理手数料はスプリングマットレス（1 個）は 4,300 円、その他（1 個または 1 組）は 520 円に設定されている。 処理手数料がスプリングマットレス 4,300 円、その他 520 円と 2 段階しかないが、一般的に考えれば、粗大ごみの種別に応じて運搬コストや処分コストは異なり、それに対する対価も異なってしかるべきである。コスト分析を行い、粗大ごみの種別を類型化し、同種の性質をもつものは同一の処理手数料を徴収するといった対応が望ましい。
No16 小動物死体処理事業	【意見 24】愛玩動物の火葬等に係る受益者負担割合	横須賀市では、愛玩動物の火葬等を市の事業として行っており、手数料を徴収している。 愛玩動物の火葬サービスは、生活インフラではなく、地方公共団体が必ずしも整備すべき公的サービスではない。そのため、経済性の観点から、適切な手数料を収受する必要があると考えられる。

事業名	意見	意見の概要
		現状、事業費の全額が利用者負担となっておらず、一般財源からも負担している状況とみられる。民間業者の火葬料や近隣地方公共団体の手数料を参考に、受益者が負担すべき手数料を再度検討することが望ましい。
No24 積替保管事業	【意見 32】 枝・草等に係る廃棄物処理手数料	横須賀市の枝・草等に係る廃棄物処理手数料は、現在、10 kgまでごとに150 円と設定されている。廃棄物処理手数料としては比較的安価であるが、現状は一般財源の補てんが必要な状況となっている。現在の時勢や物価、近隣地域の状況を鑑みて、廃棄物処理手数料が積替保管施設の維持管理に必要な財源として適切な金額設定となっているか今一度検討されたい。

【意見 3】 業務効率化の観点からの、手数料収納方法の前納制へ移行

(現状と課題)

意見 2 に記載したように、今回対象にした事業では手数料を収入する事業が複数ある。ただし、その手数料の収入方法が必ずしも前納制となっているわけではなく、一部後納制も受け付けている。

後納制の場合、なんらかの事情で支払いが遅延し、不納（収納未済、未収金）が生じてしまう。市では、未納者に対して、直接訪問したり、再度納付書を送付したりと回収の活動を行っている。これらの活動に係る人件費や郵送費等も未納者に対して追加で必要になる経費であり、経済性や効率性の観点からは対策すべきである。

(意見)

手数料収入の方法について、機械やシステム等を利用することによって原則前納制とすることができるよう、継続的に検討することが望ましい。

意見 3 に関連して、第 5 章の各論で記載した結果・意見の一覧と概要は以下のとおりである。また、意見にはしていないが、No18 浄化槽清掃事業においても、債権について職員が催告を行っている。詳細は、第 5 章を参照されたい。

図表 4-1-3 手数料収納方法の前納制へ移行に関する結果・意見一覧

事業名	結果・意見	結果・意見の概要
No13 粗大ごみ収集事業	【意見 18】粗大ごみに係る廃棄物処理手数料の前納制への移行	横須賀市において、戸別収集により粗大ごみを処分する場合、申込方法により決済手段が異なる。具体的には、横須賀市 LINE 公式アカウントからの申し込み及びインターネット申し込みによる場合は電子決済を用いた前払いとなり、電話申し込みの場合は、納付通知書を用いた後払いとなる。 電話申し込みの場合でも、原則は前納制にすることで、収納未済（未収金）発生による事務コストを抑制することが望ましい。
No16 小動物死体処理事業	【結果 1】愛玩動物の火葬（返骨、収集を含む）に係る手数料の未納状況	横須賀市では、愛玩動物の火葬等も市の事業として実施している。手数料は後納制となっており、未納件数割合や未納額割合が他の事業と比較しても高い水準となっている（例えば、本事業の未納件数の割合は令和 5 年度で 6.1%である）。より強く改善を求める観点から、関連する指摘については「意見」ではなく、「結果」とした。 具体的な対策として、収納未済（未収金）を抑制するため、現在の後納制から、前納制へ移行すべきだと考える。 具体的には、火葬施設や市役所に券売機を設置し、火葬チケットを購入した人にサービス提供することなどが考えられる。

【意見 4】 経済性や効率性の観点からの意見

(現状と課題)

今回、監査した事業の中には、意見 2 以外にも、経済性や効率性の観点（財源確保含む）から、改善できる可能性がある事項が何点か検出されている。

(意見)

経済性や有効性の観点から、第 5 章の各論で記載した主な意見は以下のとおりである。これらの意見は、現場職員へのヒアリングや、関連資料の閲覧を通じて得たものである。横須賀市には、現場の意見を参考にしつつ、改善の余地を検討していただきたいと考えている。

図表 4-1-4 経済性や効率性の観点からの意見一覧

事業名	意見	意見の概要
No12 ごみ収集委託事業	【意見 17】 定日ごみ収集委託業者選定に係る入札の方法	横須賀市では、市内 14 地区を対象とした定日ごみの回収業者選定のための入札（5 年間の長期継続契約）を令和 5 年度から令和 6 年度にかけて 2 日間に分けて行った。 本入札では、同一事業者が同日に開催する入札案件で請け負うことを制限する「同日落札制限」が設定されている。「同日落札制限」により、本入札案件では、同日開催する入札では、1 地区までしか落札できない（日を改めれば、2 地区目の落札が可能）。 「同日落札制限」は、入札参加企業が多い状態では問題が生じにくいですが、現状では、参加企業が対象地区数よりも少ない状況であり、その結果、どの企業も「同日落札制限」により落札できない地区が生じてしまっている。 今回の入札においては、再入札を 3 度実施し、最終的に令和 6 年 6 月 12 日に落札となったが、初回入札に参加した業者が 5 社であったのに対し、落札日の入札に参加した業者は 1 社のみであり、予定価格は初回入札と比較すると 10%超となった。

事業名	意見	意見の概要
		このように、再入札に参加する業者が少なくなり、競争性が低下し、ひいては予定価格の再設定に伴う契約額増加による不経済（無駄な経費の支出）につながる可能性を有していると考えられる。 現行の入札の方法を否定するものではないが、「同日落札数制限」の趣旨を踏まえ、現状の2件以上の入札制限ではなく、業者数に応じた制限数を設定するなど、より経済的な入札となるように検討することが望ましい。

※上記のほか、No11 集団資源回収推進事業（意見 13）、No14 一般廃棄物排出指導事業（意見 20）、No16 小動物死体処理事業（意見 25・26）、No31 鳥獣保護管理対策事業（意見 38）で、主に制度の一本化や業務フローの見直し（簡素化等）、広域的な対応という視点で、横須賀市に資すると思われる意見を記載している。

【意見 5】事業の必要性の検討

(現状と課題)

今回、監査した事業の中に、事業開始後の環境変化により、事業を継続するか否かを検討したほうが良い事業が発見された。

(意見)

横須賀市においては、「事務事業等の総点検」と題して、毎年、全ての事務事業を対象に、今後の事業の方向性を含めて点検を行っている。直近の令和 5 年度事業については、令和 6 年（2024 年）9 月に市の HP において結果を公表している。

令和 5 年度版の「事務事業等の総点検」では、下記の積替保管事業についての今後の事業の方向性として「本積替保管施設は仮設であり、今後の利用方針が明確になっていないため、本事業の継続性も未定であるが、当面は継続する」とあるが、監査人としては、事業開始時から外部環境の変化が見られ、市が政策的に本事業を行う意義が薄れてきていると考えたため、事業の方向性については、今一度、検討する必要があると考えている。

「事務事業等の総点検」で今後の事業の方向性を検討する仕組み自体は、行政をスリム化するうえで必要な仕組みであるとする。今後も継続的に取り組んでいきたい。

図表 4-1-5 事業の必要性の検討の意見一覧

事業名	意見	意見の概要
No24 積替保管事業	【意見 31】事業者等からの枝・草等の受入れを横須賀市が担う意義の再検討	積替保管事業は、令和元年度（2019 年度）に開始された事業であるが、事業開始当時から外部環境に変化があり、横須賀市が本事業を行う意義が乏しくなっている可能性がある。本事業は令和 5 年度に 30,389 千円の事業費が発生しているが、本事業を継続する必要があるのか再検討が必要である。

【意見6】成果指標の設定と事業の見直し

(現状と課題)

事業の有効性を検討する観点から、各事業において KPI（重要業績評価指標）等の成果指標が適切に設定されているかを検討した。

適切な成果指標を設定することで、例えば目標が未達成に終わった場合に、課内で事業のやり方を見直す議論のきっかけになることが期待される。また、例えば予算編成時に財政当局と成果指標及び達成状況を共有することで、事業そのものの必要性や事業の見直しに関する建設的な議論が促されることで、結果として限られた予算の適正配分につながることも期待される。

横須賀市としても、適切な成果指標を設定することを各課に推奨しているとのことであり、経営企画部、環境部、建設部の事業でも成果指標を設定している事業が多くみられた。

しかしながら、No1 温暖化対策推進事業、No12 ごみ収集委託事業、No15 海浜地清掃事業や No29 ごみ収集直営事業のように、成果指標が設定されているが改善の余地があるため「監査の意見」とした事業が検出されている。

前回、前々回（令和4・5年度）の監査でも、成果指標の設定については指摘したが、各事業において適切な KPI 等の成果指標を設定することが全庁的な課題であるため、改めて総論で意見として記載することとした。

(意見)

成果指標の重要性に鑑み、今回、個別に意見を記載した事業以外でも、適切な成果指標を設定し、成果指標に基づく事業の有効性の評価及び見直しが行われているかについて、全庁的に検討を実施することが望ましい。

なお、「横須賀再興プラン 2022-2025」には、数値目標や重要業績指標（KPI）が設定されている。個別事業の成果指標は、横須賀再興プランの数値目標や KPI を意識して設定することで、横須賀再興プランの進捗管理にも使えるようになると考えられるので、参考にされたい。

図表 4-1-6 「横須賀再興プラン 2022-2025」に記載の数値目標、KPI（一部）

○数値目標

項目	現状値	目標値 (2025年度)
温室効果ガス排出量の削減率※ 横須賀市域における二酸化炭素やメタンなど、7種類の温室効果ガスの総排出量（2013年度からの）削減率	—	23.7%以上
緑被率 みどりの全体量を表す指標として、樹木や草地など植物で覆われた土地の面積率	54.5% (2014年度)	54.5%以上
市民1人1日当たりのごみの排出量 市民1人1日当たりのごみの排出量 (g/人・g)	864g (2020年度)	832g以下

※横須賀市環境基本計画および地球温暖化対策実行計画では、2029年度までに削減率43%を目指しています。2025年度時点での削減目標は、23.7%となります。

○重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値	目標値 (2025年度)
太陽光発電システム（太陽光パネル）を設置した市の公共施設の屋上等に太陽光発電システムを設置した施設	10施設 (2020年度)	46施設
公用車の電動車両の導入率 全公用車のうち、電動車両（EV、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車等）の割合	13.9% (2020年度)	28.3%
太陽光発電システム等の設置・購入に対する助成件数 再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム）や省エネルギー機器（家庭用燃料電池システム、蓄電池等）の設置・購入に対する助成件数	5,691件 (2020年度)	7,531件 (累計)
電気自動車等の購入助成件数 個人、事業者等への電気自動車及び充電設備等の助成	425件 (2020年度)	725件 (累計)

出典：「横須賀再興プラン 2022-2025」

2. 監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の一覧は、次のとおりである。結果が2項目、意見が39項目あり、合わせて41項目である。結果及び意見の定義については、目次の次頁に記載の「本報告書における記載内容の留意点」を参照されたい。

事業名		監査の結果及び意見		頁	
総論					
総論（全庁的な課題）	意見	1	入札無効時の規則制定	33	
	意見	2	受益者負担割合の適正化	33	
	意見	3	業務効率化の観点からの、手数料収納方法の前納制へ移行	35	
	意見	4	経済性や効率性の観点からの意見	37	
	意見	5	事業の必要性の検討	39	
	意見	6	成果指標の設定と事業の見直し	40	
Ⅰ 経営企画部 都市戦略課					
No1	温暖化対策推進事業	意見	7	各業務の実態に沿った成果指標の設定	48
		意見	8	横須賀市地球温暖化対策地域協議会の実施するイベントの効果的な開催	49
No2	公共施設再生可能エネルギー化推進事業			—	
No3	電気自動車普及促進事業	意見	9	家庭用電気自動車等導入者奨励金の対象	57
No4	脱炭素推進事業			—	
Ⅱ 環境部 環境政策課					
No5	減量化・資源化啓発事業	意見	10	市役所庁舎内で生じた蛍光管やミックスペーパーのごみ処理	66
No6	プラスチック資源化推進事業	意見	11	指定法人ルート（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第32条）と再商品化計画ルート（同法第33条）の比較検討	69
No7	クリーンよこすか推進事業			—	
No8	総務管理事業			—	
Ⅲ 環境部 環境保全課					
No9	環境保全対策事業			—	
Ⅳ 環境部 廃棄物対策課					
No10	廃棄物処理手数料管理システム事業	意見	12	手数料負担割合の合理性（し尿収集及び浄化槽清掃の手数料）	84
No11	集団資源回収推進事業	意見	13	奨励金支払通知の方法	89
		意見	14	横須賀市資源回収協同組合へ支払う奨励金の定期的な見直し	90
		意見	15	登録団体に係る定期的な実在性チェック	91
No12	ごみ収集委託事業	意見	16	成果指標の設定	94
		意見	17	定日ごみ収集委託業者選定に係る入札の方法	95
No13	粗大ごみ収集事業	意見	18	粗大ごみに係る廃棄物処理手数料の前納制への移行	100
		意見	19	粗大ごみに係る廃棄物処理手数料の設定	101
No14	一般廃棄物排出指導事業	意見	20	ガラス除けネット、ごみ収納ボックスの配布及び補助金交付	105
		意見	21	「ごみ収納ボックス購入費補助金交付要綱」における補助対象物の定義	106
		意見	22	ごみ収納ボックス等の補助申請の際に提出する誓約書	108
No15	海浜地清掃事業	意見	23	目標の設定方法	111
No16	小動物死体処理事業（廃棄物対策課）	結果	1	愛玩動物の火葬（返骨、収集を含む）に係る手数料の未納状況	115
		意見	24	愛玩動物の火葬等に係る受益者負担割合	116
		意見	25	小動物の死体収集・運搬、処分及び受付委託業務における入札状況	117
		意見	26	三浦市のへい死獣受入に係る業務の簡素化	118
No17	し尿収集事業	意見	27	委託業者の現状	121
No18	浄化槽清掃事業	結果	2	浄化槽台帳の整備	125
		意見	28	浄化槽の維持管理に係る指導	126

事業名		監査の結果及び意見			頁
Ⅴ 環境部 環境施設課					
No19	リサイクルプラザ再資源化事業	意見	29	入札無効時の事務処理	133
No20	小動物死体処理事業（環境施設課）			—	
No21	長坂埋立地浄化センター管理事業			—	
No22	埋立跡地管理事業			—	
No23	し尿等下水道投入施設管理事業	意見	30	日の出町し尿問題対策協議会の在り方	146
Ⅵ 環境部 広域処理センター					
No24	積替保管事業（広域処理センター）	意見	31	事業者等からの枝・草等の受入れを横須賀市が担う意義の再検討	149
		意見	32	枝・草等に係る廃棄物処理手数料	150
No25	横須賀ごみ処理施設運営管理事業	意見	33	横須賀ごみ処理施設「エコミル」の予防保全	155
No26	焼却灰溶融固化等処理事業			—	
No27	ごみ最終処分事業			—	
Ⅶ 環境部 久里浜収集事務所					
No28	久里浜収集事務所管理事業	意見	34	空調設備の修繕	166
		意見	35	職員安全衛生の維持に係る備品（電化製品）の新規購入	167
No29	久里浜収集事務所ごみ収集直営事業	意見	36	成果指標と活動実績の設定	171
No30	ごみ収集車購入事業	意見	37	実態にあったごみ収集車の入札事務	174
Ⅷ 建設部 自然環境・河川課					
No31	鳥獣保護管理対策事業	意見	38	適時な情報収集と近隣地域との協力体制の構築	181
No32	みどりの基本計画推進事業	意見	39	緑被率の定期的な調査の実施	185

注 1：「監査の結果及び意見」の欄の「—（バー）」は、監査の結果、結果及び意見として報告すべきものが無かったことを指している。

注 2：表中の右側にある「頁」は、本報告書における各項目の記載箇所である。

第5章 外部監査の結果及び意見（各論）

I 経営企画部 都市戦略課

No1 温暖化対策推進事業

1. 事業の概要

（1）根拠法令等の名称

地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例
地球温暖化対策の推進に関する法律

（2）横須賀再興プランにおける位置づけ

大柱：未来につなぐ環境の保全・創出
中柱：地球温暖化対策の推進
小柱：市域全体の脱炭素化の支援

（3）関連する個別計画（分野別計画）

ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン

（4）事業目標・事業目的

令和4年度（2022年度）からの新たな地球温暖化対策実行計画である「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」に基づき、市民、事業者、市などが役割分担あるいは協働し、総合的かつ効果的に地球温暖化対策を推進していくこと。

（5）事業内容

イ 「よこすかエコポイント事業」の実施

横須賀市地球温暖化対策地域協議会（以下、協議会という。）が実施する「よこすかエコポイント事業」への補助事業。なお、よこすかエコポイント事業とは、省エネ設備等を設置・購入した市民に対して市内協力事業者の商品券等と交換できるエコポイントを交付する横須賀市独自の事業である。

図表 5-1-1-1 対象設備・機器とエコポイント交付額

対象設備・機器		エコポイント交付額
①	太陽光発電システム	16,000 円分
②	定置用リチウムイオン蓄電システム	12,000 円分
③	家庭用燃料電池システム（エネファーム）	8,000 円分
④	窓の断熱改修	8,000 円分
⑤	家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	5,000 円分
⑥	ペレットストーブ （※令和6年度（2024年度）より追加）	5,000 円分

出典：横須賀市ホームページ

ロ 横須賀市地球温暖化対策地域協議会交付金

温暖化防止のための具体的な取り組みや啓発活動を担う協議会に対する交付金を

支出する。

- ハ 空調省エネシステムの導入
空調に特化した省エネシステム使用にかかる費用負担。上限は毎年度 210 千円である。導入施設は追浜行政センター。

(6) 事業開始年度

- イ 「よこすかエコポイント事業」の実施
平成 25 年度 (2013 年度)
- ロ 横須賀市地球温暖化対策地域協議会交付金
平成 19 年度 (2007 年度)
- ハ 空調省エネシステムの導入
令和 4 年度 (2022 年度)

(7) 事業の形態

横須賀市単独事業

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

令和 4 年度 (2022 年度) からの「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」において、再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数目標として 8 年間で累計 1,000 件という指標が設定されており、これに従い進行管理を行っている。

(2) 成果指標の推移 (3 か年)

図表 5-1-1-2 成果指標の推移

指標名		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
よこすかエコポイント交付件数 (単位: 件数)	目標	—	125	125
	実績	66	135	169

出典: 所管課提出資料

成果指標としてよこすかエコポイントの交付件数を設定しており、これは対象となる太陽光パネル・蓄電池等を新規購入すると交付される仕組みである。

実績値として集計している対象は、エコポイント交付件数のうち太陽光発電システムと定置用リチウムイオン蓄電システムに対するものである。なお、目標値の設定は、令和 4 年度 (2022 年度) から開始した「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」において設定しているため、令和 3 年度 (2021 年度) 以前は目標設定がなく、実績値のみ記載している。

8 年間で累計 1,000 件という目標は、令和 4~5 年度のペースで交付が続けば達成できるものと考えられる。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

イ 「よこすかエコポイント事業」の実施

図表 5-1-1-2 の「実績」参照

ロ 横須賀市地球温暖化対策地域協議会交付金

交付金を活用した協議会の主な活動内容は以下のとおりである。

＜令和3年度（2021年度）＞

- ・緑のカーテン作り方講習会
- ・第10回緑のカーテンコンテスト
- ・オリジナルキャンドルホルダー作り
- ・見える化機器の貸し出し

＜令和4年度（2022年度）＞

- ・環境ポスターコンクール表彰式
- ・第11回緑のカーテンコンテスト、ゼロカーボンコンテスト表彰式
- ・子ども環境体験教室

＜令和5年度（2023年度）＞

- ・よこすか節電チャレンジ
- ・第12回緑のカーテンコンテスト
- ・子ども環境体験教室～ソーラーランタンを作ろう～
- ・オリジナルキャンドルホルダーづくり
- ・見える化機器の貸し出し

ハ 空調省エネシステムの導入

令和4年度（2022年度）より追浜行政センターにて導入開始

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-1-1-3 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	7,168	6,085	5,740
決算額（千円）	6,163	5,027	5,222

出典：所管課提出資料

当該事業は、令和3年度（2021年度）は環境政策部環境企画課、令和4年度（2022年度）は環境部ゼロカーボン推進課、令和5年度（2023年度）は経営企画部都市戦略課（ゼロカーボン推進担当）において予算執行されており、予算策定部署は変遷しているものの、予算額は基本的には前年度実績をもとに策定されている。

図表 5-1-1-4 にあるように、歳出の約 75% を占めるのはよこすかエコポイント事業補助金であり、よこすかエコポイントの交付件数が予算・決算額にも大きく影響する。活動が通減傾向にあるため、予算・決算額も通減している。

(2) 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-1-1-4 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

節名称等	金額（千円）	主な内容
給与費	979	会計年度任用職員
旅費	6	普通旅費
需用費	45	消耗品費
使用料及び賃借料	210	空調省エネシステム使用料
負担金、補助及び交付金	3,981	よこすかエコポイント事業補助金
合計	5,222	

出典：所管課提出資料

歳出の主な内容は、よこすかエコポイント事業にかかる補助金の支出である。直接の支出先は協議会であり、申請者への交付は協議会を通して行われ、横須賀市は協議会の事務局を担当している。

使用料及び賃借料は全て空調省エネシステム使用料にかかるものであり、令和4年度（2022年度）、令和5年度（2023年度）は、いずれも上限 210 千円が発生している。

(3) 令和5年度（2023年度）歳出決算の財源

全て一般財源で行っている。

4. 監査の結果及び意見

【意見 7】各業務の実態に沿った成果指標の設定

(現状)

当事業の内容は大きく分けて、よこすかエコポイント付与に関連する「よこすかエコポイント事業の実施」と、「横須賀市地球温暖化対策地域協議会交付金の交付」がある。所管課は、成果指標として、よこすかエコポイントの交付件数を設定している。しかし、「横須賀市地球温暖化対策地域協議会交付金の交付」に関する活動は、エコポイントの交付とは直接的に紐づく業務ではなく、成果指標が設定されていない状況である。

なお、空調省エネシステムの導入は、所管課によると、費用対効果及び運用上の課題等を整理・検証する試行事業であるため、導入効果の検証は行っているものの、現時点では成果指標の設定はしていないとのことである。

(課題)

適切な成果指標を設定することで、例えば目標が未達成に終わった場合に、課内で事業のやり方を見直す議論のきっかけになることが期待されるが、適切な指標が設定されてないとこのような PDCA サイクルを回すことが困難になる。

(意見)

「横須賀市地球温暖化対策地域協議会交付金の交付」に関して、協議会の活動内容に紐づく具体的な成果指標を設定することにより、所管課の目標や努力が数値化されることで、さらに予算の適正化に資することが望まれる。

また、よこすかエコポイントに関しても、次の【意見 8】と関係するが、よこすかエコポイントが市民の脱炭素推進に向けた行動起因に繋がったかどうかに関するアンケートを入手できれば、現状の交付件数（アウトプット指標）に加えて、アウトカム指標も成果指標に加えることで、より効果的に PDCA サイクルを回すことができるようになると考えられる。

【意見 8】 横須賀市地球温暖化対策地域協議会の実施するイベントの効果的な開催

（現状）

協議会は、地域に即した地球温暖化対策として、日常生活や事業活動の中で地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減する方策を考えていくための啓発活動として様々なイベントを開催しているが、開催規模や参加者は年々逡減傾向にあるものも多い。

（課題）

協議会の実施するイベントは主に脱炭素化の推進施策の一つであり、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減する方策を考えるよい機会となる一方、イベント規模や参加者が少ないと効率よくそれらを検討する機会の提供が難しくなる。

（意見）

実際のエコポイント交付対象者及び協議会が開催する各種イベント活動への参加者に対してアンケートを実施するなどにより、事業の効果（例えばよこすかエコポイントが市民の脱炭素推進に向けた行動起因に繋がったかどうか）や市民の意見などの情報を適時に収集し、変遷を分析した上で、事業の見直しを図ることが望ましい。脱炭素推進のための各種イベント活動が成果に貢献しているのか客観的に評価し、より市民の関心を向けるきっかけとなっているイベントや企画に焦点を当てて予算を投じることができるよう、協議会に対しても働きかけていくことが必要と考える。

No2 公共施設再生可能エネルギー化推進事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令等の名称

地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

(2) 横須賀再興プランにおける位置づけ

大柱：未来につなぐ環境の保全・創出

中柱：地球温暖化対策の推進

小柱：市役所の脱炭素化の推進

(3) 関連する個別計画（分野別計画）

ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン

(4) 事業目標・事業目的

横須賀市は一事業所として、二酸化炭素排出量削減に資する施策を率先して実施していく責務がある。横須賀市は地理的要因等から、公共施設における再生可能エネルギーの自家消費を進めていくことが、二酸化炭素排出量削減に資する効果的な施策であると考えられることから、令和 22 年度（2040 年度）までに、設置可能な全ての公共施設に太陽光発電設備の設置を計画的に進めていくことを目指している。

(5) 事業内容

リース方式により、公共施設に太陽光発電設備、蓄電池等を設置する。

(6) 事業開始年度

令和 4 年度（2022 年度）

(7) 事業の形態

横須賀市単独事業

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

実施計画期間中（令和 4 年度（2022 年度）～令和 7 年度（2025 年度））における公共施設への太陽光発電設備の設置件数による。4 か年で 36 施設を予定している。

なお、令和 22 年度（2040 年度）までに、設置可能なすべての公共施設へ設備導入を目指しているが、令和 8 年度（2026 年度）以降については、次期実施計画の策定期間がまだ到来していないため、年度毎の具体的な目標値は設定されていない。

(2) 成果指標の推移（3か年）

図表 5-1-2-1 成果指標の推移

指標名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
公共施設への太陽光発電設備の設置 (単位：施設数)	目標	—	9	9
	実績	—	9	14

出典：所管課提出資料

当該事業は令和4年度（2022年度）開始のため、それ以前の令和3年度（2021年度）は実績無しとなっている。また令和5年度（2023年度）については、設置可能な施設が多かったことから前倒しで設置を進めた結果、目標を大きく上回る実績となった。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-1-2-2 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	—	3,038	19,052
決算額（千円）	—	563	11,021

出典：所管課提出資料

当事業は令和4年度（2022年度）開始のため、それ以前の令和3年度（2021年度）は実績が無い。機器の調達・設置、及び機器代金は、リース料として毎月支出している。また設置が翌年度以降に延期になった場合にはリース料発生開始も翌年度以降となる。

(2) 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-1-2-3 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

節	金額（千円）	主な内容
使用料及び賃借料	11,021	リース料（令和4年度（2022年度）設置9施設×12カ月分）
合計	11,021	

出典：所管課提出資料

令和5年度（2023年度）設置分については、部品調達の関係で年度内に設置完了に至らず、リース料の発生開始が令和6年度（2024年度）以降に延期になっている。

(3) 令和5年度（2023年度）歳出決算の財源

全て一般財源で行っている。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No3 電気自動車普及促進事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令等の名称

地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

(2) 横須賀再興プランにおける位置づけ

大柱：未来につなぐ環境の保全・創出

中柱：地球温暖化対策の推進

小柱：市域全体の脱炭素化の支援

(3) 関連する個別計画（分野別計画）

ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン

(4) 事業目標・事業目的

電気自動車（充電器も含め）の普及を促進し、市内産業の活性化と脱炭素社会の実現を図ること。

(5) 事業内容

イ 家庭用電気自動車等導入者奨励金

横須賀市民が電気自動車又は電気自動車用充電器を購入した際に奨励金を交付する。交付対象となる電気自動車は、脱炭素社会の実現と市内産業の活性化を目的に、市内に生産拠点を有する事業者が製造したものに限定されている。また、充電設備の交付対象は市内に生産拠点を有する事業者が製造した車両を有する者としている。交付金額は5万円である。

ロ 電気自動車用充電器等設置費補助金

横須賀市内の民間事業者等が行う電気自動車用充電器等の設置に掛る経費に対して補助金を交付している。対象は3つのいずれかの要件を満たした場合であり、要件は①一般利用可能な場所、②共同住宅（分譲マンション、賃貸アパート等）敷地内、③通勤車両・事業用車両向けに充電器を設置する事業所である。補助上限額は、図表5-1-3-1のとおり。

図表 5-1-3-1 電気自動車用充電器等設置費補助金の補助上限額

設置場所	補助上限額	補助率
① 一般利用可能な場所	1 基 50 万円 (1 敷地 100 万円限度)	4/5
② 共同住宅敷地内	1 敷地 150 万円 (V2H 設置の場合は 200 万円)	
	1 件 15 万円 住民の合意形成のための資料作成費	
③ 通勤車両・事業者車両に向けた充電器を設置する事業者	1 敷地 150 万円 (V2H 設置の場合は 200 万円)	

出典：所管課提出資料

ハ 電気自動車導入費補助金

横須賀市内の民間事業者等が事業用として使用する電気自動車を購入する際に補助金を交付する。補助上限額は、電気自動車を導入した場合 20 万円、電気自動車と外部給電器をセットで導入した場合 30 万円である。

ニ EV¹カーシェアリング

「横須賀市 EV カーシェアリング」事業で用いられている電気自動車は、平日（開庁日）は公用車として横須賀市が EV を利用し、週休日及び祝日（閉庁日）は会員登録した市民が EV を利用できるよう運用されている。

(6) 事業開始年度

イ 家庭用電気自動車等導入者奨励金

¹ EV とは、Electric Vehicle の頭文字をとったもので、一般に電気自動車のことを指す。

- 平成 25 年度（2013 年度）
- ロ 電気自動車用充電器等設置費補助金
平成 22 年度（2010 年度）
- ハ 電気自動車導入費補助金
平成 22 年度（2010 年度）
- ニ EV カーシェアリング
令和 4 年度（2022 年度）

（7） 事業の形態（財源）
横須賀市単独事業

2. 指標、実績

（1） 事業の効果測定の方法

「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」において、令和 11 年度（2029 年度）までの目標として、次世代自動車および充電設備の導入助成件数を成果指標として設定している。

（2） 成果指標の推移（3 か年）

図表 5-1-3-2 成果指標の推移

指標名		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
電気自動車および充電設備の導入助成件数 (単位：件数)	目標	—	500	500
	実績	37	114	170

出典：所管課提出資料

各年度の電気自動車および充電設備の導入助成件数は、図表 5-1-3-2 のとおりである。

横須賀市は、「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」で掲げた数値目標(2022 年度～2029 年度までの累計で 500 件)を目標値としている。アクションプランは令和 4 年度（2022 年度）からの計画であるため、令和 3 年度（2021 年度）の目標は設定していない。令和 4 年度（2022 年度）以降の目標数値及び実績値は、令和 4 年度（2022 年度）以降の累積値である。

令和 5 年度（2023 年度）の実績値と同様の助成件数のペースが今後も続けば、令和 11 年度（2029 年度）の時点で累計 500 件の目標を達成できると考えられるが、伸びは所管課の当初の想定よりも緩やかであるとのことである。これについて所管課は、電気自動車が高価であること、車種が少ないこと、充電手段が限られていること等により消費者がなかなか手を出しづらい現状にあることが要因と考えている。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

図表 5-1-3-3 利用件数、支給件数などの活動実績の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家庭用電気自動車等導入者 奨励金（単位：件）	26	100	50
電気自動車用充電器等設置 費補助金（単位：件）	6	4	0
電気自動車導入費補助金 （単位：件）	5	10	6

出典：所管課提出資料

家庭用電気自動車等導入者奨励金の交付件数は、電気自動車の新車が発売された年度において交付件数が増加する傾向がある。令和4年度（2022年度）は、日産自動車株式会社の新車であるサクラが発売されたタイミングだったため、交付件数が他の年度と比較して増加している。

電気自動車用充電器等設置費補助金の交付件数は、令和5年度（2023年度）は0件であった。当該補助金はマンション管理組合等が申請主体の場合と、事業者が申請主体の場合の2通りがある。交付件数の減少傾向の一つの要因について所管課は、マンション管理組合等が申請主体の場合、共同住宅に新たに電気自動車用充電器を設置するには、管理組合での合意が必要であるが、昨今の物価高騰による設置工事費の上昇、また欧州のEV市場の減速を受け、電気自動車の所有に対し慎重になっている状況にあるためと考えている。管理組合での合意形成に至らず電気自動車用充電器の設置が進まない場合がある。

また事業者が申請主体の場合、昨今の物価高騰などで設置工事費等が上昇したこと、また欧州でEV市場が減速しており今後縮小していく懸念があるといった報道を受けて導入に対し慎重になっていることなどが、その理由と考える。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-1-3-4 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	8,470	11,333	10,747
決算額（千円）	4,219	9,740	5,075

出典：所管課提出資料

令和5年度（2023年度）は、予算編成時の見込みに対し、執行額が少ない状況であったため、多額の執行残が生じている。これは、電気自動車導入費補助金について約6,700千円を予算として確保していたが、消費者が電気自動車を選択しにくい状況にあるため最終的に約1,100千円しか交付がなかったことが大きな要因である。

(2) 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-1-3-5 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
報償費	2,500	家庭用電気自動車等導入者奨励金
旅費	11	旅費
需用費	86	消耗品
使用料及び賃借料	1,378	自動車借上料
負担金、補助及び交付金	1,100	電気自動車導入費補助金
合計	5,075	

出典：所管課提出資料

歳出の主な内訳は、家庭用電気自動車等導入者奨励金 2,500 千円、EV カーシェアシェアリング事業において使用している公用車の自動車借上料 1,378 千円、電気自動車導入費補助金 1,100 千円である。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源
全て一般財源で行っている。

4. 監査の結果及び意見

【意見9】家庭用電気自動車等導入者奨励金の対象

(現状)

現在は、支給対象が「市内に生産拠点を有する事業者が製造したもの」に限られており、実際に市内に生産拠点を有する事業者が日産自動車株式会社のみであるため、奨励金の対象となる車種が限定されている状況である。

(課題)

「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」の前文でうたわれているように、地域経済振興と共存した脱炭素社会への移行が理想であり、対象車種を限定しているのもこれが理由とみられる。しかしながら、電気自動車の普及の大きな障壁のひとつとして車両価格やバッテリー等が非常に高価である点がある中で、数ある電気自動車の中で奨励金対象となる車種を限定していることは、市民の消費活動を抑制し、脱炭素社会への移行という目的が遠のいている可能性がある。

(意見)

地域経済振興との共存という観点ではジレンマであるが、奨励金の対象車種の拡大について改めて検討されたい。

No4 脱炭素推進事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令等の名称

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

(2) 横須賀再興プランにおける位置づけ

大柱：未来につなぐ環境の保全・創出

中柱：地球温暖化対策の推進

小柱：海に囲まれた立地の活用

(3) 関連する個別計画（分野別計画）

ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン

(4) 事業目標・事業目的

イ ブルーカーボン事業の推進

ロ EVを活用した避難所対応力強化

ハ 「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の適正な進捗管理

(5) 事業内容

イ ブルーカーボン事業

海洋における二酸化炭素の吸収源の拡大にあたって関係団体の専門家等により構成される「横須賀市ブルーカーボン推進検討会」を開催し、現状把握方法や取り組みの方向性について検討を行っている。また、二酸化炭素の吸収源である藻場の保全や藻場造成の支援を行っている。

令和5年度（2023年度）においては、藻場を再生・創出し、その藻場によって貯留されるブルーカーボンの量を貨幣換算して取引ができるよう、クレジット化²を申請した。また、クレジット化により得た財源を藻場の再生等に活用することとしている。

ロ EVを活用した避難所対応力強化事業

避難所の対応力強化の一環で、太陽光パネルの設置が難しい避難所について、電気自動車の電力を避難所へ電力供給できる体制の構築を行っている。令和5年度（2023年度）に国からの補助金交付を受け事業を実施する予定だったが、補助金の受付が想定よりも早く終了したことから、令和6年度（2024年度）に補助金の申請を行い、事業を実施する予定である。

² クレジット化とは、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取り組みによる、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として認証して取引する制度のこと。

- ハ 「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の進捗管理
「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編および事務事業編）」として位置づけられており、年度ごとの進捗管理を実施している。

(6) 事業開始年度

- イ ブルーカーボン事業
令和3年度（2021年度）
- ロ EVを活用した避難所対応力強化事業
令和5年度（2023年度）
- ハ 地球温暖化対策実行計画の進捗管理
平成24年度（2012年度）

(7) 事業の形態（財源）

- イ ブルーカーボン事業
横須賀市単独事業
- ロ EVを活用した避難所対応力強化事業
国の補助率：充放電設備本体価格の1/2（上限75万円）、工事費10/10（上限95万円）
- ハ 地球温暖化対策実行計画の進捗管理
横須賀市単独事業

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

- イ ブルーカーボン事業
「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」において、海洋における二酸化炭素の吸収源である横須賀市内の藻場の保全活動対象面積で効果測定している。
- ロ EVを活用した避難所対応力強化
当該事業開始直後のため実態把握ができておらず、効果測定は行っていない。
- ハ 「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の進捗管理
「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」において、温室効果ガス排出量の削減量で効果測定している。

(2) 成果指標の推移（3か年）

図表 5-1-4-1 成果指標の推移

指標名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
藻場の保全活動対象面積 (単位：ha)	目標	200	200	200
	実績	5.32	5.32	5.32
温室効果ガス排出量の基 準年度（平成 25 年度） 比の削減量（単位：%）	目標	—	43	43
	実績	22.7	23.9	※1

※1：令和7年度（2025年度）に算定予定

出典：所管課提出資料

藻場を保全する活動対象面積については、ゼロカーボンシティよこすか2050アクションプランにて、令和11年度（2029年度）までに200haまで拡大させることを目標としているため、成果指標もこれをもとにしている。漁業者主体での活動面積拡大には限界があるため、面積の伸びは低い状況である。また、三浦半島の各市町では、共通課題である磯焼け対策をそれぞれで行ってきたが、単独ではなく、それぞれのもつ情報や知見を共有し、より効果的、戦略的に対策を進めるため、令和6年度（2024年度）から三浦半島の4市1町（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）で三浦半島ブルーカーボン推進会議を設置し、広域的に推進予定である。

温室効果ガス排出量の削減量については、横須賀市全体を対象とした指標であり、平成25年度（2013年度）の温室効果ガス排出量を基準に、目標を設定し実績測定をしている。令和11年度（2029年度）までに43%削減することを目標としている。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

図表 5-1-4-2 利用件数、支給件数などの活動実績の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
横須賀市ブルーカーボン推進検討会の開催 (単位：回)	3	1	4
活用するEVの台数 (単位：台)	—	—	0
温暖化対策実行計画に関する年次報告書の作成 (単位：回)	1	1	1

出典：所管課提出資料

ブルーカーボン事業のアウトカム指標について、横須賀市と長井町漁業協同組合の共同取組みによる藻場の回復とCO2吸収量を測定し、その結果をジャパンブルーエコノミー技術研究組合に申請し認められることでクレジット化が実現するが、このための調査・測定

には相応のコストと技術が必要となるため、専門家や民間事業者の協力を得て実施している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-1-4-3 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	1,525	2,452	41,656
決算額（千円）	661	647	1,561

出典：所管課提出資料

令和5年度（2023年度）予算現額のうち、39,500千円を令和6年度（2024年度）に繰越した。これは、令和5年度（2023年度）からEVを活用した避難所対応力強化事業を実施するため予算を確保していたが、事業を実施するにあたって見込んでいた国庫補助金の申請受付が早期に終了したため、令和6年度（2024年）に国庫補助金の交付申請を行い、事業を実施するためである。

(2) 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-1-4-4 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

節	金額（千円）	主な内容
報償費	24	ブルーカーボン検討会謝礼
旅費	387	旅費
需用費	7	会議お茶代
役務費	32	事業者へのニーズ調査
委託料	1,111	市域の温室効果ガス排出量算定委託
合計	1,561	

出典：所管課提出資料

歳出の主な内容は、市域の温室効果ガス排出量の削減量算定にあたっての委託料 1,111千円である。

- (3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源
全て一般財源で行っている。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

II 環境部 環境政策課

No5 減量化・資源化啓発事業

1. 事業の概要

- (1) 根拠法令等の名称
廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
- (2) 横須賀再興プランにおける位置づけ
大柱：未来につなぐ環境の保全・創出
中柱：自然環境の保全・活用と循環型社会の推進
小柱：循環型社会の推進
- (3) 関連する個別計画（分野別計画）
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
横須賀市環境基本計画 2030
- (4) 事業目標・事業目的
市民の意識向上のための啓発を行い、ごみの減量化と資源化を推進すること。
- (5) 事業内容
イ 「ごみと資源物の分け方・出し方パンフレット（日本語・外国語）」、「ごみと資源物の分別収集カレンダー」の発行
ロ ごみトーク及びごみ問題学習会の実施
ハ 子どもごみ教室の開催
ニ 蛍光管・ミックスペーパー回収委託
ホ 広報誌、ホームページを活用した啓発
- (6) 事業開始年度
不明
- (7) 事業の形態（財源）
横須賀市単独事業

2. 指標、実績

- (1) 事業の効果測定の方法
横須賀市では、横須賀再興プランにおいて、市民1人1日あたりのごみの排出量を令和7年度（2025年度）に832g以下とする目標を掲げており、当事業では横須賀再興プランにおける目標達成に向けてごみの排出量を削減する活動を実施している。そのため、当事業では市民1人1日あたりの排出量を効果測定の指標として採用している。

(2) 成果指標の推移（3か年）

図表 5-2-5-1 成果指標の推移

指標名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民1人1日あたりの排出量 (単位：グラム)	計画	866	852	833
	実績	846	831	796

出典：所管課提出資料

市民1人1日あたりの排出量は年々減少傾向にあり、毎年度、計画を達成している状況にある。上表の計画値は、横須賀市再興プランにおける令和7年度（2025年度）の目標達成を意識して設定されているが、横須賀再興プランの目標値は、令和4年度（2022年度）に前倒しで達成している。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

図表 5-2-5-2 利用件数、支給件数などの活動実績の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみトーク参加人数 (単位：人)	38	255	8,286
子どもごみ教室参加人数 (単位：人)	1,393	2,598	1,895

出典：所管課提出資料

ごみトークとはまちづくり出前トーク（民生局地域支援部所管事業）の1つのメニューであり、町内会やマンションの管理組合、障がい者団体などから申し込みを受けて開催している。出前トークのテーマは複数あり、申込者はごみの分別や食品ロスなどから、申し込み時にコンテンツを選択する。

子どもごみ教室はごみの分別体験やパッカー車の見学などを学習する教室であり、幼少期からのごみの減量化・資源化の啓発が必要と考え実施しており、保育園や幼稚園、小学校で開催している。令和3年度（2021年度）は新型コロナウイルス感染症による行動制限の影響を受け、ごみトーク参加人数・子どもごみ教室参加人数は低い水準にあるが、その後、行動制限が徐々に緩和されたことを受け、参加人数はともに増加している。

令和5年度（2023年度）はごみの分別変更があったため、ごみトークの開催を積極的に町内会等に働きかけた結果、大幅に参加人数が増加している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-2-5-3 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	5,114	6,137	21,575
決算額（千円）	4,564	4,869	16,640

出典：所管課提出資料

令和5年度（2023年度）はごみの分別変更があったことに伴い、ごみ分別パンフレットを新たに作成し、全戸配布分に加え、今後の配布も見据えまとまった印刷発注を行ったため、予算現額・決算額ともに大きく増加している。

(2) 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-2-5-4 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

節	金額（千円）	主な内容
旅費	71	ごみトーク、食品ロス全国会議出張
需用費	11,941	ごみ分別パンフレットの印刷製本費（分別変更に伴い全戸配布）、分別収集カレンダーの印刷製本費
役務費	47	分別パンフレット翻訳筆耕
委託料	4,575	ミックスペーパー・蛍光管の回収委託業務、ごみ分別アプリ保守・運用業務委託業務
使用料及び貸借料	6	ごみトーク出張時の時間貸駐車場使用料
合計	16,640	

出典：所管課提出資料

歳出の主な内訳は需用費であり、需用費はごみの分別変更に伴い、ごみ分別パンフレットを新たに作成した支出が大半を占める。

(3) 令和5年度（2023年度）歳出決算の財源 全て一般財源で行っている。

4. 監査の結果及び意見

【意見 10】 市役所庁舎内で生じた蛍光管やミックスペーパーのごみ処理 (現状)

所管課において、蛍光管や印刷物等（以下、ミックスペーパーとする）の廃棄処理を担当しているが、所管課によると、特にミックスペーパーの廃棄処理について、未利用のパンフレットが大量に廃棄処理されるケースが散見されているとのことである。

また、庁舎内から排出されるごみの廃棄処理は、蛍光管やミックスペーパーの廃棄処理を除き、全て総務部が担当している。所管課によると、蛍光管やミックスペーパーの廃棄処理業務を市役所にて導入する際に廃棄物処理を担当している環境部がこれらの資源化方法に関する情報を入手しやすく、資源化政策を推進しやすい等の理由から環境部が担当したものと推測されるが、過去の経緯は不明とのことである。

(課題)

パンフレットを外注で印刷する場合、パンフレット不足に備え余裕をもって発注することはやむを得ない面もあるが、大量に廃棄処理が生じるのはエコとは言い切れず、また経済性の観点からも課題がある。

(意見)

ごみを削減する工夫という観点から、まず、蛍光管や印刷物等を調達する際に将来の廃棄処理を意識し、無駄な調達とならないよう意識を醸成することが望まれる。蛍光管や印刷物等の調達は総務部や各部局が担当している一方で、廃棄処理は環境政策課が担当しており、少なくとも総務部の調達分に関しては、調達と廃棄処理を同一部署が担うことで、このような意識の醸成を加速させることができると考えられる。

加えて、庁舎内から排出されるごみの廃棄処理は、蛍光管やミックスペーパーの廃棄処理を除き、全て総務部が担当していることから、業務の効率化という観点では蛍光管やミックスペーパーの廃棄処理についても総務部が担当することが望ましいと考える。

No6 プラスチック資源化推進事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令等の名称

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

(2) 横須賀再興プランにおける位置づけ

横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略

(3) 関連する個別計画（分野別計画）

横須賀市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(4) 事業目標・事業目的

容器包装プラスチック（以下、容プラ）と製品プラスチック（以下、製プラ）の一括収集及び資源化・再商品化处理を実施することで、燃せるごみやCO₂排出量を削減し、ゼロカーボン⁴の推進に寄与する。

(5) 事業内容

令和4年（2022年）4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条」に基づき、令和4年度（2022年度）に策定し、主務大臣（環境省、経済産業省）の認定を受けた「再商品化計画」により、容プラと製プラの一括収集と資源化・再商品化处理を実施すること。

(6) 事業開始年度

令和4年度（2022年度）

(7) 事業の形態（財源）

国の制度に基づく事業

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

当事業はプラスチックごみの資源化を目的としているため、効果測定として製プラの資源化量にて効果測定を行っている。加えて、国に提出している「再商品化計画」においても製プラの資源化量の計画値を織り込んでおり、「再商品化計画」の達成という観点からも効果測定を行っている。

⁴ ゼロカーボンとは、温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすることを指す。

(2) 成果指標の推移（3か年）

図表 5-2-6-1 成果指標の推移

指標名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
製品プラスチック資源化量 (単位：t)	計画	—	—	318
	実績	—	—	294

出典：所管課提出資料

令和5年度（2023年度）より製プラの資源化を開始している。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）
活動実績の推移については、図表 5-2-6-1 の実績を参照。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-2-6-2 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	—	73	10,882
決算額（千円）	—	70	10,059

出典：所管課提出資料

令和4年度（2022年度）に実証的に製プラの資源化を開始し、令和5年度（2023年度）10月より本格的に製プラの資源化を開始している。そのため、令和5年度（2023年度）では予算現額・決算額が大きく増加している。

(2) 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-2-6-3 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

節	金額（千円）	主な内容
旅費	28	
委託料	10,031	再商品化された製品の検査委託 プラスチック使用製品廃棄物原料品質調査業務委託 プラスチック使用製品廃棄物再商品化業務委託
合計	10,059	

出典：所管課提出資料

歳出の主な内訳は、プラスチックごみの調査からペレット製造、製造されたペレットの調査までの業務委託料が支出されている。

- (3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源
全て一般財源で行っている。

4. 監査の結果及び意見

【意見11】 指定法人ルート(プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第32条)と再商品化計画ルート(同法第33条)の比較検討

(現状)

プラスチックの再商品化は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、指定法人に委託する方法(同法第32条)と再商品化計画を策定し実行する方法(同法第33条)の2つが規定されている。

横須賀市はプラスチック資源の再商品化に際して、令和5年度(2023年度)より指定法人ルートと再商品化計画ルートを併用している。所管課によると、両ルートを併用している地方自治体は全国的にも珍しく、所管課が把握している範囲ではあるが横須賀市のみではないかとの回答であった。

(課題)

横須賀市が両ルートを併用している理由は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が新たに制定されたほぼ同時期に新たに横須賀市内にプラントを建設した事業者と連携するにあたり、両ルートを併用することとしたとのことである。

一方で、両ルートを併用することで事務が煩雑になっている。

(意見)

プラスチック資源の再商品化を指定法人ルートとするか、再商品化計画ルートとするか、併用も含めて、メリットとデメリットを比較したうえで、プラスチック資源の再商品化を行うルートを決定することが望まれる。比較の上で、以下のような観点が参考になると考えられる。

- ・ 庁内の事務処理コスト
- ・ 再資源化に要するコスト
- ・ 両ルートの定性的な意義(安定性、横須賀市の役割などの政策的判断含む)

No7 クリーンよこすか推進事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令等の名称

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

(2) 横須賀再興プランにおける位置づけ

大柱：未来につなぐ環境の保全・創出

中柱：自然環境の保全・活用と循環型社会の推進

小柱：循環型社会の推進

(3) 関連する個別計画（分野別計画）

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(4) 事業目標・事業目的

「私たちの町は私たちの手によって」を合言葉に、きれいで明るく住みよい心豊かなまちづくりを実現すること。

(5) 事業内容

イ クリーンよこすか運動推進のため、ポスターや横断幕等を用いた啓発

ロ ポイ捨て防止街頭キャンペーンの実施

ハ クリーンよこすか市民の会の活動支援

(6) 事業開始年度

不明

(7) 事業の形態（財源）

横須賀市独自事業

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

当事業はクリーンよこすか市民の会の活動支援が主な事業内容であり、成果指標の設定がなじまないことから、事業の効果測定は行っていない。

(2) 成果指標の推移（3か年）

前述の理由から、成果指標の設定を行っていない。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

図表 5-2-7-1 利用件数、支給件数などの活動実績の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ポイ捨て防止街頭キャンペーン実施回数 (単位：回)	13	10	10
クリーンよこすか運動推進・強調月間（6月・10月）における各地区での活動参加者数 (単位：人)	62,549	71,068	58,748

出典：所管課提出資料

ポイ捨て防止街頭キャンペーンは年間13回の実施を計画しているが、令和4年度（2022年度）と令和5年度（2023年度）は雨天による中止日があったため、減少している。

クリーンよこすか運動の参加者は、令和4年度（2022年度）に増加しているが、これは新型コロナウイルス感染症の行動制限が緩和され、市民の参加意欲が高まったことによるものと考えられる。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-2-7-2 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	8,391	9,067	8,788
決算額（千円）	7,864	8,789	8,589

出典：所管課提出資料

事業費に大きな増減はないが、クリーンよこすか運動を啓発するための看板の制作・設置やクリーンよこすか運動にて着用するビブスの購入により増減が生じている。

(2) 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-2-7-3 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

節名称等	金額(千円)	主な内容
給与費	2,654	会計年度任用職員
報償費	131	ポスター・標語入選者記念品代
旅費	5	イベント視察
需用費	1,334	活動時着用するビブスの購入 クリーンよこすかごみ袋作製
役務費	16	貸出物品のクリーニング代
委託料	517	啓発立看板の作製・設置委託
使用料及び賃借料	112	イベント施設使用料
負担金、補助及び交付金	3,820	クリーンよこすか市民の会への交付金 クリーンよこすか地区市民の会への交付金(22地区)
合計	8,589	

出典：所管課提出資料

歳出はクリーンよこすか運動のビブスやごみ袋の購入費に加え、地区会を含むクリーンよこすか市民の会への交付金が主な内訳となっている。クリーンよこすか市民の会への交付金は「クリーンよこすか地区市民の会交付金支給要綱」に基づき支給がなされており、詳細は以下のとおりである。

イ 均等割 1地区につき9万円

ロ 町内会数割 1町内会等につき2,000円

ハ 世帯数割 毎年4月1日現在の世帯数(「広報よこすか」配布世帯をいう。)を基準として、6円に当該世帯数を乗じて得た額

なお、クリーンよこすか市民の会が作成する交付金決算書は、各地区で監査を実施するとともに、所管課においても支出時に支出内容を確認し、決算後に収支決算書及び事業報告書の確認をしている。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

全て一般財源で行っている。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No8 総務管理事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令等の名称

職員被服貸与規則
道路交通法
労働安全衛生法
労働安全衛生法施行令
労働安全衛生規則
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
公害健康被害の補償等に関する法律

(2) 横須賀再興プランにおける位置づけ

横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略

(3) 関連する個別計画（分野別計画）

該当なし

(4) 事業目標・事業目的

部内における事務についての調整及び促進を図り、事務処理を円滑に遂行すること。
また、技能労務職員に対し被服貸与等を行い、ごみ収集運搬・処理業務等を円滑に遂行すること。

(5) 事業内容

事務的業務の執行

- イ 技能労務職員（広域処理センター、久里浜収集事務所、日の出事務所、積替保管施設）の貸与被服購入事務
- ロ 安全管理者、安全運転管理者等、選任・講習関係
- ハ 部内研修（技能労務職員を対象）
- ニ 照会文書・予算決算資料等、部内とりまとめ事務

(6) 事業開始年度

不明

(7) 事業の形態（財源）

横須賀市単独事業

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

当事業は環境部の事務処理を円滑に遂行することを目的としており、事業の性質上、効果測定が困難であるため、効果測定は行っていない。

(2) 成果指標の推移（3か年）

前述の理由から、成果指標の設定を行っていない。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

図表 5-2-8-1 利用件数、支給件数などの活動実績の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
作業着、防寒衣、雨衣購入数（単位：着）	1,604	126	1,508
安全靴購入数（単位：足）	133	126	203
講習・技術研修受講人数（単位：人）	7	11	9

出典：所管課提出資料

作業着等は職員1名に対して複数枚を貸与すること、また貸与する種類も多いため、安全靴より購入数が多くなっている。また、貸与している衣類は職員被服貸与規則において使用期間を2年と定めているものが多いため、令和3年度（2021年度）と令和5年度（2023年度）の購入数が増加している。

講習・技術研修は業務に必要な資格を職員が取得するために当事業で研修受講費用を負担しているもので、業務に必要な資格と有資格者をそれぞれ管理しており、業務に支障が生じることがないように管理を行っている。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-2-8-2 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	12,560	4,547	14,440
決算額（千円）	12,277	3,037	13,646

出典：所管課提出資料

貸与している衣服は使用期間を2年と規定しているものが多いため、令和4年度（2022年度）に比して、令和3年度（2021年度）及び令和5年度（2023年度）の購入数が多くなった結果、予算現額・決算額が大きく増加している。

(2) 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-2-8-3 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
報償費	182	部内研修外部講師謝礼金
旅費	323	職員旅費
交際費	73	部長等交際費
需用費	12,850	被服費、事務用品費等
役務費	34	ファクシミリ通話料等
使用料及び賃借料	6	有料道路通行料、駐車場使用料
負担金、補助及び交付金	178	各種講習負担金、労務安全衛生協会会費等
合計	13,646	

出典：所管課提出資料

需用費が主な内訳となっているが、使用期間が2年及び3年と定められている衣服の購入が令和5年度(2023年度)にあったため、金額が高い水準となっている。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源
全て一般財源で行っている。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

Ⅲ 環境部 環境保全課

No9 環境保全対策事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令等の名称

環境基本法
大気汚染防止法
悪臭防止法
騒音規制法
振動規制法
水質汚濁防止法
土壌汚染対策法
ダイオキシン類対策特別措置法
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
環境影響評価法
公有水面埋立法
神奈川県生活環境の保全等に関する条例
神奈川県環境影響評価条例
適正な土地利用の調整に関する条例
横須賀市空き家等の適正管理に関する条例
横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例
大気汚染緊急時措置要綱
雑草除去指導要領
横須賀市サーチライト等の使用規制に関する条例

(2) 横須賀再興プランにおける位置づけ

横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略

(3) 関連する個別計画（分野別計画）

該当なし

(4) 事業目標・事業目的

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、ダイオキシン類等に係る環境基準の達成状況を把握すると同時に、発生源である工場・事業場の規制指導を行うことにより、環境への負荷を低減し、生活環境の保全を図ること。

(5) 事業内容

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、ダイオキシン類等に係る調査を適正に実施（委託）し、測定機器の維持管理を行うとともに、必要に応じて、発生源である工場・事業場へ規制指導（法律、県条例、市条例等に基づく監視指導等）を行う。

(6) 事業開始年度

昭和 46 年度（1971 年度）

(7) 事業の形態（財源）

横須賀市単独事業

なお、東京湾の水質調査については県からの支出金がある。

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

当事業は以下を目的としているが、事業の性質上、効果測定はなじまないため、効果測定は行っていない。

イ 事業実施により法令対象施設の許可、届出等による事前規制と、立入調査等による事後規制により、生活環境の保全を図る。

ロ 環境測定結果の公表により、市民が横須賀市の環境状況を把握することで、環境保全への関心を高めるとともに説明責任を果たす。

(2) 成果指標の推移（3 か年）

前述の理由から、成果指標の設定を行っていない。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

図表 5-3-9-1 利用件数、支給件数などの活動実績の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
届出書及び申請書受理 (単位：件)	709	622	580
立入調査、指導等 (単位：件)	329	302	273
公害苦情処理等 (単位：件)	75	48	47
環境監視及び調査等 (単位：件)	4,447	2,728	2,767
その他環境保全に関する協議及び調査等 (単位：件)	113	132	127
協議会への参加 (単位：回)	9	9	9

出典：所管課提出資料

近年のコンプライアンス意識の向上により、調査や指導を実施すべき事業所が減少しているため、「立入調査、指導等」件数が減少していると所管課は考えている。

また、「公害苦情処理等」は令和4年度（2022年度）以降と比較すると令和3年度（2021年度）の件数が多くなっている。これは、令和3年度（2021年度）は新型コロナウイルス感染症の影響で、テレワークが増加し在宅時間も増加したことで、自宅周辺の音を気にする市民が増え苦情件数が一時的に増加していたものと所管課は考えている。

「環境監視及び調査等」も令和3年度（2021年度）と令和4年度（2022年度）以降を比較すると、令和4年度（2022年度）以降件数は減少しているが、水質が安定していることを過年度の調査で確認することができたため、調査頻度を減少させた影響である。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-3-9-2 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	55,173	65,935	51,830
決算額（千円）	53,164	63,082	49,963

出典：所管課提出資料

令和3年度（2021年度）及び令和5年度（2023年度）と比較すると、令和4年度（2022年度）は大気の常時監視機器の不調が重なり、機器更新が必要となったため、予算現額・決算額ともに増加している。なお、機器に関する保全計画を策定しており、計画的な調査機器の修繕・更新を行っている。

(2) 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-3-9-3 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

節名称等	金額（千円）	主な内容
給与費	668	会計年度任用職員
旅費	174	会議及び研修等出張費
需用費	3,221	消耗品費、修繕料、光熱水費等
役務費	884	通信運搬費、手数料、保険料
委託料	44,762	保守管理委託、環境調査委託等
使用料及び賃借料	5	駐車場使用料
備品購入費	9	図書購入費
負担金、補助及び交付金	216	横須賀市地域水質保全協議会、騒音振動技術と測定実習、臭気対策セミナー等費用
公課費	23	自動車重量税
合計	49,963	

出典：所管課提出資料

歳出の主な内訳は委託料であり、環境調査の委託料や調査機器に係る保守の委託料を支出している。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

図表 5-3-9-4 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
一般財源	49,783
県支出金	180
合計	49,963

出典：所管課提出資料

財源の99%以上が一般財源であるが、東京湾の水質調査については県の支出金がある。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

IV 環境部 廃棄物対策課

No10 廃棄物処理手数料管理システム事業

1. 事業の概要

- (1) 根拠法令等の名称
手数料条例
廃棄物処理に係る手数料の徴収等に関する要綱
- (2) 横須賀再興プランにおける位置づけ
横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略
- (3) 関連する個別計画（分野別計画）
該当なし
- (4) 事業目標・事業目的
廃棄物処理手数料（し尿・浄化槽汚泥・粗大ごみ）及び小動物火葬手数料の算定の基礎となる作業実績をデータベース化し、実績入力から調定処理までを迅速に行うシステムを維持管理し、納付書の作成を行うこと。
- (5) 事業の内容
納付書等作成業務
システム及びウイルス対策の保守管理
作業実績のデータ交換及び帳票類の出力
支払督促、出納員配置により滞納対策の強化
- (6) 事業開始年度
不明
- (7) 事業の形態（財源）
循環型社会形成推進交付金
一般財源

2. 指標、実績

- (1) 事業の効果測定の方法
廃棄物等の手数料算定の基礎データベース化や納付書作成を目的とした事業であり、事業の性質上、効果測定はなじまないため、効果測定を行っていない。

(2) 成果指標の推移（3か年）

前述の理由から、成果指標を設定していない。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

図表 5-4-10-1 利用件数、支給件数などの活動実績の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
納付書等の作成 (単位：件)	54,494	47,043	39,907
廃棄物処理手数料の調定 (単位：件)	48,816	45,750	39,104

出典：所管課提出資料

令和3年（2021年）10月からLINE⁵、令和6年（2024年）3月からはインターネット申し込みによる前納制を開始したことから、納付書等の作成件数や調定件数は減少している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-4-10-2 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	6,022	6,446	18,454
決算額（千円）	5,316	6,338	17,991

出典：所管課提出資料

令和5年度（2023年度）はシステムの更新及び機器の購入があったことから予算現額及び決算額ともに著しく増加している。

⁵ LINE とは、LINE ヤフー株式会社が運営する、モバイルメッセージアプリケーションを指す。

(2) 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-4-10-3 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
需用費	115	消耗品費、印刷製本費
役務費	1	通信運搬費、手数料
委託料	13,157	保守管理、システム開発委託料
使用料及び賃借料	417	機械器具借上料
備品購入費	4,290	システム用サーバ機器購入
償還金、利子及び割引料	11	還付金
合計	17,991	

出典：所管課提出資料

主な歳出は廃棄物処理手数料管理システムの保守管理委託等の委託料である。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

図表 5-4-10-4 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
循環型社会形成推進交付金	3,620
一般財源	14,371
合計	17,991

出典：所管課提出資料

4. 監査の結果及び意見

【意見 12】 手数料負担割合の合理性（し尿収集及び浄化槽清掃の手数料） （現状）

横須賀市では令和 5 年（2023 年）に、し尿収集及び浄化槽清掃の手数料見直しを実施したが、見直しの際は、県内の他都市の平均値や「公の施設の使用料に関する基本方針」を参照し、「し尿一般」を除いた各区分につき、見直し後の受益者負担率が 25%程度となるように試算して手数料を設定している。

「し尿一般」は主に下水道が普及していない家庭や職場向けであり、「し尿特別」はコンサート・イベント会場等で臨時的に利用される仮設トイレに係るもの等である。

「し尿一般」については、現状の受益者負担率が 25%を相当程度下回る状況をふまえ、神奈川県下他の地方公共団体の水準（平均月 1 人当たり 240 円）を考慮して、1 ヶ月 1 人当たり 200 円だったものから 60 円値上げした 260 円としている。

図表 5-4-10-5 し尿収集及び浄化槽清掃に係る手数料改定前後の負担率試算

区分	処理経費※ (千円)	改定前 手数料収入 (千円)	受益者 負担率	改定後 手数料収入 (千円)	改定後 負担率
し尿一般	19,591	1,291	6.6%	1,678	8.6%
し尿特別	43,113	8,380	19.4%	11,047	25.6%
浄化槽小型	215,090	40,248	18.7%	54,335	25.3%
浄化槽大型	34,369	8,098	23.6%	8,478	24.7%
合計	312,163	58,017	18.6%	75,538	24.2%

※処理経費は収集運搬委託料と投入施設管理費及び下水道投入料（No23 し尿等下水道投入施設管理事業）で構成されている。投入施設管理費から令和 3 年度（2021 年度）に発生した工事請負費 41,000 千円を一過性のものとして除いて集計している。

出典：所管課提出資料

なお、受益者負担率の目安としている 25%は「公の施設の使用料に関する基本方針」の「施設の性質別負担割合について」に掲げられた利用者負担割合図（図表 5-4-10-6）を参照している。但し、し尿収集及び浄化槽清掃は「施設」ではないため、当該割合図の「施設の性質」や「施設の機能」の程度を厳密に検討して選択したものでなく、受給者負担の激変緩和を考慮して目標値として設定したものである。

図表 5-4-10-6 利用者負担割合図

		利用者負担割合		
【施設の性質】	公共的 ↑ A	50%	25%	0%
	B ↓	75%	50%	25%
	市場的 C	100%	75%	50%
		Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
		選択的	基礎的	
		【施設の機能】		

ア 施設の性質 : 公が運営すべきか、市場代替性があるか

イ 施設の機能 : 市民生活上、基礎的なものか、選択的なものか

出典：横須賀市「公の施設の使用料に関する基本方針」より抜粋

（課題）

し尿収集及び浄化槽清掃のうち、「し尿特別」はコンサート・イベント会場等で臨時に利用される仮設トイレに係るものがほとんどである。下水道が普及していない家庭や職場向けの「し尿一般」や浄化槽清掃と、イベント会場等の仮設トイレ収集では、その性質や公共性が異なるものと考えられ、手数料が適切に算定されていない恐れがある。

例えば、イベント会場等の仮設トイレ収集の利用者負担割合を図表 5-4-10-6 に当てはめると、施設の機能として、下水道が普及していない家庭や職場向けの「し尿一般」や浄化槽清掃と異なり、市民生活上、基礎的なものではないと思われ、左上のゾーン（50%）に当てはまる可能性があるのではないかと考えている。

（意見）

例えば川崎市や横浜市においては、「し尿一般」の手数料を無料としているのに対し、「し尿特別」については横須賀市の手数料より割高なものとしている。横須賀市についても、種類属性別にその公共性と選択性を考慮してあるべき使用料をさらに検討し、算定することが望ましいと考える。

5. 前回の監査の指摘や意見に対する市の措置状況について点検

(1) し尿収集及び浄化槽清掃の単価決定に係る積算前提の妥当性（指摘）

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

平成 30 年度（2018 年度） 包括外部監査

（指摘・意見の概要）

現行の積算プロセスでは、代行交付金額は収集量に比例して増減する。一方、事業実施に伴い生じる経費には、収集量の多寡に拠らず発生する固定費部分が含まれる。このため、実績収集量が想定収集量を下回った場合は、業者がコントロール不能な要因による収集量の減少であったとしても考慮されず、業者の持ち出し経費が発生する仕組みとなっている点が課題である。

当業務を実施するに当たっては、1.8kl 車の導入など一定の初期投資が発生することや、対象世帯の縮小が見込まれる点、新規参入など代替業者が今後出てくる可能性は低いと考えられる。このため、現状の代行制度のスキームを維持するのであれば、現行の業者への依存度が必然的に高くなる。業者により安定的・継続的に業務が実施されるよう、現行の単価積算プロセスで考慮されていない固定費・変動費を考慮した単価積算体系の見直しを検討することが必要である。

（市の措置内容）

現行の代行交付金積算プロセスでは、固定費・変動費をあわせて積算していた。安定的・継続的な業務の実施には、業者の持ち出し経費が発生しない仕組みが考慮されるべきであるため、積算プロセスを、固定費（事務費等）と変動費（燃料費等）に分けることとする。

ロ 措置状況のフォローアップ

し尿収集及び浄化槽清掃の単価積算プロセスは、市の措置内容どおり、固定費部分と変動費部分に分けて算定されていることを確認した。

No11 集団資源回収推進事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令等の名称

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
資源回収実施団体奨励金交付要綱
資源回収保管庫購入費補助金交付要綱

(2) 横須賀再興プランにおける位置づけ

横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略

(3) 関連する個別計画（分野別計画）

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(4) 事業目標・事業目的

集団資源回収を奨励することにより、市民の3Rへの意識啓発を図るとともに、ごみの減量化・資源化を促すこと。

(5) 事業内容

- イ 集団資源回収の実施団体である町内会等への奨励金の交付
- ロ 回収業者である横須賀市資源回収協同組合への奨励金の交付
- ハ 資源回収品を保管するための保管庫購入費の補助

(6) 事業開始年度

- イ 集団資源回収の実施団体である町内会等への奨励金の交付
昭和56年度（1981年度）
- ロ 回収業者である横須賀市資源回収協同組合への奨励金の交付
昭和56年度（1981年度）
- ハ 資源回収品を保管するための保管庫購入費の補助
平成8年度（1996年度）

(7) 事業の形態（財源）

一般財源

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

事業の効果測定の方法は確立されていないが、(2) 成果指標の推移では便宜上、集団資源回収量を成果指標として記載している。

(2) 成果指標の推移（3か年）

図表 5-4-11-1 成果指標の推移

指標名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
集団資源回収量 (単位：t)	目標	—	18,180	17,700
	実績	18,181	16,896	15,734

出典：所管課提出資料

KGI として、市民1人1日あたりのごみ排出量 **821g** としている。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

活動実績は図表 5-4-11-1 の実績を参照。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-4-11-2 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	322,537	307,325	297,279
決算額（千円）	303,548	282,544	263,421

出典：所管課提出資料

令和5年度（2023年度）の決算額が令和4年度（2022年度）と比較して約 **19,123** 千円減少している。これは、集団資源回収量が減少したことにより町内会等及び横須賀市資源回収協同組合への奨励金の交付額の減少が主な原因である。令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）において、予算現額と決算額の差異率に大幅な変動はない。

(2) 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-4-11-3 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
報償費	249,999	奨励金
旅費	1	
需用費	591	資源不適物シール、フレコン等購入費
委託料	12,750	奨励金積算業務委託、家庭用廃蛍光管資源化業務・収集運搬業務委託
負担金、補助及び交付金	80	資源回収保管庫購入費補助金
合計	263,421	

出典：所管課提出資料

主な歳出は、町内会等及び横須賀市資源回収協同組合への奨励金の交付額 249,999 千円、委託料(奨励金積算業務委託料、家庭用廃蛍光管資源化業務・収集運搬業務委託料) 12,750 千円であり、奨励金積算業務委託には、行政センターごとの品目別回収量を集計し、奨励金の額を算定する基礎データの作成が含まれる。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

全て一般財源で行っている。

4. 監査の結果及び意見

【意見 13】奨励金支払通知の方法

(現状)

横須賀市では、資源回収実施団体奨励金として、町内会、自治会等の登録団体に対して、3ヶ月ごとに年間4回支払いを行っている。当該支払いに際しては、奨励金の額を算出する事務、町内会、自治会等に通知の手紙を郵送する事務等の支払事務等が生じ、人件費、郵送費、振込手数料等の事務コストが生じている。

(課題)

所管課から入手した実施団体別奨励金内訳資料から算出すると、令和5年度(2023年度)第1四半期の実施団体数は 494 団体に上り、支払事務による相当の事務コストが生じているものと考えられる。

(意見)

支払事務の効率化によるコスト低減の方法として、支払事務の委託、奨励金支払頻度の見直しという2つの方法が考えられる。前者の検討にあたっては、支払事務にどの程度のコストが発生しているかを把握・分析することが必要と考えられる。後者の検討にあたっては、年間2回とする等の対応が考えられるが、奨励金が登録団体の財源となっ

ている点を踏まえると、登録団体と協議することが必要と考えられる。これらの検討を行い、合理的な方法とすることが望ましい。

【意見 14】 横須賀市資源回収協同組合へ支払う奨励金の定期的な見直し
(現状)

横須賀市資源回収協同組合と自治会・町内会等により実施している集団資源回収について、横須賀市資源回収協同組合に対しては、令和2年度(2020年度)から12円/kgの奨励金を支払っている。当該奨励金は、平成31年度(2019年度)に横須賀市により作成された検討資料である「集団資源回収の経過と奨励金の見直しについて」において、回収量予測量・売払い収入等を踏まえ、当時の10円/kgから12円/kgと見直された。

見直しの検討にあたり、奨励金を見直す根拠の1つとして、令和元年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)までの奨励金の予測がされているが、当該予測に対する実績の把握がされていない。また、資源回収対象品目の回収量が軒並み減少しているだけでなく、回収箇所・回数の増加及び経費増による経済的な負担が増している状況とみられる。

(課題)

市民サービスの維持のためにも奨励金単価の見直し検討については、横須賀市資源回収協同組合から毎年要望があるため、定期的に「集団資源回収の経過と奨励金の見直しについて」を見直し、両者で合意を得ている証跡を残すことで、検討過程や合意を明確にする必要がある。

(意見)

「集団資源回収の経過と奨励金の見直しについて」において、令和元年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)までの報奨金の予測がされているが、これの実績値がどうであったかを把握することが望ましい。また、昨今の資源価格やエネルギー価格上昇を踏まえ、奨励金を見直すかどうかの検討を行い、その過程及び結果を文書として保管しておくことが望ましい。

【意見 15】登録団体に係る定期的な実在性チェック

（現状）

資源回収実施団体奨励金として、町内会、自治会等の登録団体は約 500 あるが、それら登録団体が実際に存在していることを定期的にチェックしていない。

（課題）

定期的なチェックを行わないと、重複した情報が増える可能性があり、重複したデータはデータの整合性を損ない、業務の効率性を低下させる原因となり得る。また、団体情報は個人情報を含むものであり、プライバシーの保護が要求される。不正確な情報や不要な情報が残っていると、個人情報の保護に関する法的要件に違反する可能性がある。また、不要な情報が残っていると、悪意のある第三者によって情報が漏洩する可能性がある。

（意見）

ヒアリングでは、実質的なリスクはほとんどないため、定期的なチェックを実施する必要性がないとの見解を伺っているが、登録団体が実在しているか等の定期的なチェックを実施することが望ましい。

No12 ごみ収集委託事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令等の名称

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(2) 横須賀再興プランにおける位置づけ

横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略

(3) 関連する個別計画（分野別計画）

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(4) 事業目標・事業目的

定日ごみの収集運搬業務のうち **119,573** 世帯（令和4年（2022年）10月1日現在）を委託により実施すること。（令和元年（2019年）11月1日から令和6年（2024年）10月31日まで長期継続契約。）

(5) 事業内容

市内のごみ集積所に排出される家庭から排出されるごみの収集及び運搬の一部を業務委託により実施する。

(6) 事業開始年度

平成19年度（2007年度）

(7) 事業の形態（財源）

一般財源

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

事業内容が市内のごみ集積所に排出される家庭から排出されるごみの収集及び運搬の一部を業務委託により実施することであるため、事業の効果測定の方法は確立されていないが、便宜上、成果指標はごみの排出量で設定している（図表 5-4-12-1 参照）。

(2) 成果指標の推移（3か年）

図表 5-4-12-1 成果指標の推移

指標名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総排出量（KGI） （単位：t）	目標	127,039	123,619	118,852
	実績	121,696	118,113	112,051
燃せるごみ（KPI） （単位：t）	目標	39,172	40,315	38,593
	実績	39,501	38,379	35,964
不燃ごみ（KPI） （単位：t）	目標	926	754	842
	実績	611	539	668
缶びんペットボトル （KPI）（単位：t）	目標	3,845	3,933	3,832
	実績	3,902	3,714	3,536
容器包装プラスチック （KPI）（単位：t）	目標	4,704	4,423	2,172
	実績	4,291	3,954	1,880
資源プラスチック （KPI）（単位：t）	目標	—	—	2,367
	実績	—	—	2,068

出典：所管課提出資料

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

活動実績は図表 5-4-12-1 の実績を参照。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-4-12-2 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	904,874	917,635	906,194
決算額（千円）	904,874	917,414	906,194

出典：所管課提出資料

令和5年度（2023年度）の決算額が令和4年度（2022年度）と比較して約11,220千円減少している。令和4年度（2022年度）において、ごみ収集支援システムに関する初期費用が総額10,000千円程度発生した。当該影響を除外すれば、2か年で大きな変動はなく、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）において、予算現額と決算額の差異率に大幅な変動はない。

(2) 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-4-12-3 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
委託料	906,194	業務委託料、システム保守管理委託料
合計	906,194	

出典：所管課提出資料

業務委託料については全て、定日ごみの収集運搬業務委託料である。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

全て一般財源で行っている。

4. 監査の結果及び意見

【意見16】成果指標の設定

(現状)

ごみ収集委託事業の効果測定として、総排出量、燃せるごみ、不燃ごみ、缶びんペットボトル、容器包装プラスチック、資源プラスチックという「ごみの量」が目標値として使用されている。

(課題)

「ごみの量」を目標値とすることには、ごみ総量を減らすという基本的な考え方に照らせば一定の合理性はあると考えられるが、市民サービスの向上の観点から導かれる目標値も必要と考えられる。

(意見)

例えば、収集作業に関するクレーム数の減少、業者への指導回数の減少等の市民サービスの向上の観点から導かれる目標値も含めることが望ましい。

【意見 17】 定日ごみ収集委託業者選定に係る入札の方法

(現状)

横須賀市では、定日ごみの収集業者選定のための入札（5年間の長期継続契約）を、令和5年度（2023年度）から令和6年度（2024年度）にかけて実施している。入札の方法として、具体的には、横須賀市全域を14の地区に分け、複数の地区で同日に開札をしている。また、同日に開札する同業種の入札において、同一事業者が複数の入札案件を請け負うことを制限する、いわゆる「同日落札数制限」を採用している。予定価格の高い地区から順に開札するとされている。

(課題)

「同日落札数制限」は一般に、過大受注による品質の低下を防止し、事業者による受注機会の均等を図るために導入される制度である。定日ごみ収集業務委託の入札では当該制度を導入し、同日に開札する同業種の入札において、同一事業者が2件以上の入札案件を請け負うことを制限する運用となっている。

一般廃棄物収集運搬業の許認可を受けている業者は令和6年（2024年）4月1日時点で26社あるが、今回実施した定日ごみ収集業務委託に係る入札の参加業者の一覧を調べると、10社となっていた。なお、当該10社は全て、前回入札時である平成31年度（2019年度）の入札に参加していた。

入札に参加する業者が少ない実態がある中で、「同日落札数制限」の趣旨の1つである受注機会の均等をどこまで考慮すべきが問題となる。すなわち、直近2回の入札結果によると、参加業者数が地区数（14地区）を下回っているため、「同日落札数制限」を用いて、同日に開札する同業種の入札において、同一事業者が2件以上の入札案件を請け負うことを制限する運用によると、再入札となる可能性が高い。結果として、再入札に参加する業者が少なくなり、競争性が低下し、ひいては予定価格の再設定に伴う契約額増加による不経済（無駄な経費の支出）につながる可能性を有していると考えられる。

図表 5-4-12-4 同日落札数制限により再入札になった地区（坂本町）の入札状況

項目	初回入札	再入札（落札時）
開札日	令和6年（2024年）2月22日	令和6年（2024年）6月12日
入札参加業者	5社（全て他地区で落札済みのため落札制限により、入札不調）	1社（再入札により、初回入札において最低額を提示した業者と別の業者が落札）
予定価格	310,500,000円（税抜）	352,200,000円（税抜）（※）

出典：所管課提出資料を基に包括外部監査人が作成している。

（※）再入札にあたっては、業者の課題である塵芥収集自動車不足を解消すべく、横須賀市所有の塵芥収集自動車を業者に売却することとし、再入札時に提示を求める額は「業務委託契約－物件売渡契約」の金額とした。上記表に記載した金額は、初回入札と比較するために、このうち「業務委託契約」に相当する予定価格とした。なお、「物件売渡契約」に相当する額を控除した再入札時の予定価格は、349,200,000円（税抜）であった。

（意見）

過大受注による品質の低下防止、受注機会の確保の観点から導入されている「同日落札数制限」を採用した現行の入札方法を否定するものではないが、例えば、現状の2件以上の入札制限ではなく、業者数に応じた制限数を設定するなど、より経済的な入札となるように検討することが望ましい。

No13 粗大ごみ収集事業

1. 事業の概要

- (1) 根拠法令等の名称
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条（定義）、第6条の2（市町村の処理等）
- (2) 横須賀再興プランにおける位置づけ
横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略
- (3) 関連する個別計画（分野別計画）
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- (4) 事業目標・事業目的
市内各家庭から排出される粗大ごみを業者委託により戸別に収集、運搬し適正処理を図ること。
- (5) 事業内容
粗大ごみを戸別に収集し、横須賀ごみ処理施設へ運搬
- (6) 事業開始年度
昭和47年度（1972年度）
- (7) 事業の形態（財源）
一般財源。令和5年度（2023年度）においては、デジタル田園都市国家構想交付金も含む。

2. 指標、実績

- (1) 事業の効果測定の方法
事業内容が粗大ごみを戸別に収集し、横須賀ごみ処理施設へ運搬することであるため、事業の効果測定の方法は確立されていないが、便宜上、成果指標は粗大ごみの収集個数で設定している（図表5-4-13-1参照）。

(2) 成果指標の推移（3 か年）

図表 5-4-13-1 成果指標の推移

指標名		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
収集個数（KGI） （単位：t）	目標	127,039	123,619	118,852
	実績	121,696	118,113	112,051
収集個数（KPI） （単位：個）	目標	—	103,800	89,800
	実績	97,445	86,754	67,982

出典：所管課提出資料

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3 か年）

活動実績は図表 5-4-13-1 の実績を参照。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3 か年）

図表 5-4-13-2 事業費の推移（3 か年）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算現額（千円）	97,649	97,057	109,792
決算額（千円）	97,348	96,530	97,407

出典：所管課提出資料

令和 5 年度（2023 年度）の決算額が令和 4 年度（2022 年度）と比較して約 878 千円増加している。変化はほとんど見られないが、これは令和 5 年度（2023 年度）に粗大ごみ受付システムを構築し、これにかかる費用が約 10,000 千円程度発生している一方、粗大ごみ回収量の減少に伴う委託料の減少が含まれているためである。

(2) 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-4-13-3 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
役務費	847	電子決済手数料
委託料	94,609	粗大ごみ収集運搬、粗大ごみ受付システム構築・保守管理
備品購入費	1,951	PC、タブレット購入費
合計	97,407	

出典：所管課提出資料

主な歳出は、粗大ごみ収集運搬、粗大ごみ受付システム構築・保守管理が94,609千円、PC、タブレット購入費が1,951千円である。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

図表 5-4-13-4 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
一般財源	66,854
国庫支出金(デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ))	6,007
廃棄物処理手数料	24,546
合計	97,407

出典：所管課提出資料

歳入のうち、約70%が一般財源、約25%が廃棄物処理手数料である。令和5年度(2023年度)はこれらに加え、デジタル田園都市国家構想交付金が財源として生じている。これは、粗大ごみ受付システムに係る国庫支出金である。

4. 監査の結果及び意見

【意見 18】粗大ごみに係る廃棄物処理手数料の前納制への移行

（現状）

横須賀市において、戸別収集により粗大ごみを処分する場合、申込方法により決済手段が異なる。具体的には、横須賀市 LINE 公式アカウント又はインターネット申し込みによると電子決済を用いた前払いとなり、電話申し込みによると納付通知書を用いた後払いとなる。

（課題）

粗大ごみに係る廃棄物処理手数料の収納率は 98%超と高い水準にある。しかし、未納者には、督促状等の送付や訪問催促等実施しており、このような債権管理に一定の時間を要している。

（意見）

電子決済を利用できない市民もいるため、前払いへの完全移行は現実的ではないものの、市民の利便性等を考慮したうえで、電話申し込みによる場合でも原則は前納制に移行することが望ましい。

この場合、粗大ごみシールを事前に粗大ごみシール取扱店等で購入し、粗大ごみに貼付して排出する運用は他自治体でも見られるところである。ただし、横須賀市の場合は粗大ごみシールを粗大ごみに貼付して排出する運用をしていないため、この取組による費用対効果を勘案して検討する必要がある。

【意見 19】粗大ごみに係る廃棄物処理手数料の設定

(現状)

横須賀市において、戸別収集により粗大ごみを処分する場合、手数料はスプリングマットレス（1 個）は 4,300 円、その他（1 個または 1 組）は 520 円に設定されている。例えば、ベッドと 2 段ベッドは同額の 520 円であるし、1 人掛けソファと 3 人掛けソファも同額の 520 円である。まくらやほうき等の一般的に大きさの小さいものもやはり同額の 520 円である。

(課題)

横須賀市においては、粗大ごみに係る廃棄物処理手数料の設定が 2 パターンしかない。運搬コストや処分コストは粗大ごみの種別により異なると考えられるため、「その他」と一括りにされるものの中には、コストは安いが対価が高いものや、コストが高いが対価は低いもの、両者が見合っているものが混在しており、適正な価格設定がされていない可能性が考えられる。

(意見)

粗大ごみに係る廃棄物処理手数料がスプリングマットレス 4,300 円、その他 520 円と 2 段階しかないが、一般的に考えれば、粗大ごみの種別に応じて運搬コストや処分コストは異なり、それに対する対価も異なっていくべきである。コスト分析を行い、粗大ごみの種別を類型化し、同種の性質をもつものは同一の手数料を徴収するといった対応が望ましい。

No14 一般廃棄物排出指導事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令等の名称

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例

(2) 横須賀再興プランにおける位置づけ

横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略

(3) 関連する個別計画（分野別計画）

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(4) 事業目標・事業目的

一般廃棄物の適正排出の指導等を行い、地域の清潔を保持することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること。

(5) 事業内容

イ ごみ（一般廃棄物）の排出指導

ロ ごみ集積所・資源回収場所のデータ管理

ハ ごみ収納ボックス及びカラス除けネットの配付

ニ ごみ収納ボックス購入補助金の交付

ホ 不法投棄防止用監視カメラ及びセンサーの維持管理

ヘ いわゆる「ごみ屋敷」による不良な生活環境解消のための調査及び排出支援

ト ごみ出し困難な高齢者等に対する戸別収集

(6) 事業開始年度

- イ ごみ（一般廃棄物）の排出指導
平成 19 年度（2007 年度）
- ロ ごみ集積所・資源回収場所のデータ管理
平成 20 年度（2008 年度）（これ以前の記録は不明）
- ハ ごみ収納ボックス及びカラス除けネットの配付
ごみ収納ボックス配付開始：昭和 60 年度（1985 年度）
カラス除けネット配付開始：平成 10 年度（1998 年度）
- ニ ごみ収納ボックス購入補助金の交付
令和 5 年度（2023 年度）
- ホ 不法投棄防止用監視カメラ及びセンサーの維持管理
平成 14 年度（2002 年度）
- ヘ いわゆる「ごみ屋敷」による不良な生活環境解消のための調査及び排出支援
平成 30 年度（2018 年度）（条例制定年度）
- ト ごみ出し困難な高齢者等に対する戸別収集
令和元年度（2019 年度）

(7) 事業の形態（財源）

一般財源、廃棄物処理手数料

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

事業目的が生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることであるため、事業の効果測定の方法は確立されていないが、便宜上、成果指標は排出指導件数等で設定している（図表 5-4-14-1 参照）。

(2) 成果指標の推移（3 か年）

図表 5-4-14-1 成果指標の推移

指標名		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総排出量（KGI） （単位：t）	目標	127,039	123,619	118,852
	実績	121,696	118,113	112,051
排出指導件数（KPI） （単位：件）	目標	—	357	344
	実績	344	249	292

出典：所管課提出資料

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3 か年）

活動実績は図表 5-4-14-1 の実績を参照。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-4-14-2 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	19,484	19,452	20,677
決算額（千円）	19,033	19,331	19,053

出典：所管課提出資料

令和5年度（2023年度）の決算額が令和4年度（2022年度）と比較して横ばいである。令和5年度（2023年度）からごみ収納ボックス等購入補助金の交付が開始されたため歳出が増加したものの、カラス除けネット及びごみ収納ボックスの調達を隔年に変更したため、これに伴う歳出が減少した。

(2) 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-4-14-3 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

節	金額（千円）	主な内容
旅費	14	
需用費	10,999	カラス除けネット
委託料	6,617	横須賀中央駅前Yデッキ及びその周辺等環境美化委託
使用料及び賃借料	6	
備品購入費	20	
負担金、補助及び交付金	1,397	ごみ収納ボックス等購入補助金
合計	19,053	

出典：所管課提出資料

歳出は、需用費 10,999 千円のほか、横須賀中央駅前Yデッキ及びその周辺等環境美化委託 6,617 千円、ごみ収納ボックス等購入補助金 1,397 千円である。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

図表 5-4-14-4 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
一般財源	18,682
廃棄物処理手数料	371
合計	19,053

出典：所管課提出資料

主な歳入は一般財源であり、全体の約98%程度を占める。

4. 監査の結果及び意見

【意見20】 カラス除けネット、ごみ収納ボックスの配布及び補助金交付
(現状)

横須賀市では、ごみ集積所の清潔保持のため、カラス除けネットやごみ収納ボックスを、町内会・自治会等の申請に基づき配付している。また、一般家庭から排出されるごみの飛散防止及び鳥獣によるごみの散乱防止を目的として、町内会・自治会等が独自に購入したごみ収納ボックス等の費用の一部を補助するため、令和5年度(2023年度)より補助金を交付している。このように、現物配布と補助金交付が制度として存在している。

現物配布の場合、カラス除けネット及びごみ収納ボックスの管理は、廃棄物対策課、久里浜収集事務所及び日の出事務所で行い、申請があれば納入する運用としている。また、令和4年度(2022年度)まではカラス除けネット及びごみ収納ボックスの一括受付を実施していたが、令和5年度(2023年度)より補助金交付制度が創設されたことに伴い、随時受付となった。

(課題)

令和5年度(2023年度)より補助金交付制度が創設されたことに伴い、現物配布と補助金交付が制度として併存している。制度を併存させる必要がないのであれば、事務の効率性の観点からは、制度はどちらかに統一した方がよいのではないかと考えられる。

(意見)

現物配布には、受付台帳の管理、配送コスト、ごみ収納ボックスやカラス除けネットの管理の手間等があり、これらに要するコストと補助金交付によるコストを比較し、補助金交付の一本化もしくは原則扱いにするかどうかの検討が望まれる。

町内会・自治会等と協議する必要があるが、管理コストを考慮すると、現状のごみ収納ボックスの現物支給、カラス除けネット現物支給、ごみ収納ボックスの補助金交付制度という3本立てではなく、将来的に補助金交付制度に一本化もしくは原則扱いとすることが望ましいのではないかと考える。

【意見 21】 「ごみ収納ボックス購入費補助金交付要綱」における補助対象物の定義（現状）

横須賀市では、令和5年度（2023年度）より、一般家庭から排出されるごみの飛散防止及び鳥獣によるごみの散乱防止を目的として、町内会・自治会等が独自に購入したごみ収納ボックス等の費用の一部を補助するため、補助金を交付する制度を開始した。

補助金の対象者、対象物、対象経費等は「ごみ収納ボックス購入費補助金交付要綱」に定められている。当該要綱によると、「ごみ収納ボックス」の定義は次のいずれにも該当するものと定められている。

- ・一般家庭から排出されるごみを一時集積するごみ集積所であって、ごみの飛散防止及び鳥獣によるごみ散乱防止対策に使用するもの
- ・ごみの周囲及び上部を囲うために用いる 耐久性のある箱型の形状のもので、簡易に組立てができるもの
- ・原則として、周辺の安全かつ円滑な通行を妨げない大きさに折りたためるものであり、高さ 90 cm以内のもの（収集時にいずれかの側面が開放できる構造のものに限る。）。

また、補助対象経費は次のいずれにも該当するものと定められている。

- ・設置場所周辺の道路の通行に支障のない大きさであること。
- ・道路上に固定せず、かつ、当該設置場所の所有者の同意を得ていること。

補助金額は、予算に範囲内において、設置するごみ収納ボックスに係る補助対象経費の総額に4分の3を乗じて得た額とし、25,000円を限度（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とされている。

補助金の交付申請を行う際は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請する必要がある。

- ・ごみ集積所の位置図
- ・ごみ収納ボックスの配置図
- ・見積書の写し、その他購入金額が分かるもの（本体価格又は本体作製に要する材料費、消費税及び地方消費税の額に限る。）が確認できるもの
- ・ごみ収納ボックス設置に係る誓約書

なお、実績報告書の提出も求められており、次に掲げる書類を添えて市長に報告する必要がある。

- ・ごみ収納ボックスの設置状況を明らかにした写真
- ・領収書の写しその他支出した額を証する書類

令和5年度（2023年度）に横須賀市が補助金を交付した際の補助金交付申請書及び実績報告書を閲覧したところ、「ごみ収納ボックス購入費補助金交付要綱」に定められたごみ収納ボックスの定義に対し、例外的に認められたものが1件（補助額 25,000円）発見された。

具体的には、ごみステーションに対して補助が行われていたが、書類を見る限り、ごみステーションは上述した「ごみ収納ボックス」の要件の2点目（簡易に組立可能）及び3点目（折りたため、高さが90cm以内）を満たさないものと考えられる。

本対象物について、市は、以下のとおり「ごみ収納ボックス」に該当し、補助対象経費と判断した。

- ・該当物のごみの周囲および上部を囲うために用いる耐久性のある箱型の形状であり、商品自体は「組み立てて」作成される点
- ・申請商品は「原則として」明示されている高さ90cm以内、折りたためるもの、に当てはまらない規格となっているものの、当該条件は補助対象となるごみ収納ボックスが、「周辺の安全かつ円滑な通行を妨げずかつ収集作業に支障がないものという条件に適うもの」として例示的な内容を表記したもので、したがって「原則として」という文言にて規定している点
- ・要綱の「収集時にいずれかの側面が開放できる構造のものに限る」という条文に当てはまり収集作業に支障が生ずる理由がない点

（課題）

ごみ収納ボックス購入費補助金交付要綱の条件を一部形式的に満たさないごみ収納ボックスに対して補助を行うと公平性の観点で問題である。

（意見）

補助金の交付に当たっては「ごみ収納ボックス購入費補助金交付要綱」に照らした検討が必要である。個別の事情に照らす前に、まずは一義的に要綱に照らした検討をすべきである。また、同様・類似の事象が今後発生する場合に備え、要綱に定める「簡易に組立てができる」、「原則として」、「折りたためる」、「高さ90cm以内」という文言に解釈の幅が生じないように、文言の見直しの要否を検討すべきである。

【意見 22】 ごみ収納ボックス等の補助申請の際に提出する誓約書

(現状)

【意見 21】に記載のとおり、補助金を申請する際には、「ごみ収納ボックス設置に係る誓約書」の提出が求められている。令和 5 年度（2023 年度）の申請時に提出された当該誓約書には次の点が含まれる。

- ・ごみ収納ボックスの目的外の使用、第三者へ譲渡、転貸及び売却は行いません。
- ・ごみ収納ボックスは、歩行者や車両等の通行の妨げにならないよう安全に配慮した設置を行います。
- ・設置したごみ収納ボックスが原因で、第三者等（人 又は 器物）に損害を与えた場合、申請者が法的な責任を負うことを承知し、一切の損害を賠償することを約束します。

令和 6 年（2024 年）6 月より、当該誓約書に 1 つ追加事項が盛り込まれた。

ごみ収集作業によるごみ収納ボックスの破損等については、横須賀市に過失のある場合を除き、所有者（管理者）の負担において修復するものとし、横須賀市に損害賠償を求めることは、一切行わないものとします。

本誓約について、令和 5 年度（2023 年度）申請者についても、遡及して適用されることであるが、そのための周知、申請者から了解を得た旨の証跡が残されていないかった。

(課題)

遡及適用される事項について、誓約書がないと令和 5 年度（2023 年度）申請者にごみ収集作業によるごみ収納ボックスの破損等の扱いが適用されるか不明確になる可能性がある。

(意見)

令和 5 年度（2023 年度）の申請時に提出された誓約書は、社会通念上、私有物の破損などにおいて市側に過失があった場合は損害の賠償を行う一方で、経年劣化や使用損耗による破損など市側に過失がないものは補償しないという前提のもと作成していた。

市側は、令和 6 年度（2024 年度）に誓約書において「ごみ収集作業によるごみ収納ボックスの破損等が生じた場合の費用負担」部分を明文化し、令和 5 年度（2023 年度）に申請された誓約書にも明文化はされていないものの、追加文言は適用される、という見解である。しかし、誓約書の内容が更新され、過年度の申請者に当該更新内容が適用される場合、誓約書を再度提出してもらった対応が必要と考えられる。

No15 海浜地清掃事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令等の名称

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律

(2) 横須賀再興プランにおける位置づけ

横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略

(3) 関連する個別計画（分野別計画）

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(4) 事業目標・事業目的

海岸漂着物等の円滑な処理及び海岸漂着物等の発生の抑制を図ること。

(5) 事業内容

横須賀市と公益財団法人かながわ海岸美化財団が「清掃事業の実施に関する協定書」を締結し、横須賀市が美化財団に負担金（県5割：市5割）を支払い、美化財団が市内の14自然海岸を定期清掃する。

(6) 事業開始年度

平成3年度（1991年度）

(7) 事業の形態（財源）

一般財源、県支出金

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

事業目的が海岸漂着物等の円滑な処理及び海岸漂着物等の発生の抑制を図ることであるため、事業の効果測定の方法は確立されていないが、便宜上、成果指標は清掃回数等で設定している（図表 5-4-15-1 参照）。

(2) 成果指標の推移（3か年）

図表 5-4-15-1 成果指標の推移

指標名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総排出量（KGI） （単位：t）	目標	127,039	123,619	118,852
	実績	121,696	118,113	112,051
清掃回数（KPI） （単位：回）	目標	301	361	402
	実績	402	485	384
回収量（KPI） （単位：kg）	目標	144,013	105,315	127,359
	実績	127,359	149,160	139,350

出典：所管課提出資料

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

活動実績は図表 5-4-15-1 の実績を参照。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-4-15-2 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	10,067	10,161	10,330
決算額（千円）	10,001	10,156	10,325

出典：所管課提出資料

令和5年度（2023年度）の決算額は令和4年度（2022年度）と比較して横ばいである。歳出のほとんどすべてを占める公益財団法人かながわ海岸美化財団に支払う負担金、ここ数年横ばいであることが主要因である。

(2) 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-4-15-3 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

節	金額（千円）	主な内容
負担金、補助及び交付金	10,322	かながわ海岸美化財団清掃事業負担金
旅費	3	
合計	10,325	

出典：所管課提出資料

主な歳出は、公益財団法人かながわ海岸美化財団に支払う負担金 10,322 千円である。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

図表 5-4-15-4 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
神奈川県海岸漂着物等対策事業費補助金	6,906
一般財源	3,419
合計	10,325

出典：所管課提出資料

歳入のうち、神奈川県海岸漂着物等対策事業費補助金 6,906 千円、一般財源が 3,419 千円である。

4. 監査の結果及び意見

【意見 23】目標の設定方法

(現状)

海浜地清掃事業の効果測定指標として、清掃回数や回収量が目標値として使用されている。

(課題)

現状、KPI として使用されている清掃回数や回収量は、清掃や回収を公益財団法人かながわ海岸美化財団が実施することから、当財団で管理可能な数値となるが、横須賀市にとっては管理不能な数値と考えられる。横須賀市において管理不能な数値を KPI とすることが否定されるものではないが、PDCA サイクルの観点からは、現状の指標に加えて、横須賀市において管理可能な数値を追加することで、よりよい成果指標になると考える。

(意見)

例えば、財団への指導回数の減少等の市民サービスの向上の観点から導かれる目標や「清掃事業の実施に関する協定書」の遵守状況を考慮した目標を追加することが考えられる。

No16 小動物死体処理事業

1. 事業の概要

- (1) 根拠法令等の名称
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 横須賀再興プランにおける位置づけ
横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略
- (3) 関連する個別計画（分野別計画）
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- (4) 事業目標・事業目的
死んだ小動物の収集運搬・処分を行い、生活環境の保全に努める。
- (5) 事業内容
死んだ小動物の収集運搬及び小動物火葬施設での焼却処分並びに受付業務
- (6) 事業開始年度
不明
- (7) 事業の形態（財源）
一般財源、小動物火葬手数料

2. 指標、実績

- (1) 事業の効果測定の方法
死んだ小動物を対象にした事業であり、搬入数はコントロールできないため、効果測定は行っていない。
- (2) 成果指標の推移（3か年）

図表 5-4-16-1 成果指標の推移

指標名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
処理体数（単位：体）	目標	—	9,579	7,265
	実績	7,265	6,751	8,333

出典：所管課提出資料

目標値は設定しているが、死んだ小動物を対象にした事業であり搬入数はコントロールできるものではないため、目標というよりも（予算確保のための）年間事業規模の目安の意味合いである。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

図表 5-4-16-2 利用件数、支給件数などの活動実績の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処理体数（単位：体）	7,265	6,751	8,333
愛玩動物（ペット）	2,431	2,506	2,511
へい死獣 ⁶	1,831	1,744	2,062
有害鳥獣	2,982	2,482	3,747
収容動物 ⁷	21	19	13

出典：所管課提出資料

処理体数のうち、約6割はへい死獣、有害鳥獣、収容動物であるが、3割超は愛玩動物である。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-4-16-3 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	54,109	53,727	54,487
決算額（千円）	53,706	52,892	51,751

出典：所管課提出資料

予算現額と処理体数に相関関係が見られにくいのは、当事業の運営は民間業者に委託しているため、委託料の増減により予算現額が増減するためである。また、焼却を行うことから、白灯油や光熱水費も必要になるため、これらの影響によっても増減する。

(2) 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-4-16-4 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

節	金額（千円）	主な内容
需用費	7,087	白灯油、返骨容器、光熱水費
委託料	44,587	収集・運搬、処分及び受付委託料、清掃委託料
使用料及び賃借料	18	下水道使用料
負担金、補助及び交付金	58	汚染賦課金負担金
合計	51,751	

出典：所管課提出資料

⁶ へい死獣とは、道路などでひかれて死亡した動物など

⁷ 収容動物とは、動物愛護センターで保護または、引き取った犬猫など

当事業は民間業者に委託して実施しているため、歳出のうち8割超を占めているのは委託料である。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

図表 5-4-16-5 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
一般財源	41,334
小動物火葬手数料	9,477
雑入	940
合計	51,751

出典：所管課提出資料

歳入のうち、約8割は一般財源で賄われている。廃棄物処理手数料は、愛玩動物の収集・運搬、火葬、返骨等に関する手数料収入である。

4. 監査の結果及び意見

【結果1】愛玩動物の火葬（返骨、収集を含む）に係る手数料の未納状況 （現状）

当事業では愛玩動物の火葬等も実施している。愛玩動物の火葬等については申込みを受け、火葬等を実施した後、月末に1ヶ月分を取りまとめ、翌月、申込者に対して手数料の納付書を送付し、申込者が納付することで、市は手数料を収入している。

当事業の手数料の納入状況は図表 5-4-16-6 のとおりであり、令和5年度（2023年度）においては年度末時点の調定済み未納累計額が1,887千円であり、不納欠損処理を行った金額が259千円ある。また、未納件数割合⁸が6.1%、未納額割合⁹が6.4%であり高い状況である。

図表 5-4-16-6 手数料の納入状況（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申込件数（単位：件）	2,606	2,506	2,384
納入件数（単位：件）	2,502	2,288	2,239
納入額（単位：円）	10,422,180	9,510,240	9,211,890
未納件数（単位：件）	104	168	145
未納件数割合（単位：%）	4.0	6.7	6.1
未納額（単位：円）	440,880	665,160	632,100
未納額割合（単位：%）	4.1	6.5	6.4
年度末時点の調定済み未納累計数（単位：件）	384	424	439
年度末時点の調定済み未納累計額（単位：円）	1,579,300	1,779,840	1,887,390
不能欠損数（単位：件）	84	43	64
不納欠損額（単位：円）	349,700	177,790	259,260

出典：所管課提出資料

（課題）

当事業における愛玩動物の火葬等は、利用者が手数料を負担することで受けることができるサービスである。そのため、未納者がいると、納入者と未納者の間で公平性の観点から課題が生じる。

また市では、未納者に対して、直接訪問したり、再度納付書を送付したりと滞納対策を行っている。これらの対策に係る人件費や郵送費等も未納者に対して追加で必要になる経費であり、経済性の観点からも課題である。

⁸ 未納件数を申込件数で除した割合

⁹ 未納額を納入額と未納額を加算したもので除した割合

(結果)

現在は、火葬等の翌月に納付書を送付する運用になっているが、火葬等の受付時に収入する方策とするべきである。

具体的には、職員等の人が現金を取り扱う場合、委託の仕様に組み込み業者に委託するか、市の専属職員を配置することなどが考えられる。

一方、人が現金を取り扱わない場合、火葬施設や市役所に券売機を設置し、火葬チケットを購入した人にサービス提供することなどが考えられる。

【意見 24】愛玩動物の火葬等に係る受益者負担割合

(現状)

横須賀市における愛玩動物の火葬等にかかる手数料を図表 5-4-16-7 に示した。所管課によると、愛玩動物の火葬割合は 5 kg 未満の愛玩動物の件数が一番多いとのことであつたため、横須賀市において、5 kg 未満の愛玩動物の火葬等を民間業者に依頼した場合の火葬料を図表 5-4-16-8 に示した。

横須賀市に火葬等を依頼する場合は、火葬手数料、収集手数料、返骨手数料の合計は 7,200 円、民間業者に依頼した場合の平均は 22,666 円である。

図表 5-4-16-7 横須賀市における手数料

項目	区分	手数料
火葬手数料 (1 体)	5kg 未満 (猫など)	2,100 円
	5kg 以上 10kg 未満 (小型犬など)	3,150 円
	10kg 以上 20kg 未満 (中型犬など)	4,200 円
	20kg 以上 (大型犬など)	5,250 円
収集手数料	1 体	3,060 円
返骨手数料	1 体	2,040 円

出典：所管課提出資料

図表 5-4-16-8 民間業者の火葬料 (5 kg 未満をベース)

企業	料金 (税込)	区分	備考
B 社	25,000 円	2kg～5kg	火葬コース
C 社	21,000 円	2kg～5kg	一任火葬/訪問火葬
D 社	22,000 円	3kg～7kg	個別一任
B 社～D 社平均	22,666 円	—	—

出典：監査人作成

(課題)

横須賀市、民間業者各社でサービス内容が異なる点と、D 社については 7 kg 未満のペットに関する料金である点に留意する必要があるが、横須賀市と民間事業各社の料金を

比較する（5 kg 未満の愛玩動物）と、B 社～D 社の平均料金が 22,666 円であるのに対し、横須賀市のサービスを利用すると 7,200 円である。

また、図表 5-4-16-2 のとおり愛玩動物の処理割合は 3 割超であるが、図表 5-4-16-5 のとおり小動物火葬手数料の財源に対する割合は 2 割弱である。No20 小動物死体処理事業（環境施設課所管事業）で対象としている修繕費などの施設の維持管理コストを含めて考えると、小動物火葬手数料の割合はさらに低くなる。処理する動物の重量にもよるが、単純に考えるのであれば、処理割合が廃棄物処理手数料割合より高い場合、処理費用の一部が一般財源で賄われていると考えられる。一般財源は、愛玩動物を飼育している市民も飼育していない市民も納めている税金であることを考えると、愛玩動物を飼育していない市民も愛玩動物の処理費用の一部を負担しているということになる。

愛玩動物の火葬サービスは、公ではなく民間が担うべき生活インフラであるとも考えることができ、地方公共団体が必ずしも整備すべき公的サービスではない。そのため、経済性・平等性の観点から、適切な手数料を収受する必要があると考えられる。

（意見）

民間業者の火葬料や近隣地方公共団体の手数料を参考に、受益者が負担すべき手数料を再度検討することが望ましい。

【意見 25】小動物の死体収集・運搬、処分及び受付委託業務における入札状況

（現状）

図表 5-2-16-4 に記載のとおり、歳出の大きな割合を占めるのは委託料であり、特に小動物の死体収集・運搬、処分及び受付委託業務の割合が高い。小動物の死体収集・運搬、処分及び受付委託については、3 年間の長期継続契約としているため 3 年に一度、一般競争入札を行っているが一者入札が続いている。

一者入札の理由について所管課は業務内容によるところが大きいと考えている。収集については原則 1 月 1 日から 1 月 3 日を除き業務を行う仕様であり、火葬については原則 1 月 1 日から 1 月 3 日、日曜日を除き業務を行う仕様となっていることから、業者の人員確保が難しく、応札しない業者が多いと所管課は推測している。

（課題）

一者入札だと、競争性が働きにくい傾向にあり経済性の観点で問題がある。

（意見）

業務内容の見直しを行い、応札する業者を増やすことが望ましい。具体的には、土日は隔週にしたり、火葬業務は一部可燃ごみとして処理することで業務内容を軽減した仕様としたりすることが考えられる。

【意見 26】 三浦市のへい死獣受入に係る業務の簡素化

（現状）

横須賀市では、三浦市でへい死した動物についても受け入れ、処理を行っている。

三浦市からは負担金を収受しているが、その際、三浦市のへい死獣の重量合計に処理単価を乗じて負担金を算出し、請求を行っている。具体的には、三浦市から持ち込まれた1年間の全てのへい死獣の重量を量り記録する。その後、1 kgあたりの燃料費、処分及び受付委託料、その他事業費を項目別に算出し、合計することで処理単価としている。

（課題）

三浦市から持ち込まれたへい死獣の重量を1体ずつ計ること、またへい死獣の処理単価の計算過程を確認したところ、計算方法が煩雑であった。

（意見）

三浦市との交渉事ではあるが、負担金算出に関し、現在の厳密な計算による場合と、簡易的な計算による場合を比較考量し、簡易的な計算で問題ないのであれば、簡易的な計算で業務の効率化を図るべきではないかと考える。

簡易的な計算は、具体的には、処理重量ではなく処理体数によって負担金算出することで重量を計る作業を省略することができる。また、処理単価についても過去の平均単価や小動物火葬手数料を参考にすることで事務手間を軽減すること等が考えられる。

No17 し尿収集事業

1. 事業の概要

- (1) 根拠法令等の名称
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 横須賀再興プランにおける位置づけ
横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略
- (3) 関連する個別計画（分野別計画）
生活排水処理基本計画
- (4) 事業目標・事業目的
一般廃棄物であるし尿を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集運搬する。
- (5) 事業の内容
一般廃棄物であるし尿くみ取りを委託により実施する。
- (6) 事業開始年度
不明
- (7) 事業の形態（財源）
受益者負担、一般財源

2. 指標、実績

- (1) 事業の効果測定の方法
市民生活に伴い発生するし尿収集を目的としているため、効果測定は行っていない。
- (2) 成果指標の推移（3か年）
市民生活に伴い発生するし尿収集を目的としているため、成果指標を設定していない。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

図表 5-4-17-1 利用件数、支給件数などの活動実績の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般世帯収集量 (単位：kL)	563	478	411
仮設便所収集量 (単位：kL)	1,238	1,202	963

出典：所管課提出資料

一般世帯収集量は下水道整備等による利用者減少に伴い、減少傾向である。令和5年度（2023年度）の仮設便所収集量が減少しているが、同年度の屋外イベントや建築現場等、仮設トイレを要する案件の減少によるものである。令和6年度（2024年度）は9月末時点で前年度を上回る水準となっている。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-4-17-2 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	34,015	32,581	33,325
決算額（千円）	33,680	32,125	32,119

出典：所管課提出資料

受託事業者は収集車を用いた収集業務を行っているため、燃料費高騰により委託料が増加している。

(2) 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-4-17-3 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

節	金額（千円）	主な内容
業務委託料	32,119	し尿収集及び運搬業務委託料
合計	32,119	

出典：所管課提出資料

歳出はし尿収集業者への業務委託料で構成されている。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

図表 5-4-17-4 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
廃棄物処理手数料	9,359
一般財源	22,760
合計	32,119

出典：所管課提出資料

4. 監査の結果及び意見

【意見 27】委託業者の現状

(現状)

現在横須賀市内のし尿収集業者は、横須賀市が長年収集業務を委託している E 社 1 社のみである。横須賀市では同社の決算書等や運搬車両の種類や数量、車検や付保の状況、役職員の給与明細等を定期的に入手し、財務だけでなく、設備、人事まで把握した上で、事業の継続に支障がないことを確認している。しかしながら、委託先の代表者が高齢であるにも関わらず、後継者の有無や事業承継の方向性の確認は行っていない。また、E 社が収集業務を提供できなくなった場合の方針や対応について検討していない。

(課題)

市内のし尿収集業者が E 社 1 社のみであるため、将来何らかの事業で同社がサービスを提供できなくなった場合、市民に適時適切な、し尿収集サービスを提供できなくなるおそれがある。

(意見)

長期安定したサービス提供を確かなものとするために、委託先の後継者や事業承継の方向性について確認し、また、万が一に備え、隣接市の業者の調査や意見交換を行うことで、いざという時の委託候補先等を検討しておくことが望ましい。

5. 前回の監査の指摘や意見に対する市の措置状況について点検

(1) し尿収集業務に係る適切な業務形態の継続的な検討（意見）

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

平成 30 年度（2018 年度） 包括外部監査

（指摘・意見の概要）

業務形態については、横須賀市が採用する代行制度¹⁰のほか、直営や許可制などの選択肢が考えられる。事業が有する課題を解決するに当たって、必要に応じて事業形態の選択を含めた検討を行うことが望ましい。

（市の措置内容）

下水道の整備や人口減など、し尿収集の需要は今後も減少傾向が続くと予想される。このため、直営制度のように、市が新たに資金投入をして事業主体となることは、費用対効果の面からも望ましくないと考える。

加えて、本事業は安定的かつ確実に実施する必要があるため、適切な事業形態を検討していく。

ロ 措置状況のフォローアップ

横須賀市では、し尿収集の需要は減少傾向が続くこと、市内のし尿収集業者が 1 社のみであること等の実態を踏まえて、代行制度から随意契約形式への見直しを行っている。

¹⁰ 代行制度とは、業務を代行する予定の業者から地方公共団体に対し、業務代行の申請を行い、申請を受けた地方公共団体の議会が承認することで業務を実施させる仕組みである。特命随意契約に近い仕組みである一方、横須賀市の場合、代行制度を取る場合は議会の承認を得る必要がある点、随意契約よりも要求される承認者がより高次である。

No18 浄化槽清掃事業

1. 事業の概要

- (1) 根拠法令等の名称
浄化槽法
- (2) 横須賀再興プランにおける位置づけ
横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略
- (3) 関連する個別計画（分野別計画）
生活排水処理基本計画
- (4) 事業目標・事業目的
一般廃棄物である浄化槽汚泥を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集運搬する。
- (5) 事業の内容
浄化槽管理者からの申請により、浄化槽汚泥の収集を委託により実施する。申請による清掃委託は年間で 4,500 件から 5,000 件程度で推移している。
- (6) 事業開始年度
不明
- (7) 事業の形態（財源）
受益者負担、一般財源

2. 指標、実績

- (1) 事業の効果測定の方法
市民生活に伴い発生する浄化槽清掃、汚泥収集を目的としており、効果測定を行っていない。
- (2) 成果指標の推移（3 か年）
市民生活に伴い発生する浄化槽清掃、汚泥収集を目的としており、成果指標を設定していない。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

図表 5-4-18-1 利用件数、支給件数などの活動実績の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
浄化槽清掃回数 (単位：回)	4,762	4,696	4,519
汚泥収集量 (単位：kL)	10,751	10,458	10,569

出典：所管課提出資料

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-4-18-2 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	77,185	75,999	76,361
決算額（千円）	76,778	75,727	76,167

出典：所管課提出資料

事業費は各年度大きな変動無く推移している。

(2) 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-4-18-3 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

節	金額（千円）	主な内容
委託料	76,167	浄化槽清掃業務委託料
合計	76,167	

出典：所管課提出資料

委託料は固定費部分と汚泥量の変動部分により算定されている。

(3) 令和5年度（2023年度）歳出決算の財源

図表 5-4-18-4 令和5年度（2023年度）歳出決算の財源

名称	金額（千円）
廃棄物処理手数料	61,517
一般財源	14,650
合計	76,167

出典：所管課提出資料

4. 監査の結果及び意見

【結果2】浄化槽台帳の整備 (現状)

令和2年(2020年)4月の浄化槽法改正で、各都道府県知事、横須賀市等保健所設置市又は特別区の長が、浄化槽の種類や管理者情報、設置状況、清掃・点検・検査の状況等を記載した浄化槽台帳を作成することが規定された。浄化槽台帳は浄化槽の設置や管理状況を把握する上で欠かせないものであり、清掃等の実施率や法定検査受検率の基礎データとなるもので、横須賀市の生活排水処理対策を適切に実施する上で不可欠なものである。

浄化槽付き物件の建売等で浄化槽設置当時の管理者と現在の利用者(管理者)が異なり、現在の管理者を把握できていないケースや、下水道の更なる普及や利用者の死亡・転居等で既に浄化槽が除却済であったり、長期間使用されていないあったりするケースなどが相当数あるため、浄化槽台帳が浄化槽の設置・利用状況を適切に反映しているか、確かめることが重要である。

横須賀市では、清掃や請求等の実績入力その他、市街化区域であるにも関わらず浄化槽台帳に残っている等、浄化槽の現存に疑義が生じた場合に浄化槽を調査し、必要な場合台帳からの職権削除を行うこと等で浄化槽台帳の整備を行っているが、未清掃・未検査先の戸別調査を行い、浄化槽の設置・利用状況が適切に台帳に反映されているかを確認する等の浄化槽台帳の精査は行っていない。所管課は、精査を行うことが難しい理由について、単独で浄化槽の精査を行うには十分な時間の確保が難しいと主張している。

(課題)

適切な浄化槽台帳が整備運用されないと、受検率等向上や災害時の対応等様々な生活排水処理対策に活用することが難しくなる。

(結果)

浄化槽台帳が横須賀市の浄化槽設置状況を正確に反映するものか、県、関係機関と連携し、浄化槽台帳内容の精査を行うべきである。なお他地方公共団体では、長期未清掃・未検査先への戸別調査や下水道台帳と浄化槽台帳の突合せ、「建売等で浄化槽設置当時の管理者と現在の利用者が異なり、現在の管理者を把握できていないケース」について、登記簿事項証明書を用いた調査を行うことで現管理者を特定し、ダイレクトメール発送や訪問を実施している事例がある。

【意見 28】浄化槽の維持管理に係る指導

(現状)

浄化槽は槽内に生育している微生物の動きを利用して汚水を浄化する施設であり、その働きを十分に発揮するには浄化槽の適正な設置と維持管理が必要である。浄化槽の適正な設置・維持管理が行われない場合、汚水の処理が不十分のまま放流されることとなり、水質汚濁や悪臭など、地域の環境が悪化する恐れがある。

そのため浄化槽法では浄化槽管理者に浄化槽が異常なく機能しているか確かめる「保守点検」、蓄積した汚泥を取り除く「清掃」、浄化槽の状態が正常であることを検査機関が確かめる「法定検査」の3つを定期的に行うことを義務付けている。

「保守点検」の実施頻度は浄化槽の規模や処理方法によって異なるが、一般家庭用の通常使用であれば4ヵ月に1回以上の実施が求められる。

「清掃」は1年に1回以上（全ばっ気方式の場合6か月ごとに1回以上）の実施が求められている。

「法定検査」は使用開始して3か月を経過した日から5か月間に受検する「7条検査」と毎年1回定期的に受検する「11条検査」の2種類がある。

「保守点検」、「清掃」、「7条検査」、「11条検査」の横須賀市の年度別実施率又は受検率は図表 5-4-18-5～図表 5-4-18-8 のとおりである。なお参考として神奈川県平均及び全国平均の実施率又は受検率も記載している。

図表 5-4-18-5 浄化槽保守点検実施率

	保守点検対象基数(基)	保守点検基数(基)	保守点検実施率(%)	県平均保守点検実施率(%)	全国平均保守点検実施率(%)
令和3年度	6,266	3,128	49.9%	—	—
令和4年度	5,771	3,028	52.5%	38.0%	70.2%
令和5年度	5,511	3,033	55.0%	—	—

出典：横須賀市データは所管課提出資料、
県平均及び全国平均は環境省 HP「令和4年度における都道府県別保守点検状況」から
抜粋

図表 5-4-18-6 浄化槽清掃実施率

	清掃対象基数(基)	清掃基数(基)	清掃実施率(%)	県平均清掃実施率(%)	全国平均清掃実施率(%)
令和3年度	6,413	3,872	60.4	—	—
令和4年度	6,325	3,765	59.5	58.3%	63.6%
令和5年度	5,807	3,628	62.5	—	—

出典：横須賀市のデータは所管課提出資料、
県平均及び全国平均は環境省 HP「令和4年度における都道府県別清掃状況」から抜粋

図表 5-4-18-7 浄化槽 7 条検査受検率

	使用報告書 提出基数 (基)	検査実施基 数 (基)	7 条検査 受検率 (%)	県平均清掃 実施率(%)	全国平均清 掃実施率 (%)
令和 3 年度	31	25	80.6%	65.0%	94.9%
令和 4 年度	23	14	60.9%	67.9%	94.7%
令和 5 年度	16	12	75.0%	—	—

出典：横須賀市のデータは所管課提出資料、
県平均及び全国平均は環境省 HP「令和 3 年度における都道府県別浄化槽の設置状況等」
及び「令和 4 年度における都道府県別浄化槽の設置状況等」から抜粋

図表 5-4-18-8 浄化槽 11 条検査受検率

	検査対象基 数(基)	検査実施基 数 (基)	11 条検査 受検率 (%)	県平均清掃 実施率(%)	全国平均清 掃実施率 (%)
令和 3 年度	6,290.5	1,322	21.0%	16.0%	47.1%
令和 4 年度	5,771	1,138	19.7%	16.7%	48.2%
令和 5 年度	5,498	1,473	26.8%	—	—

出典：横須賀市のデータは所管課提出資料、
県平均及び全国平均は環境省 HP「令和 3 年度における都道府県別浄化槽の設置状況等」
及び「令和 4 年度における都道府県別浄化槽の設置状況等」から抜粋

なお、「清掃」を除く「保守点検」「7 条検査」「11 条検査」の周知・指導に係る所管事業は今回対象事業とした「浄化槽清掃事業」ではなく、「浄化槽設置管理指導事業」であるが、対象事業の監査の過程で気づいた関連事業の課題と意見をまとめて記載することは有益と考えるため、「清掃」と併せてここに記載することとする。

(課題)

横須賀市の浄化槽に係る「保守点検」及び「清掃」の実施率、「7 条検査」及び「11 条検査」の受検率につき、概ね県平均と同じか、これを超えるレベルとなっているが、全国平均と比較すると相当程度劣っている状況である。

横須賀市では浄化槽の適正管理を目的に年に 1 回、11 条検査の啓発を行う神奈川県生活水保全協会のお知らせと同封する形で、対象者に 11 条検査の申込書と「保守点検」と「清掃」と「法定検査」が必要である旨のダイレクトメールを送付している。また浄化槽を初めて使うなどの不慣れな人から電話で問い合わせを受けたときなどに、清掃、点検、検査を説明しているダイレクトメールを郵送しており、悪臭等苦情を受けたときなど現地調査の上、長期間清掃をしていない浄化槽の管理者に清掃を推奨する等している。

しかしながら、上記のような問い合わせや苦情が無い場合は、未受検先への個別の問い合わせや訪問等を行っていない状況であり、横須賀市の実態に合わせた浄化槽の適切な設置・維持管理に係る周知・指導策はまだ検討できていない状況である。

(意見)

浄化槽管理者の義務である「保守点検」・「清掃」の実施率、「7条検査」・「11条検査」の受検率向上を阻む要因は複数あると考えられ、効果的・効率的に周知や指導活動を行うには、その要因に見合った対応策をとることが重要である。そのためには県、関係機関と連携し、横須賀市の浄化槽管理に係る実態把握のためにアンケートや個別質問を行い、現状を理解することは極めて有効と考えられる。

例えば他地方公共団体では低迷する浄化槽法定検査受検率向上のために幅広く浄化槽管理に係るアンケートを実施し、そもそも浄化槽を知っているか、浄化槽を使用しているか、浄化槽法定検査が必要なことを知っているか、受検しない理由等を回答してもらい、これを把握することで、受検率向上を阻む要因の検討を行っている。

また、実施率・受検率改善には、問い合わせや苦情を受けたもの以外、長期間の未清掃者や未受検者等に対して、電話等による指導や訪問による指導を実施するなど、県や関係機関の協力の下、積極的な指導活動の拡大を図ることが望ましいと考える。

5. 前回の監査の指摘や意見に対する市の措置状況について点検

(1) 浄化槽清掃業務に係る適切な業務形態の継続的な検討（意見）

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

平成 30 年度（2018 年度） 包括外部監査

（指摘・意見の概要）

業務形態については、横須賀市が採用する代行制度のほか、直営や許可制などの選択肢が考えられる。事業が有する課題を解決するに当たって、必要に応じて事業形態の選択を含めた検討を行うことが望ましい。

（市の措置内容）

下水道の整備や人口減など、浄化槽清掃の需要は今後も減少傾向が続くと予想される。このため、直営制度のように、市が新たに資金投入をして事業主体となることは、費用対効果の面からも望ましくないと考える。

加えて、本事業は安定的かつ確実に実施する必要があるため、適切な事業形態を検討していく。

ロ 措置状況のフォローアップ

横須賀市では、浄化槽清掃の需要は減少傾向が続くこと、市内の浄化槽清掃業者が2社のみであること等の実態を踏まえて、代行制度から随意契約形式への見直しを行っている。

V 環境部 環境施設課

No19 リサイクルプラザ再資源化事業

1. 事業の概要

- (1) 根拠法令等の名称
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- (2) 横須賀再興プランにおける位置づけ
横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略
- (3) 関連する個別計画（分野別計画）
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- (4) 事業目標・事業目的
資源ごみを適切に処理するため、横須賀市リサイクルプラザのリサイクル施設を維持管理及び運転・保守管理等を行うこと。
- (5) 事業内容
横須賀市リサイクルプラザのリサイクル施設の維持管理及び運転・保守管理業務委託、手選別・成型品搬出等業務委託、ガラス残さ資源化委託、指定法人再商品化委託及び容器包装プラスチック再商品化委託に係る業務を行う。
- (6) 事業開始年度
平成 13 年度（2001 年度）
- (7) 事業の形態（財源）
一般財源
国庫支出金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時給付金）
使用料及び手数料（廃棄物処理手数料）
諸収入（資源物売払収入、雑入）
市債（廃棄物処理施設整備事業費公債）

2. 指標、実績

- (1) 事業の効果測定の方法
リサイクルのプラント設備が不具合により停止しないよう、機器の整備・更新を計画的に実施する。

(2) 成果指標の推移（3か年）

事業目的が、リサイクル施設を維持管理及び運転・保守管理等を行うことであるため、成果指標の設定は行っていない。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

図表 5-5-19-1 利用件数、支給件数などの活動実績の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
搬入量（単位：t）			
缶・びん・ペットボトル	6,176	5,870	5,584
容器包装プラスチック	7,010	6,337	6,099※
紙類	4,700	4,548	4,191
合計	17,886	16,755	15,874

※3,159t はプラスチック資源として搬入

出典：所管課提出資料

生活様式の変化やペーパーレスなどのリサイクル意識の向上、人口減少の影響もあり、資源の搬入量は逡減傾向にある。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-5-19-2 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	715,662	730,452	771,629
決算額（千円）	712,431	724,549	760,940

出典：所管課提出資料

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）にかけて、予算現額、決算額ともに増加傾向にある。令和3年度（2021年度）と令和4年度（2022年度）を比較した際の増額理由は修繕費である需用費や備品購入費の増加を理由としている。令和4年度（2022年度）と令和5年度（2023年度）を比較した際の増額理由は、歳出の大部分を占める委託料について、主に人件費高騰を理由とした委託料増加の影響である。

(2) 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-5-19-3 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
旅費	11	
需用費	89,247	リサイクルプラザの設備や機器の修繕など
委託料	664,357	リサイクルプラザの設備、消防設備、昇降機等の点検委託 リサイクルプラザの運転管理業務委託など
使用料及び賃借料	2,089	下水道使用料
備品購入費	5,236	クランプフォークリフト購入
合計	760,940	

出典：所管課提出資料

当事業はリサイクルプラザの維持管理及び運転・保守管理等を行うことが事業目的であることから、リサイクルプラザの運転管理業務委託の金額が高く、委託料は歳出のうちの87%を占めている。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

図表 5-5-19-4 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
廃棄物処理手数料	251
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	268
資源物売払収入	254,050
雑入	80,597
廃棄物処理施設整備事業公債	18,400
一般財源	407,374
合計	760,940

出典：所管課提出資料

財源のうち、5割超が一般財源である。資源物売払収入は、アルミ缶や段ボール等の資源物について2ヶ月に1回入札を行い、業者に売ることによる収入である。

4. 監査の結果及び意見

【意見 29】 入札無効時の事務処理

(現状)

横須賀市契約規則第 15 条において、入札の無効について規定されている。

(入札の無効)

横須賀市契約規則第 15 条

次に掲げる事項に該当すると認める入札は、無効とする。

- (1) 法令及びこの規則に違反したとき。
- (2) 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- (3) 入札書に記名のないとき。
- (4) 同一入札に対し、2 通以上の入札をしたとき。
- (5) 入札価格及び氏名その他入札に関する要件を確認し難いとき。
- (6) 他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書及び第 6 条第 1 項に規定する公告において指定する添付文書等(次号において「入札書等」という。)に入札者以外の記名又は情報の記載があったとき。
- (8) 同一入札において、前号において無効とされた入札書等と同一性が認められる入札書等を提出したとき。
- (9) 入札執行前に予定価格を公表した場合において、当該予定価格を超える金額で入札したとき。
- (10) 予定価格の 100 分の 10 以下の金額で入札したとき。
- (11) 前 2 号のほか、市長が定める入札条件に違反したとき。

令和 5 年(2023 年)12 月、令和 6 年(2024 年)1 月のアルミ缶売渡に関する入札について、横須賀市資源回収協同組合の応札が無効になったが、入札書において、金額欄に鉛筆で二重線の上、「無効」と書かれているのみで、無効理由が明記されていない。また、入札見積結果報告書(経過表)においても、鉛筆で二重線で取り消し線が引かれボールペンにて「無効」と書かれているが、こちらについても無効理由についての記載がない。

所管課によると、横須賀市契約規則第 15 条第 5 号に該当するため、入札無効になったとのことであるが、その旨が明記されていなかった。

(課題)

無効理由が明記されていないと無効理由がわからず、適正な入札事務だったか否か等について事後的にチェックすることが難しくなる可能性がある。

(意見)

入札無効になった場合には、担当者交代等があっても容易に事後チェックできるよう、入札書や入札報告書においてその理由を記載することが望ましい。

No20 小動物死体処理事業

1. 事業の概要

- (1) 根拠法令等の名称
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ダイオキシン類特別措置法
- (2) 横須賀再興プランにおける位置づけ
横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略
- (3) 関連する個別計画（分野別計画）
該当なし
- (4) 事業目標・事業目的
小動物焼却施設を良好な状態に維持するため、修繕等の維持管理を行うこと。
- (5) 事業内容
 - イ 小動物焼却炉の点検業務委託
日々滞りなく業務遂行するために、小動物の焼却施設を良好な状態に保つために、焼却施設の点検や維持管理を業務委託している。
 - ロ 小動物焼却炉ダイオキシン類等業務委託
ダイオキシン類特別措置法に則り、小動物の焼却炉から発生するダイオキシン類の数値が基準値以下であることを確認するために、年に2回業務委託している。
- (6) 事業開始年度
昭和 38 年度（1963 年度）
- (7) 事業の形態（財源）
横須賀市単独事業

2. 指標、実績

- (1) 事業の効果測定の方法
焼却施設を良好な状態に維持するために維持管理を行うことで目的とした事業であるため、効果測定は行っていない。
- (2) 成果指標の推移（3 年）
事業目的が、焼却施設を良好な状態に維持するために維持管理を行うことであるため、成果指標の設定は行っていない。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

図表 5-5-20-1 利用件数、支給件数などの活動実績の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小動物焼却施設の点検 (単位：回)	1	1	1
小動物焼却炉の修繕対応 (単位：件)	4	2	1
小動物焼却炉ダイオキシン 類の点検 (単位：回)	2	2	2

出典：所管課提出資料

定期的な点検及び、計画修繕や経常修繕を行うことで、日々滞りなく業務遂行できるよう、施設の維持管理に努めている。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-2-20-2 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	2,704	2,716	3,780
決算額（千円）	2,258	1,972	3,269

出典：所管課提出資料

当事業で対象にしている焼却炉は平成18年度（2006年度）に更新されたものであり、17年以上経過しているため、点検の結果、修繕が必要になることがある。修繕の内容により、予算現額や決算額は増減する。

(2) 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-2-20-3 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

節	金額（千円）	主な内容
需用費	1,629	修繕料
委託料	1,640	保守管理委託料、検査委託料
合計	3,269	

出典：所管課提出資料

「事業費の推移」に記載のとおり、決算額は年度により増減するが、令和5年度（2023年度）においては、約5割が修繕料である需用費、残りが委託料である。

- (3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源
全て一般財源で行っている。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No21 長坂埋立地浄化センター管理事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令等の名称

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
神奈川県生活環境の保全等に関する条例
電気事業法
浄化槽法

(2) 横須賀再興プランにおける位置づけ

横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略

(3) 関連する個別計画（分野別計画）

該当なし

(4) 事業目標・事業目的

長坂埋立地から排出される浸出水等を処理すること。

(5) 事業内容

長坂埋立地に埋立処理を行っていたため、埋め立てたものから排出される浸出水等を処理する施設の運転及び維持管理。

(6) 事業開始年度

昭和 53 年度（1978 年度）

(7) 事業の形態（財源）

横須賀市単独事業

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

長坂埋立地から排出される浸出水等を処理する施設の運転及び維持管理が事業内容であるため、効果測定は行っていない。

(2) 成果指標の推移（3 か年）

長坂埋立地から排出される浸出水等を処理する施設の運転及び維持管理が事業内容であるため、成果指標の設定は行っていない。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

図表 5-5-21-1 利用件数、支給件数などの活動実績の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
浸出水等の流入水量実績 (単位：m ³ /年)	183,251	128,561	105,742

出典：所管課提出資料

当事業は、長坂埋立地から排出される浸出水等进行处理することであるが、歳月の経過とともに長坂埋立地から排出される浸出水等は減少していくものであるため、浸出水等の処理量も年々減少している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-5-21-2 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	88,896	96,490	97,954
決算額（千円）	81,269	85,979	79,472

出典：所管課提出資料

当事業は民間業者に委託しているため、委託料の増減により予算現額が増減する。また、事業を行うのに光熱水費も必要になるが、情勢不安等の理由により予算策定時に適切な費用を見積もることが困難であったため、予算現額と決算額に差異が生じている。

(2) 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-5-21-3 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

節	金額（千円）	主な内容
需用費	17,609	光熱水費
委託料	61,863	運営管理委託料
合計	79,472	

出典：所管課提出資料

「事業費の推移」に記載のとおり、決算額は年度により増減するが、令和5年度（2023年度）においては、約2割が光熱水費等の需用費、残りが委託料である。

委託料は、長坂埋立地浄化センター運営管理委託料である。長坂埋立跡地浄化センターの構造や運用方法等はプラントメーカーが熟知しているため、プラントメーカーと随意契約にて委託契約を締結している。

- (3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源
全て一般財源で行っている。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No22 埋立跡地管理事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令等の名称

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(2) 横須賀再興プランにおける位置づけ

横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略

(3) 関連する個別計画（分野別計画）

該当なし

(4) 事業目標・事業目的

長井及び長坂の最終処分場については、地元対応の上から定期的に環境モニタリングを行うとともに、長坂埋立跡地については、法に基づく技術上の基準に従い維持管理を行うこと。

(5) 事業内容

イ 長坂埋立地対策協議会の開催

ロ 廃止した長坂新設埋立地用地の土地借上げ及び維持管理

ハ 埋立地周辺の保全（草刈りほか）及び各種調査

(6) 事業開始年度

長坂ごみ処理施設対策協議会の設置：昭和 51 年度（1976 年度）

(7) 事業の形態（財源）

横須賀市単独事業

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

長井及び長坂の最終処分場については、地元対応の上から定期的に環境モニタリングを行うとともに、長坂埋立跡地については、法に基づく技術上の基準に従い維持管理を行うことが事業目的であることから、事業の効果測定は行っていない。

(2) 成果指標の推移（3 か年）

長井及び長坂の最終処分場については、地元対応の上から定期的に環境モニタリングを行うとともに、長坂埋立跡地については、法に基づく技術上の基準に従い維持管理を行うことが事業目的であることから、成果指標の設定及び測定は行っていない。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

図表 5-5-22-1 利用件数、支給件数などの活動実績の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
埋立地周辺の保全（単位：件）	5	3	6
埋立地周辺の各種調査（単位：件）	6	4	8

出典：所管課提出資料

年度により件数のばらつきがあるが、毎年度、長坂新設埋立地周辺、長坂既設・増設埋立地周辺等の保全や各種調査を行っている。令和5年度（2023年度）においては、市民等からの要望により令和4年度（2022年度）以前より多くの項目を調査している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-5-22-2 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	15,354	12,834	20,391
決算額（千円）	13,418	12,046	19,264

出典：所管課提出資料

令和4年度（2022年度）と令和5年度（2023年度）を比較した際、需用費が約3,400千円、委託料が約5,200千円増加している。需用費の増加については修繕による増加であり、委託料については隔年で実施している埋立跡地調査業務委託等を実施したことによる増加である。

(2) 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-5-22-3 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
旅費	1	普通旅費
需用費	5,494	修繕料
委託料	10,987	警備委託料、検査委託料
使用料及び賃借料	2,782	土地建物借上料
合計	19,264	

出典：所管課提出資料

歳出のうち5割超を委託料が占めている。長坂新設埋立地周辺の保全のため、土日に警備を委託したり、埋立跡地の検査を委託したりしているため、委託料が発生している。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

図表 5-5-22-4 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
一般財源	18,064
廃棄物処理施設整備事業費公債	1,200
合計	19,264

出典：所管課提出資料

当事業は横須賀市単独事業のため一般財源及び市債によって行われている。廃棄物処理施設整備事業費公債は主に修繕等に充てられている。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No23 し尿等下水道投入施設管理事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令等の名称

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
電気事業法

(2) 横須賀再興プランにおける位置づけ

横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略

(3) 関連する個別計画（分野別計画）

該当なし

(4) 事業目標・事業目的

市内で発生するし尿及び浄化槽汚泥を下水道施設に投入するため、希釈を行うこと。

(5) 事業内容

持ち込まれるし尿及び浄化槽汚泥を一時貯留し、希釈した後、下水道施設（污水管）に放流する。

また、地元町内会等で構成される日の出町し尿問題対策協議会を開催する。

(6) 事業開始年度

昭和 63 年度（1988 年度）

(7) 事業の形態（財源）

横須賀市単独事業

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

事業目的が、市内で発生するし尿及び浄化槽汚泥を下水道施設に投入するため、希釈を行うことであるため事業の効果測定は行っていない。

(2) 成果指標の推移（3か年）

事業目的が、市内で発生するし尿及び浄化槽汚泥を下水道施設に投入するため、希釈を行うことであるため成果指標の設定は行っていない。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

図表 5-5-23-1 利用件数、支給件数などの活動実績の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
し尿および浄化槽汚泥の処理量(下水道投入) (単位：kl)	13,469	12,849	12,411

出典：所管課提出資料

当事業では、持ち込まれたし尿及び浄化槽汚泥について、漏れなく適切に処理することが求められており、持ち込まれた年間約 13,000t について処理を行っている。処理量が減少しているのは、下水道の導入等による影響である。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-5-23-2 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	265,616	223,381	238,157
決算額（千円）	258,167	214,516	218,057

出典：所管課提出資料

令和4年度（2022年度）や令和5年度（2023年度）と比較して、令和3年度（2021年度）の予算現額及び決算額が高いが、これはし尿等下水道投入施設の工事が約 41,000 千円発生した影響である。

(2) 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-5-23-3 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
需用費	23,018	修繕料、光熱水費
役務費	107	通信運搬費
委託料	193,046	保守管理委託料、その他委託料
使用料及び賃借料	1,886	下水道使用料
合計	218,057	

出典：所管課提出資料

し尿及び浄化槽汚泥を一時貯留し、希釈した後、下水道施設(污水管)に放流するためのし尿等下水道投入施設であるが、当該施設の運転等は業務委託により行われているため、委託料が歳出の約9割程度を占めている。委託料のうち、67,868千円は施設の保守管理委託料であり、125,178千円は下水道使用料である。委託料に含まれる下水道使用料は希釈したし尿及び浄化槽汚泥を下水道に放流する際の下水道使用料である。

使用料及び賃借料に含まれる下水道使用料は、職員が使用する事務所の下水道に係る下水道使用料である。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

図表 5-5-23-4 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
一般財源	210,881
雑入	4,876
廃棄物処理施設整備事業費公債	2,300
合計	218,057

出典：所管課提出資料

当事業は横須賀市単独事業であり、財源の約97%が一般財源である。

4. 監査の結果及び意見

【意見 30】 日の出町し尿問題対策協議会の在り方 (現状)

日の出町し尿問題対策協議会において、し尿等下水道投入施設がある日の出町周辺住民と所管課が情報共有や意見交換を行っている。日の出町し尿問題対策協議会は日の出町内会長を含む地元住民代表 4 名及び横須賀市職員 1 名で構成されているが、どのようなメンバーで構成されているかについては規定されていない。

(課題)

日の出町し尿問題対策協議会では、当事業に関して情報共有や意見交換を行っているが、構成メンバーが規定されていないと公平性の観点で問題になる可能性がある。

(意見)

日の出町し尿問題対策協議会の構成メンバーについて、規則等で規定することが望ましい。

また日の出町し尿問題対策協議会について、令和 2 年度（2020 年度）から令和 5 年度（2023 年度）は新型コロナウイルスの影響で書面開催であり、令和 6 年度（2024 年度）においても重要な協議事項がないことを理由に書面開催であったとのことである。し尿等下水道投入施設は平成 12 年度（2000 年度）に完成しており、完成から 20 年以上の長い年月が経過しているため、今後も重要な協議事項がないことが見込まれるのであれば日の出町し尿問題対策協議会の在り方についても検討することが望ましい。

VI 環境部 広域処理センター

No24 積替保管事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令等の名称

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

手数料条例

(2) 横須賀再興プランにおける位置づけ

横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略

(3) 関連する個別計画（分野別計画）

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(4) 事業目標・事業目的

積替保管施設に搬入された枝・草等について、燃料チップ等への資源化を行うことで、廃棄物の減量化及び資源化を図ること。

(5) 事業内容

横須賀市内の事業者や施設等から持ち込まれる枝・草等を受け入れ、施設内で積替及び保管を行う。その後、枝・草等を資源化できる処理施設を有する民間業者へ資源化を委託している。廃棄物処理手数料は手数料条例に基づき 10 kg までごとに 150 円を徴収している。

(6) 事業開始年度

令和元年度（2019 年度）

(7) 事業の形態（財源）

横須賀市単独事業

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

事業者等から持ち込まれた枝・草等を民間業者へ資源化を委託することが事業内容であり、成果指標の設定になじまないため、効果測定は行っていない。

(2) 成果指標の推移（3 か年）

事業の効果測定の方法に記載のとおり、成果指標は設定していない。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

図表 5-6-24-1 利用件数、支給件数などの活動実績の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業系剪定枝資源化業務委託量（単位：t）	2,105	2,143	1,957

出典：所管課提出資料

事業系剪定枝資源化業務委託量は、事業者の持ち込み量に応じて年度ごとの変動があるが、概ね2,000t程度で推移している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-6-24-2 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	30,697	27,399	40,221
決算額（千円）	25,902	24,049	30,389

出典：所管課提出資料

令和5年度（2023年度）において、決算額が予算現額を下回った要因として資源化に係る委託料について契約差金が生じたためである。

(2) 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-6-24-3 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

節	金額（千円）	主な内容
需用費	12,563	消耗品、燃料費、印刷製本費、修繕料
役務費	164	通信運搬費
委託料	17,648	清掃、警備、保守管理、検査、業務委託
使用料及び賃借料	13	NHK受信料
合計	30,389	

出典：所管課提出資料

歳出の主な内容は、資源化等に係る委託料17,648千円、計量設備等に係る修繕料10,516千円である。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

図表 5-6-24-4 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
一般財源	3,218
廃棄物処理手数料	22,820
雑入(自動販売機等電気使用料)	51
廃棄物処理施設整備事業費公債	4,300
合計	30,389

出典：所管課提出資料

歳入の主な内容は、廃棄物処理手数料 22,820 千円である。

4. 監査の結果及び意見

【意見 31】事業者等からの枝・草等の受入れを横須賀市が担う意義の再検討

(現状)

現在積替保管施設では、造園業者等からの排出される枝・草等の廃棄物について受入れを行っている。枝、葉、竹等はチップ化による資源化处理が民間処理施設においても行われるようになっているが、落ち葉、草等のチップ化に不向きな品目が混入している場合、民間処理施設では受入不可となることもあるため、横須賀市が受入先を提供している。

令和元年度(2019年度)の事業開始時においては、横須賀市が政策的に受け入れ先を提供する必要があったが、所管課によると、その後、落ち葉、草も受け入れ可能な民間処理施設が現れるなど、横須賀市が政策的に本事業を行う意義が薄れてきている状況にある。

(課題)

積替保管施設は受入と保管のみ行う施設であり、資源化处理は外部の業者に委託している。あくまで中間的な保管場所としての機能のみであり、市が政策的に本事業を行う意義が薄れてきている状況から、市の財源を消費して本施設を維持管理する必要性が問われる。

(意見)

将来的には受入、保管業務も含め民間の資源化处理施設に移行させることを目標とした中期的な施策の検討が望まれる。

【意見 32】 枝・草等に係る廃棄物処理手数料

（現状）

横須賀市の枝・草等に係る廃棄物処理手数料は、現在、10 kgまでごとに 150 円と設定されているが、廃棄物処理手数料としては比較的安価である。

（課題）

横須賀市が積替保管施設にて受入を行っている趣旨は、市内の民間資源化处理施設では受入が難しい廃棄物について一時的に保管する場所を提供するためのものであるが、施設の維持管理にも支出が伴うため、これらを賄うための財源を適切に確保しておく必要があるが、現状は一般財源の補てんが必要な状況となっている。

（意見）

現在の時勢や物価、近隣地域の状況を鑑みて、廃棄物処理手数料が積替保管施設の維持管理に必要な財源として適切な金額設定となっているか今一度検討されたい。

No25 横須賀ごみ処理施設運営管理事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令等の名称

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

ダイオキシン類対策特別措置法

電気事業法

労働安全衛生法

横須賀市の一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する協議書

三浦市の一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する協議書

(2) 横須賀再興プランにおける位置づけ

横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略

(3) 関連する個別計画（分野別計画）

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(4) 事業目標・事業目的

横須賀市と三浦市における一般廃棄物の広域処理を行うこと。

また、焼却施設で発生した蒸気を利用して発電を行い、施設を安定的に稼働させている。併せて、横須賀ごみ処理施設の維持管理及び職員の安全衛生対策、各資格取得事務等を円滑かつ効率的に遂行すること。

(5) 事業内容

横須賀市と三浦市における燃せるごみ、不燃ごみ、粗大ごみについて、横須賀ごみ処理施設「エコミル」において適正に中間処理を行っている。また、ごみ焼却によって発生する排ガス及び排水を適正に処理することにより環境保全を図っている。施設の運転及び維持管理は、直営及び委託で実施している。

横須賀ごみ処理施設「エコミル」では、焼却施設でごみの焼却を、不燃ごみ等選別施設で不燃ごみ、粗大ごみ破碎・選別処理を実施している。

焼却によって生じた熱を利用し自家発電を行い、施設の電力をまかなっている。発電に余剰電力が生じた場合は、電力の売却を実施している。

図表 5-6-25-1 焼却施設・不燃ごみ等選別施設の概要

焼却施設	焼却能力	360t
	発電能力	6,600kW
	炉数	120t/24h×3 炉
	炉形式	ストーカ炉/全連続燃焼式
不燃ごみ等選別施設	処理能力	30t/5h
	処理方式	破碎選別

出典：所管課提出資料

- (6) 事業開始年度
令和元年度（2019 年度）

- (7) 事業の形態（財源）
三浦市との共同事業

2. 指標、実績

- (1) 事業の効果測定の方法
当事業の目的は、継続的にごみ処理を実施することであり、成果指標の設定になじまないため、効果測定は行っていない。
- (2) 成果指標の推移（3 か年）
2. (1) 事業の効果測定の方法に記載のとおり、成果指標は設定していない。
- (3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3 か年）

図表 5-6-25-2 利用件数、支給件数などの活動実績の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
燃せるごみ搬入量（単位：t）	91,602	90,165	85,831
横須賀市分	82,851	81,740	77,565
三浦市分	8,751	8,425	8,266
不燃ごみ搬入量（単位：t）	1,218	1,096	1,278
横須賀市分	1,034	927	1,146
三浦市分	184	169	132
粗大ごみ搬入量（単位：t）	4,916	4,620	4,165
横須賀市分	4,570	4,295	3,886
三浦市分	346	325	279
焼却量（単位：t）	90,737	86,317	82,271
破碎等処理量（単位：t）	5,966	5,441	5,208

出典：所管課提出資料

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-6-25-3 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	930,373	1,309,214	1,254,645
決算額（千円）	897,538	1,237,248	1,207,622

出典：所管課提出資料

予算現額は、環境部環境政策課が毎年度作成する一般廃棄物（ごみ）処理計画にて計画されているごみ処理量に基づき決定しており、主に過年度のごみ処理量の実績に応じて算定されている。

(2) 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-6-25-4 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

節	金額（千円）	主な内容
旅費	307	処理委託先現地調査・技術者会出席
需用費	234,004	消耗品費、燃料費、修繕料
役務費	1,278	通信運搬費、保険料
委託料	952,888	保守管理、検査、運転管理
使用料及び賃借料	18,003	下水道使用料
備品購入費	322	机、掃除機の購入
負担金、補助及び交付金	741	技術会負担金
公課費	79	自動車重量税
合計	1,207,622	

出典：所管課提出資料

歳出の主な内容は、委託料 952,888 千円、消耗品費 147,561 千円である。委託料の主な内は、ごみ処理施設点検整備に係る委託料 579,700 千円である。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

図表 5-6-25-5 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
一般財源	274,844
廃棄物処理施設整備事業費公債	35,000
廃棄物処理手数料(広域分)	338,249
廃棄物処理手数料(廃棄物対策課分)	14,981
廃棄物処理事業受託収入	106,787
資源物売払収入	9,711
雑入(余剰電力売却収入)	427,313
雑入(受電状態自動伝達装置消費電力費分)	8
雑入(クリーンエネルギー自動車導入促進補助金)	550
雑入(自動販売機等電気使用料)	179
合計	1,207,622

出典：所管課提出資料

歳入の主な内容は、雑入(余剰電力売却収入)427,313千円、廃棄物処理手数料(広域分)338,249千円である。

4. 監査の結果及び意見

【意見 33】 横須賀ごみ処理施設「エコミル」の予防保全

（現状）

横須賀ごみ処理施設「エコミル」について、施設竣工時に施工会社が作成した施設の長期修繕計画はあるものの、現状では主要な設備レベルまで計画を落とし込んだ具体的な予防保全計画が策定されていない。

（課題）

ごみ処理施設内の各設備の中には、故障等により機能停止すると事業運営に致命的な問題に繋がるものも多く、計画的な修繕工事は今後も継続的に必要不可欠なものである。

現状では、現場職員の経験からくる判断で、壊れる前に修繕（交換）を行っているため、致命的な事態は招いていないとのことであるが、一般論として壊れてから修繕（交換）を行う事後保全のコストは、計画保全よりも高くつくといわれている。

「エコミル」について具体的な予防保全計画が策定されていないため、計画的な修繕等の実施及び更新費用等の縮減・平準化等を図ることが難しい状況である。また、今後必要となる修繕にかかる金額的負担や工事に必要な期間等を定量的に見込むことができず、中長期的な財政負担の予測が困難状況となっている。

（意見）

過去実績や類似事例を参考に、具体的な金額とかかる期間を見積もった予防保全計画を策定し、将来の修繕工事にかかる財務負担の見える化と、更新費用等の縮減・平準化を図ることが求められる。

No26 焼却灰溶融固化等処理事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令等の名称

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

地方公共団体が鹿嶋市に搬入する一般廃棄物の処理に関する要項

伊賀市環境保全負担金条例

(2) 横須賀再興プランにおける位置づけ

横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略

(3) 関連する個別計画（分野別計画）

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(4) 事業目標・事業目的

横須賀ごみ処理施設で発生する焼却灰について、灰溶融固化処理などを行い、焼却灰の減容化及びダイオキシンの分解と重金属の溶出防止化を図り、資源化を進めていくこと。

(5) 事業内容

イ 焼却施設で発生する焼却灰の資源化を図るため、焼却灰を高温で溶融または焼成し、溶融スラグ等を生産することができる処理施設を有する民間業者へ処理を委託する。

ロ 民間業者の処理施設設置場所である地方公共団体へ負担金（協力金）の支払いを行う。支払い対象は茨城県鹿嶋市と三重県伊賀市の2市。

(6) 事業開始年度

令和元年度（2019年度）

(7) 事業の形態

三浦市との共同事業

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

横須賀ごみ処理施設にて焼却灰が発生する限り資源化のための処理を継続して遂行する必要があり、成果指標の設定になじまないため、効果測定は行っていない。

(2) 成果指標の推移（3か年）

2. （1）事業の効果測定の方法に記載のとおり、成果指標は設定していない。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

図表 5-6-26-1 利用件数、支給件数などの活動実績の推移

指標名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
横須賀市燃せるごみ排出量（単位：t）	実績	82,333	81,178	77,102
三浦市燃せるごみ排出量（単位：t）	実績	8,751	8,425	8,266
焼却施設搬入量（単位：t）	実績	95,833	94,042	89,465
焼却灰溶融固化等処理量（単位：t）	実績	10,270	9,823	9,362

出典：所管課提出資料

横須賀ごみ処理施設は横須賀市と三浦市が共同で設立した処理施設であり、横須賀市のほか三浦市から収集されたごみも搬入されている。焼却施設にて焼却処理するごみの量の減少に比例して焼却灰の発生量及び焼却灰溶融固化等処理量も減少傾向にある。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-6-26-2 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	548,006	536,569	557,644
決算額（千円）	525,419	489,850	512,987

出典：所管課提出資料

予算現額については、環境部環境政策課が毎年度作成する一般廃棄物（ごみ）処理実施計画にて計画されているごみ処理量に基づき決定しており、主に過年度のごみ処理量の実績に応じて変動している。近年は燃せるごみの施設搬入量が計画を下回る傾向にあるため、焼却灰の発生量が減少しており予算現額より決算額のほうが低い傾向にある。

(2) 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-2-26-3 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
委託料	510,350	処理委託、運搬委託
負担金	2,637	受入地方公共団体への負担金
合計	512,987	

出典：所管課提出資料

歳出の内訳としては、焼却灰の処理と運搬を委託している業者への委託料、及び焼却灰の処理施設設置場所がある地方公共団体に対する負担金の支払いである。焼却灰の搬入先となる地方公共団体は、茨城県鹿嶋市、三重県伊賀市、栃木県小山市の3市だが、負担金支払先は条例が制定されている茨城県鹿嶋市と三重県伊賀市のみである。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

図表 5-2-26-4 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
一般財源	464,253
廃棄物処理事業受託収入	48,734
合計	512,987

出典：所管課提出資料

廃棄物処理事業受託収入は三浦市より受領しているものである。ごみ処理施設は横須賀市と三浦市が共同で設立したものであるが、運営管理は横須賀市が行っているため、搬入しているごみ量割合により事業費を按分し三浦市負担部分を受託収入として受領している。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No27 ごみ最終処分事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令等の名称

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

横須賀市の一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する協議書

(2) 横須賀再興プランにおける位置づけ

横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略

(3) 関連する個別計画（分野別計画）

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(4) 事業目標・事業目的

令和2年（2020年）3月から開始した横須賀市と三浦市による一般廃棄物の広域処理化に伴い、横須賀市不燃ごみ等選別施設から発生する不燃ごみ残さを三浦市最終処分場で埋立処分する。

(5) 事業内容

イ 三浦市に不燃ごみ残さの最終処分を委託する。

ロ 横須賀ごみ処理施設から三浦市最終処分場へ不燃ごみ残さの運搬を民間業者に委託する。

(6) 事業開始年度

令和元年度（2019年度）

(7) 事業の形態

三浦市との共同事業

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

横須賀ごみ処理施設にて不燃ごみ残さが発生する限り最終処分処理を継続して遂行する必要があり、成果指標の設定になじまないため、効果測定は行っていない

(2) 成果指標の推移（3か年）

2. （1）事業の効果測定の方法に記載のとおり、成果指標は設定していない。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

図表 5-6-27-1 利用件数、支給件数などの活動実績の推移

指標名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
横須賀市不燃ごみ排出量 (単位：t)	実績	1,028	921	1,140
三浦市不燃ごみ排出量 (単位：t)	実績	184	169	132
不燃ごみ等選別施設（不燃）搬入量（単位：t）	実績	1,218	1,096	1,278
不燃ごみ残さ排出量（単位：t）	実績	672	643	705

出典：所管課提出資料

最終処分処理対象となる不燃ごみ残さは、ごみ処理施設に搬入される不燃ごみの量に比例して増減しており、令和5年10月に分別変更を行ったことにより令和5年度は増加している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-2-27-2 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	35,035	34,944	35,244
決算額（千円）	33,311	33,382	33,203

出典：所管課提出資料

予算現額については、環境部環境政策課が毎年作成する一般廃棄物（ごみ）処理実施計画にて計画されているごみ処理量に基づき決定しており、主に過年度のごみ処理量の実績に応じて変動している。令和5年10月に分別変更を行ったことにより、令和5年度の不燃ごみの施設搬入量は増加している。

(2) 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-2-27-3 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
委託料	33,203	不燃ごみ残さ処分・運搬業務委託
合計	33,203	

出典：所管課提出資料

ごみ処理施設より発生する不燃ごみ残さについて、三浦市にある最終処分場までの運搬は業者に委託し、最終処分業務については三浦市に委託しており、これにかかる委託料が歳出を占めている。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

図表 5-2-27-4 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
一般財源	32,915
廃棄物処理事業受託収入	288
合計	33,203

出典：所管課提出資料

廃棄物処理事業受託収入は三浦市より受領しているものである。ごみ処理施設は横須賀市と三浦市が共同で設立したものであるが、運営管理は横須賀市が行っているため、搬入しているごみの量等により事業費を按分し三浦市負担部分を受託収入として受領している。

4. 監査の結果及び

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

VII 環境部 久里浜収集事務所

No28 久里浜収集事務所管理事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令等の名称

労働安全衛生法

安全衛生規則

安全衛生委員会規則

(2) 横須賀再興プランにおける位置づけ

横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略

(3) 関連する個別計画（分野別計画）

該当なし

(4) 事業目標・事業目的

労働災害の防止及び職員安全衛生の向上を確保することにより、横須賀市が行う定日ごみ収集運搬等の業務を円滑に行い、廃棄物の適正な処理及び地域の清潔の保持に寄与すること。

(5) 事業の内容

久里浜収集事務所の運営及び日常的な維持管理を行うとともに、労働災害の防止、職員安全衛生の向上を図る。事業所管理に係る清掃や保守点検、事務所から発生する産業廃棄物等は業者に業務委託している。

(6) 事業開始年度

昭和 58 年度（1983 年度）

(7) 事業の形態（財源）

横須賀市単独事業

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

久里浜収集事務所の適切な維持管理を目的としているため、効果測定を行っていない。

(2) 成果指標の推移（3か年）

成果指標を設定していない。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

図表 5-7-28-1 利用件数、支給件数などの活動実績の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事務所管理関係業務委託 (単位：件)	11	11	11

出典：所管課提出資料

業務委託件数は安定して推移している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-7-28-2 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	21,015	23,454	29,173
決算額（千円）	19,644	22,426	28,111

出典：所管課提出資料

令和4年度（2022年度）と令和5年度（2023年度）を比較して、令和5年度（2023年度）の予算現額、決算額が5,000千円超増加しているが、これは令和5年度（2023年度）にトイレの配管修繕や女子トイレ区画の新設を行ったこと等による需用費の増加が主な要因である。

(2) 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-7-28-3 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

節名称等	金額(千円)	主な内容
給与費	4,096	会計年度任用職員
旅費	43	本庁出張
需用費	16,715	光熱水費、修繕料、消耗品
役務費	392	電話料金、LAN回線使用料
委託料	4,230	建物清掃、警備、設備保守管理
使用料及び賃借料	2,620	下水道使用料、複写機借上
負担金、補助及び交付金	15	安全運転管理者会会費
合計	28,111	

出典：所管課提出資料

令和5年度(2023年度)の需用費16,715千円の主な内訳は、修繕料7,336千円、光熱水費(電気)3,900千円、光熱水費(水道)2,876千円、光熱水費(ガス)1,953千円である。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

図表 5-7-28-4 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
特定財源 その他	9,310
一般財源	18,801
合計	28,111

出典：所管課提出資料

「特定財源 その他」は、雑入(行政財産目的外使用料)4,624千円、雑入(自動販売機等電気使用料)86千円、廃棄物処理施設整備事業費公債4,600千円である。

4. 監査の結果及び意見

【意見 34】空調設備の修繕

(現状)

久里浜収集事務所はかつてのごみ処理施設であった南処理工場跡に隣接した場所に位置しており、昭和 58 年（1983 年）に稼働開始してから令和 2 年（2020 年）に南処理工場の業務をエコミルに移管して以降も、継続してごみ収集の事業拠点となっている。建物及び設備が全体的に老朽化しているが、大規模な修繕や建て替えは実施していない。ほぼ毎年設備等の故障が発生している状況であるが、事後保全型の修繕で対応しているため、修繕計画は作成していない。

(課題)

現状久里浜収集事務所の設備に係る修繕料については、事前に予算化されないケースが多く、基本的に故障が判明した都度、業者から見積を入手し、当該見積をもって関係者と協議して財源を確保した後、業者に発注するという手順となっている。故障のタイミングによっては、発生から発注、実際に修理が完了するまで長期を要する場合がある。

特に空調設備は組込式で古いものが多く、業者の手配や部品の調達、修理自体に時間を要することがあるため、仮に酷暑の中で、従業員スペースの空調設備が故障した場合は、長期間稼働できず、職員の適切な業務運営に支障をきたす恐れがある。

現状久里浜収集事務所の空調設備は全体で 12 台あり、そのうち 1980 年代製が 3 台、1990 年代製が 3 台、2010 年代が 3 台、2020 年代が 3 台である。

また、年度別の空調設備修理台数と修繕額、修繕完了までの期間は以下図表のとおりである。

図表 5-7-28-5 年度別の空調設備修理台数と修繕額、修繕完了までの期間

年度	修繕した台数	空調設備修繕額 (千円)	修繕完了までの期間
令和 4 年度	1 台	1,232	発生：令和 4 年 8 月 24 日 完了：令和 4 年 9 月 14 日
令和 5 年度	1 台	1,210	発生：令和 5 年 6 月 30 日 完了：令和 5 年 8 月 4 日
令和 6 年度	1 台	1,650	発生：令和 6 年 1 月 23 日 完了：令和 6 年 5 月 17 日
	1 台	1,925 (見込み)	発生：令和 6 年 8 月 19 日

出典：所管課提出資料

(意見)

久里浜収集事務所は古い施設であり、事後保全型の修繕になるのはやむを得ない面があるとは考えるが、空調設備については、老朽化によりほぼ毎期修繕が発生する状況で

あることや、職員の労働安全環境にも関係する設備であることを踏まえ、修繕計画を策定し、空調設備の修繕料を年度予算に組み入れ、適時に発注等を行うことが望ましい。

**【意見 35】 職員安全衛生の維持に係る備品（電化製品）の新規購入
（現状）**

久里浜収集事務所では、ごみ収集に携わる職員に定期的に作業服を貸与しており、ごみ収集作業で汚れた服は、職員がまとめて同事務所の備品である洗濯機及び衣類乾燥機を利用して、洗濯・乾燥を行っている。

また、同事務所の近くにコンビニエンスストアやスーパーマーケット等の小売店がないため、職員は昼食や飲料等を持参し、飲食時まで冷蔵庫で保管することとしている。ごみ収集活動で外出している間は控室等の冷房を停止しているため、冷蔵庫が無ければ安全な昼食の確保が難しい環境にあると言える。更に夏場、酷暑の中のごみ収集活動は脱水症状や熱中症を引き起こすことがあるため、ごみ収集活動を安全に遂行するためには製氷や保冷を可能とする冷蔵庫が必須と考えられる。

しかしながら、衣類乾燥機と冷蔵庫について、横須賀市役所本庁舎で利用していないこと等を理由に予算措置が認められていないため、新しいものに替えることが出来ず、相当古いものの利用を続けており、故障や不具合が生じる都度、可能なものは職員が手直しして使っている状況である。

（課題）

衣類乾燥機は寄付されたものを含め 12 台利用しているが、いずれも業務用ではなく家庭用のものであり、一般的な耐用年数は長くても 10 年程度と考えられるが、8 台がこれを超過しているにも関わらず、連日長時間稼働している状況である。相当程度耐用限度を超えた利用を行っているため、故障の頻発のみでなく、部品の経年劣化や絶縁の低下から発煙・発火事故の発生の恐れもあると考える。

また冷蔵庫の耐用年数は 10 年程度と考えられるが、利用している冷蔵庫の 8 台のうち、1980 年代製が 3 台、1990 年代製が 2 台と相当古いものを利用している状況である。一般的に冷蔵庫は購入時から 10 年を超過すると、最新機とくらべ消費電力は 2 倍程度となると言われているため、CO2 削減の観点からも入替の検討が必要と考えられる。

（意見）

事業内容や拠点ごとに職場環境は異なるため、横須賀市の全事業一律で設備や備品等の必要性を判断するのではなく、事業ごと、拠点ごとに職員の安全衛生を図る上で必要な備品の新規導入を検討することが望ましい。また貸与作業服の洗濯・乾燥については、クリーニング業者への委託要否についても検討することが望ましい。

No29 久里浜収集事務所ごみ収集直営事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令等の名称

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

ポイ捨て防止及び環境美化を推奨する条例

横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例

(2) 横須賀再興プランにおける位置づけ

横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略

(3) 関連する個別計画（分野別計画）

ごみ処理基本計画

(4) 事業目標・事業目的

ごみに係る①定日収集業務、②臨時収集業務、③指導業務を実施することにより、公衆衛生の向上に寄与すること。

(5) 事業の内容

国の制度に基づく事業

イ 定日収集業務

4 分別ごみについて、ごみ集積所から処理施設への収集運搬を行う。

ロ 臨時収集業務

公園清掃ごみ等の定日収集の対象外のごみについて、処理施設への収集運搬を行う。

ハ 指導業務

不法投棄ごみ等について、必要な調査、指導及び回収を行う。

(6) 事業開始年度

昭和 8 年度（1933 年度）

(7) 事業の形態（財源）

国の制度に基づく事業

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

国の制度に基づく事業のため、効果測定を行っていないが、成果指標は、便宜上、高速道路使用料を採用している。

(2) 成果指標の推移（3か年）

図表 5-7-29-1 成果指標の推移

指標名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
高速道路使用料 (単位：千円)	目標	7,989	8,373	8,729
	実績	7,577	8,337	8,255

出典：所管課提出資料

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

図表 5-7-29-2 利用件数、支給件数などの活動実績の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
燃料 軽油 (単位：リットル)	214,949.70	219,815.79	221,180.40
燃料 ガソリン (単位：リットル)	16,002.68	16,385.03	16,426.69

出典：所管課提出資料

燃料（軽油及びガソリン）の使用量は増加傾向である。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-7-29-3 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	68,192	63,034	66,654
決算額（千円）	66,828	62,845	64,270

出典：所管課提出資料

令和3年度（2021年度）はごみ収集車による自動車事故に係る損害賠償が比較的多額に発生したため、他年度と比較して、予算現額及び決算額とも多額となっている。

(2) 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-7-29-4 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
需用費	54,786	燃料費、修繕料、消耗品費
役務費	159	携帯電話使用料
使用料及び賃借料	8,259	有料道路通行料
補償、補填及び賠償金	1,066	自動車事故に係る賠償金
合計	64,270	

出典：所管課提出資料

需用費 54,786 千円の内訳は、主に消耗品費 17,179 千円、燃料費 36,390 千円、修繕料 1,168 千円である。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

図表 5-7-29-5 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
特定財源 国庫支出金	596
特定財源 その他	4,334
一般財源	59,340
合計	64,270

出典：所管課提出資料

4. 監査の結果及び意見

【意見 36】 成果指標と活動実績の設定

（現状）

当事業について、成果指標として「高速道路使用料」を設定しており、また、活動実績として軽油及びガソリンの燃料消費量を設定している。

（課題）

当事業の内容は定日及び臨時のごみ収集運搬及びごみ不法投棄等の指導であり、ごみの収集運搬に際し高速道路利用時のみに発生する高速道路使用料の合計額は、当事業全体の成果目標としては適しているとは言い切れない。

また同様に軽油やガソリンの消費量はごみ収集車の収集運搬距離を表すものと言えるが、収集車の燃費やドライバーが選択したルートの影響を大きく受けると考えられ、ごみの収集運搬や不法投棄指導の活動実績を十分に表しているとは言えないと考えられる。

（意見）

事業内容に見合った成果指標を検討することが望ましい。また、活動実績についても、ごみ収集量や臨時収集回数、指導回数等が考えられるが、事業内容に照らして、何が適切か検討することが望まれる。

No30 ごみ収集車購入事業

1. 事業の概要

- (1) 根拠法令等の名称
該当なし
- (2) 横須賀再興プランにおける位置づけ
横須賀再興プランで明確に位置づけられている事業では無いため、省略
- (3) 関連する個別計画（分野別計画）
該当なし
- (4) 事業目標・事業目的
ごみ収集車を計画的に更新し、市民生活に直接関わりのあるごみ収集を滞りなく行い、市民の生活衛生環境を清潔に保つこと。
- (5) 事業の内容
横須賀市単独の事業で、一定年数が経過しているごみ収集車の更新を行う。
- (6) 事業開始年度
昭和 37 年度（1962 年度）
- (7) 事業の形態（財源）
横須賀市単独事業

2. 指標、実績

- (1) 事業の効果測定の方法
適切なごみ収集車の購入管理を目的としているため、効果測定を行っていない。
- (2) 成果指標の推移（3 か年）
成果指標を設定していない。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

図表 5-7-30-1 利用件数、支給件数などの活動実績の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
車両購入 (単位：台)	6	0	6

出典：所管課提出資料

令和4年度（2022年度）も6台の購入を予定していたが、世界的な自動車部品不足により納車が間に合わず、令和5年度（2023年度）の購入及び納車となった。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-7-30-2 事業費の推移（3か年）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額 (千円)	当年度分	58,795	50,481	67,588
	繰越分	0	0	50,481
決算額（千円）	当年度分	58,795	0	1,258
	繰越分	0	0	50,481

出典：所管課提出資料

令和4年度（2022年度）の納車が翌年に延期されたため、令和4年度（2022年度）の決算額は0円となっている。

(2) 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-7-30-3 令和5年度（2023年度）歳出決算の主な内訳

節	金額（千円）	主な内容
備品購入費	51,693	軽四輪貨物自動車（1台）、ごみ収集車（5台）
役務費	46	リサイクル料金
合計	51,739	

出典：所管課提出資料

横須賀市ではごみ収集車を45台保有しているが、各年度計画的に購入しており、令和5年度（2023年度）においてもごみ収集車の購入費用について備品購入費として計上している。

(3) 令和5年度（2023年度）歳出決算の財源

図表 5-7-30-4 令和5年度（2023年度）歳出決算の財源

名称	金額（千円）
廃棄物処理施設整備事業費公債	51,600
一般財源	139
合計	51,739

出典：所管課提出資料

4. 監査の結果及び意見

【意見 37】 実態にあったごみ収集車の入札事務
（現状）

所管事務所では、用途に合わせた各種のごみ収集車を年度ごとに計画的に入札で購入している。

令和3年度（2021年度）までは入札を行った年度内にごみ収集車を購入できていたが、令和4年度（2022年度）以降、半導体等の世界的な自動車部品不足により納車が遅れ、落札・発注と同年度中の購入が困難な状況である。以下の図表 5-7-30-5 は直近3か年の年度別に業者の落札日と納車日の関係をまとめたものである。令和4年度（2022年度）から納車まで1年超を要することとなったが、令和5年度（2023年度）は納車まで1年5ヵ月から1年11ヵ月、令和6年度（2024年度）は1年8ヵ月程度と長期化が続いている状況と言える。

図表 5-7-30-5 年度別のごみ収集車落札日と納車日

年度	落札日	購入した車種と台数	納車日（予定含む）
令和4年度	令和4年4月25日	3 t 車 1 台	令和5年4月28日
		2 t 車 4 台	令和5年4月28日 令和5年5月22日 令和5年5月31日 令和5年6月13日
令和5年度	令和5年4月26日	4 t 車 2 台	令和6年9月26日
		3 t 車 1 台	令和7年2月末～ 令和7年3月上旬に 納車予定
		2 t 車 2 台	
令和6年度	令和6年7月31日	4 t 車 1 台	令和8年3月までに 納車予定
		3 t 車 3 台	
		2 t 車 1 台	

出典：所管課提出資料

(課題)

横須賀市では歳出予算の経費について、翌年度末までに支出（購入）を行う必要があり、横須賀市指名停止等措置規則第2条第1項別表第1にて「契約の相手方の責めに帰すべき事由により履行遅延の報告があったとき」は相手方である業者が一か月の入札停止となる旨定められている。

国際情勢の悪化は続き、今後も部品や車両の流通の大幅な改善は見込まれず、納車の長期化は避けられない状況と考えられるが、そのような状況でも、落札の次年度中までの納車が難しくなった場合、「契約の相手方の責めに帰すべき事由により履行遅延の報告があったとき」に該当することを恐れ、業者による活発な入札が行われていない可能性がある。

(意見)

活発な入札環境を確保するために、部品や車両の流通による納車遅延は「契約の相手方の責めに帰すべき事由」に該当しないことを明確にして、入札周知を行うことが望ましい。

Ⅷ 建設部 自然環境・河川課

No31 鳥獣保護管理対策事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令等の名称

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）
特定外来生物による生態系等に係る被害に関する法律（外来生物法）
動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）
神奈川県事務処理の特例に関する条例
鳥類被害対策支援補助金交付要綱

(2) 横須賀再興プランにおける位置づけ

大柱：未来につなぐ環境の保全・創出
中柱：自然環境の保全・活用と循環型社会の推進
小柱：身近な自然環境の保全、創出、活用

(3) 関連する個別計画（分野別計画）

神奈川県第 13 次鳥獣保護管理事業計画
第 4 次神奈川県アライグマ防除実施計画
横須賀市クリハラリス防除実施計画
第 2 次神奈川県イノシシ管理計画

(4) 事業目標・事業目的

野生鳥獣及び特定外来生物による生活被害や農作物被害、人身被害、生態系被害を防止すること。

(5) 事業内容

イ 鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可及び飼養登録事務手続きの執行
ロ 神奈川県イノシシ管理計画に基づくイノシシ捕獲の実施
ハ 特定外来生物法に基づくアライグマやクリハラリス等の防除の実施

(6) 事業開始年度

平成 24 年度（2012 年度）

(7) 事業の形態

イ 市町村事業推進交付金

財源：神奈川県

補助率：1/2 補助、交付限度額（1,100 万円）のうち他事業と分配

主な利用：委託料・需用費・役務費・備品購入費

ロ 市町村共同事業助成金

財源：公益財団法人神奈川県市町村振興協会

補助率：10 割

主な利用：委託料（イノシシ捕獲事業）

ハ 特定外来生物防除等対策事業交付金

財源：環境省

補助率：1/2 補助

主な利用：委託料

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

生態系への影響や、市民生活の安全を脅かす恐れのあるアライグマやクリハラリスが市内全域に生息しており、市内全域の分布域の減少や個体数の低減を抑えることを目標に防除を行っている。

市民に捕獲わなを貸出し捕獲行う「被害防除」、生息が多い山林等で捕獲を実施する「計画防除」の大きく2つの防除を行っている。わな設置台数を増加させ、捕獲圧を強化、また捕獲効率を上げられるよう捕獲講習会などを実施して、普及啓発を図り、わな設置台数や捕獲個体頭数で評価を行っている。

イノシシに関しては、生活被害や農作物被害、人身被害等を未然に防止し、市民の安全と安心を確保することを目的として、横須賀三浦地域に生息するイノシシの定着の解消を目指して積極的な捕獲を実施している。主に二子山山系に生息しており、隣接する逗子市や葉山町からの移入・繁殖があり、逗子市と共同で捕獲事業を実施している。

推定生息数は70頭前後と考えられているが、イノシシは年に1回約5頭を出産するため、個体数の減少を目指し、継続して継続して捕獲を行っている。

(2) 成果指標の推移（3か年）

図表 5-8-31-1 成果指標の推移（イノシシ）

指標名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ年間捕獲頭数 （市委託分のみ）（単位：頭）	目標	20	20	20
	実績	15※	11	8

※令和3年度（2021年度）は西地域の離れイノシシ1頭を含む。

出典：所管課提出資料

捕獲頭数の目標値を設定していないアライグマとクリハラリスは図表 5-8-31-2 に記載している。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

図表 5-8-31-2 成果指標の推移（アライグマ及びクリハラリス）

指標名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
被害防除				
アライグマ年間捕獲頭数 （単位：頭）	実績	157	181	307
クリハラリス年間捕獲頭数 （単位：頭）	実績	2,069	1,677	3,376
計画防除				
アライグマ年間捕獲頭数 （単位：頭）	実績	47	49	49
クリハラリス年間捕獲頭数 （単位：頭）	実績	1,514	984	807

出典：所管課提出資料

図表 5-8-31-3 わな設置台数（3か年）

指標名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
被害防除				
わな設置台数（クマ用） （単位：台）	実績	473	371	441
わな設置台数(リス用) （単位：台）	実績	717	536	648
計画防除				
わな設置台数（クマ用） （単位：台）	実績	55	53	52
わな設置台数(リス用) （単位：台）	実績	159	195	146

※各年度3月末時点の台数

出典：所管課提出資料

図表 5-8-31-4 クリハラリスの推定生息数と捕獲必要数（令和 5 年度）

指標名	横須賀市	他市町(3 市 1 町)	三浦半島全域
森林面積※（単位：ha）	3,837	3,384	7,221
捕獲必要数（単位：頭）	8,230	7,258	15,488

※森林面積については過去に実施した緑被率調査結果を参照

出典：所管課提出資料

図表 5-8-31-5 クリハラリスの捕獲実績数の推移

捕獲実績数（単位：頭）	横須賀市	他市町	三浦半島全域
令和元年度	3,004	1,781	4,785
令和 2 年度	4,937	2,786	7,723
令和 3 年度	3,583	3,582	5,974
令和 4 年度	2,661	2,676	5,337
令和 5 年度	4,183	4,985	9,168

出典：所管課提出資料

捕獲必要数は、外部の有識者から聴取した簡易計算式をもとに減少圧力をかけるために必要な捕獲数の目安である。横須賀市のみならず三浦半島全体において、令和 4 年度（2022 年度）から令和 5 年度（2023 年度）にかけての捕獲頭数が急増している。急増理由について、生息数の増加が主な原因と所管課は推測している。なお、ここで指す三浦半島全体とは横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町の 5 市町であり、他市町とは三浦半島全体から横須賀市を除く鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町の 4 市町である。

3. 予算、決算

（1）事業費の推移（3 か年）

図表 5-8-31-6 事業費の推移（3 か年）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算現額（千円）	24,274	22,254	23,982
決算額（千円）	23,246	20,457	19,056

出典：所管課提出資料

令和 5 年度（2023 年度）について決算額が予算現額を大きく下回った要因は、計画防除にかかる補助金の確定時期が遅れたことにより、補助金額確定ののち締結される業者との委託期間が短縮となり、その結果、元の計画期間からの短縮（計画時：7～8 か月、実績：5.5 か月）及び、被害防除やイノシシ捕獲事業による入札差金が発生したことによるものである。

(2) 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-8-31-7 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

節名称等	金額(千円)	主な内容
給与費	930	会計年度任用職員
報酬費	34	捕獲講習会講師謝礼
旅費	6	県庁・研修会出席等
需用費	867	クリハラリス捕獲用わな、炭酸ガス、幼獣安楽殺用医薬品、その他消耗品
役務費	15	狩猟免許受験料・診断書料、捕獲講習会参加者保険料
委託料	16,795	特定外来生物防除委託料 イノシシ捕獲業務委託料
備品購入費	399	アライグマ捕獲用わな
負担金、補助及び交付金	10	狩猟免許事前講習会講習料
合計	19,056	

出典：所管課提出資料

捕獲業者への委託料が歳出の大部分を占める。捕獲業者に大規模法人がなく、計画防除の場合は市内全域の地理や対象生物の生息地域の把握も必要となることから委託可能な業者が限られている。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

図表 5-8-31-8 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
一般財源	7,106
特定外来生物防除等対策事業交付金	4,814
市町村事業推進交付金	6,135
市町村共同事業助成金	1,001
合計	19,056

出典：所管課提出資料

国庫補助金である特定外来生物防除等対策事業交付金の交付対象は限定されており、アライグマやクリハラリス等が該当する。この対象外となるハクビシンの捕獲費用については市町村事業推進交付金を財源の一部として利用している。

4. 監査の結果及び意見

【意見 38】適時な情報収集と近隣地域との協力体制の構築

(現状)

事業費は過去の捕獲実績に基づき毎年度検討されているが、近年クリハラリスをはじめとして捕獲頭数が急増している影響により予算不足や人手不足が度々発生している。またこれは横須賀市に限らず、近隣の鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町においても類似した事象が発生している。

(課題)

横須賀市においてはまだ大規模な農業被害の発生までには至っていないが、近隣地域においては既に事例が発生しており、市民個人単位の被害申請によって行う被害防除のみでは対応の限界があり、三浦半島全体で足並みを揃えた計画的防除が重要という見方がなされている。一方で、生息状況の調査や分析や、広域的な計画防除を実行するには三浦半島の地理に対する専門的知見と相当程度の資金が必要となることから、横須賀市のみで完結可能な課題ではないため、横須賀市としても当該状況について真摯に受け止め、近隣地域との協力体制をより一層強化することが求められている。

(意見)

現在も増加し続けている捕獲対象生物の生息状況や被害状況把握の調査、有識者を含めての分析、および対応策としての被害防除や計画防除の実行において、近隣地域との適時に情報交換するとともに、近隣地域との足並みを揃えるために必要な人材と予算が適切に確保されているのかどうかを改めて検討されたい。

No32 みどりの基本計画推進事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令等の名称

みどりの基本条例、都市緑地法

(2) 横須賀再興プランにおける位置づけ

大柱：未来につなぐ環境の保全・創出

中柱：自然環境の保全・活用と循環型社会の推進

小柱：身近な自然環境の保全、創出、活用

(3) 関連する個別計画（分野別計画）

横須賀市みどりの基本計画

(4) 事業目標・事業目的

「みどりの基本計画」に位置づけられた施策を推進し、みどりの保全及び創出を図ること。

また、「みどりの基本条例」に規定した制度等を創設し、市民が「みどり」にふれあえるよう、身近なみどりを増やすこと。

(5) 事業内容

平成 28 年（2016 年）3 月に策定した「みどりの基本計画（現行計画書）」を令和 4 年（2022 年）3 月において中間見直しを実施し、「みどりの基本計画中間見直し(中間見直し書)」を策定した。加えて、毎年度計画の進捗状況を年次報告書として取りまとめ公表している。

「みどりの基本計画」や年次報告書等は、外部の有識者等から構成された審議会である「環境審議会」及び「みどり政策推進部会」で検討が行われているほか、庁内の会議体である「環境総合政策会議」及び「みどりの基本計画推進部会」で検討が行われている。

また、みどりの量と質を向上させ、市民に還元できる取り組みを実施する。

(6) 事業開始年度

平成 22 年度（2010 年度）

(7) 事業の形態（財源）

横須賀市単独事業

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

「みどりの基本計画（現行計画書）」の策定・改定の取りまとめが主な事業内容であり、成果指標の設定になじまないため、効果測定は行っていない。

(2) 成果指標の推移（3か年）

2. (1) 事業の効果測定の方法のとおり、成果指標は設定していない。

(3) 利用件数、支給件数などの活動実績の推移（3か年）

主な活動実績は、以下のとおり。

・令和3年度（2021年度）

「みどりの基本計画中間見直し(中間見直し書)」の策定を実施した。

・令和4年度（2022年度）

第32回全国「みどりの愛護」のつどいの記念植樹定植お披露目会を実施した。

・令和5年度（2023年度）

「みどりの基本計画中間見直し(中間見直し書)」の推進施策の一つである気候変動等に適応する樹林地の保全の一環で、武山地区の樹林地管理モデル事業を実施した。樹林地管理モデル事業は、樹林地整備に向けて試験的に間伐や危険木の除伐をして、その後の経過を観察することで、市内の樹林地の在り方や課題を整理し、今後の樹林地管理に活用する事業である。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-8-32-1 事業費の推移（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（千円）	3,644	1,467	5,083
決算額（千円）	3,614	1,370	4,981

出典：所管課提出資料

令和3年度（2021年度）は、「みどりの基本計画中間見直し(中間見直し書)」の策定について業務委託を行ったことで委託料が3,465千円生じた。また、令和5年度（2023年度）は、樹林地管理モデル事業について業務委託を行ったことで委託料が4,819千円生じた。一方で、令和4年度（2022年度）については、このような業務委託を行わなかったための予算現額及び決算額は、他の年度と比較して低い水準となっている。

(2) 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-8-32-2 令和5年度(2023年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
需用費	162	みどりの花バトンリレー資材他
委託料	4,820	令和5年度(2023年度)武山地区樹林地管理モデル業務委託
合計	4,981	

出典：所管課提出資料

歳出の主な内容は、樹林地管理モデル業務の委託料4,820千円である。

(3) 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

図表 5-8-32-3 令和5年度(2023年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
みどりの基金繰入金	162
一般財源	4,819
合計	4,981

出典：所管課提出資料

歳入の内容は、一般財源4,819千円とみどりの基金からの繰入金162千円である。

なお、みどりの基金とは、みどりを保全・再生・活用するためのさまざまな事業のために活用するための基金であり、協賛企業、指定寄付及びふるさと納税からの寄付を受けている。

4. 監査の結果及び意見

【意見 39】 緑被率の定期的な調査の実施

（現状）

「みどりの基本計画中間見直し(中間見直し書)」において、みどりの将来像の実現に向けた目標としてみどりの量の維持・向上を掲げており、緑被率（約 54.5%）の維持・向上を数値目標と設定している。一方で、平成 27 年度（2015 年度）以降、緑被率の調査は行われていない状況である。

（課題）

平成 27 年度（2015 年度）以降、緑被率の調査は行われていない、みどりの量の維持・向上という目標が達成されているか直近の状況が把握できず、この目標に関連した施策が全体として効果が発揮されたかどうか判断することが難しい状況である。

（意見）

みどりの量の維持・向上という目標達成状況を把握するため、緑被率の調査を定期的に実施することが望ましい。

また、平成 27 年度（2015 年度）以降、緑被率の調査が行われていない背景として、その業務委託費が高額であることが挙げられる。これまでの緑被率の調査は、航空写真を使用して行われたが、近年では衛星画像を使用した調査など新技術が登場しており、コストの低い調査方法を検討することが望ましい。なお、これまでと調査方法を変更した場合、緑被率算出の精度等が変わる可能性があるため、過去の緑被率との比較可能性も考慮して調査方法を検討されたい。

5. 前回の監査の指摘や意見に対する市の措置状況について点検

(1) 重点施策の事業スケジュールの開示について（意見）

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

令和元年度（2019 年度） 包括外部監査

（意見の概要）

重点施策について、年度別の事業スケジュールが示されているが、具体的な実施内容が記載されていない。そのため、仮にある年度に事業が実施されなかったとしても、当該年度において当初より予定していなかったのか、予定していたにも関わらず実施できなかったのか等、事業の進捗状況を判断できない。

また、目標と実績を対比する形で記載していないため、目標の達成状況を把握することが困難となっている。

各年度における具体的な実施内容を事業スケジュールに落とし込み、目標と実績を対比させることで、市民にとって事業の状況や目標の達成状況を分かりやすく開示することを検討されたい。

（市の措置内容）

重点施策の進行管理において事業の進捗状況が分かりにくくなっている点について、ご指摘のとおりと考えており、そのために何ができるかについて検討したい。

本件について、これまでの会議の開催状況を表記するなど行ってきたが、それでは意味がないとの市民等からご指摘を受け、現在の進行管理形態となった。

また、検討状況には利害関係者にかかわる問題などから表記できない事項もある。いずれにせよ、可能な施策から進捗の公表の在り方について検討したい。

ロ 措置状況のフォローアップ

「みどりの基本計画（現行計画書）」は、計画時から5年経過した令和3年度（2021年度）において中間見直しが行われた。見直しにおいて、計画期間前半の施策ごとの進捗率・状況をA～Cの3段階評価を行い、公表されている。評価基準は、図表5-8-32-4を参照。

また、みどりの基本計画年次報告書において、その年度の目標値達成状況を目標と実績を対比させることで、それぞれの指標の進捗状況を示している。

以上より、意見に対する措置内容は講じられていると考えられる。

図表 5-8-32-4 評価基準

評価	算出方法 ※	数値目標		評価別の今後の取組
		あり	なし	
A	進捗率	70%以上	—	・さらなる進捗率の上を目指す。 ・または、維持すべき施策として引き続き推進する。
	進捗状況	—	十分	
B	進捗率	50%以上 70%未満	—	・進捗率を高める施策を推進する。 ・または、継続すべき施策を推進する。
	進捗状況	—	半分以上	
C	進捗率	50%未満	—	・進捗していない理由を分析する。 ・実施すべき施策を推進する。 ・その他の施策は次回の改定時に、取り扱いを検討する。
	進捗状況	—	半分未満	

※数値目標を掲げている施策：指標に対する進捗率を算出しました。

数値目標を掲げていない施策；取組状況から目標に対する進捗状況を総合的に判断しました。

出典：みどりの基本計画中間見直し(中間見直し書)令和4年（2022年）3月

(2) 既存公園の機能の見直しの検討について（意見）

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

令和元年度（2019 年度） 包括外部監査

（意見の概要）

既存公園の機能の見直しの検討について、過去より「未着手・検討予定」の状況が続いており検討が進んでいない状況である。平成 28 年 5 月に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等の在り方検討会」（国土交通省）の最終報告が公表され、「都市公園等についてストック効果を高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園の一層柔軟に使いこなす」、といった基本的な考え方が示され、都市公園を使いこなすためのマネジメントの強化がうたわれている。市においても、当該委員会の最終報告を踏まえ「既存公園の機能の見直し」について具体的な検討を進められたい。

（市の措置内容）

都市公園の配置適正化や機能について、令和 2、3 年の 2 か年で見直しの検討をしていく。

ロ 措置状況のフォローアップ

「みどりの基本計画中間見直し(中間見直し書)」において、都市公園に関する施策について見直しを行い、7つの推進施策を5つの推進施策に整理を行った。これらの施策に基づき、令和3年度（2021 年度）に「都市公園の整備・管理の方針」が定められ、都市公園の配置適正化や機能について施策の推進を図っており、意見に対する措置内容は講じられていると考えられる。

(3) 横須賀再興プランを反映した数値目標の設定について（意見）

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

令和元年度（2019 年度） 包括外部監査

（意見の概要）

市の最上位の計画である「総合計画」の「実施計画」に該当する横須賀再興プランにおいて、「バリアフリー化対策の推進」や「公園施設長寿命化対策の推進」に関して具体的な数値目標が設定されている。推進の視点が同じであれば、みどり基本計画においても同様の数値目標を設定して PDCA サイクルに基づいて事業を実施・評価することが望まれる。

（市の措置内容）

「みどりの基本計画」における、数値目標を変更することは想定していないが、進行管理の中において、実施計画の数値目標を踏まえた達成度を確認し明記していくこととしたい。

ロ 措置状況のフォローアップ

「みどりの基本計画中間見直し(中間見直し書)」において、都市公園に関する施策について見直しを行い、7つの推進施策を5つの推進施策に整理を行った。これらの施策に基づき、令和3年度（2021 年度）に「都市公園の整備・管理の方針」が定められ、都市公園の配置適正化や機能について施策の推進を図っており、意見に対する措置内容が講じられていると考えられる。

(4) 定量的な目標の設定について（意見）

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

令和元年度（2019 年度） 包括外部監査

（意見の概要）

各推進施策に目標が設定されているが、定量的な数値目標は、推進施策 No31 「都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討」における目標の1つとして設定された「現状維持：520 箇所、511ha」という指標のみである。市は、「都市公園等の適切な維持管理の推進」（推進施設 No35）や「都市公園等の情報発信の推進」（推進施策 No36）といった定性的な目標に対して、当該都市公園等の適切な維持管理や情報発信を実施することで目標を達成したとしている。しかし、このような抽象的な情報だけでは、事業が効率的かつ効果的に実施できたかどうかは明らかにならず、次年度に取り組むべき課題の明確や改善行動に結び付けることも困難となる。事業の目標として、可能な限り実施件数や進捗率など定量的に測定できる指標を設定することを検討されたい。その際、事業活動が計画どおりに実施できているかという観点からの評価に加えて、当該事業活動を実施したことによる実際にどのような成果が得られているかという観点からの評価もあわせて実施することを検討されたい。

（市の措置内容）

「みどりの基本計画」における、数値目標を変更することは想定していないが、進行管理の中において、実施計画の数値目標を踏まえた達成度を確認し明記していくこととしたい。

ロ 措置状況のフォローアップ

みどりの基本計画年次報告書においては、その年度の目標値達成状況を目標と実績を対比させることで、それぞれの指標の進捗状況を示している。数値目標も令和元年度（2019 年度）当時よりも増えていると考えられ、意見に対する措置内容は講じられていると考えられる。

以上